

写

令和 5 年

大竹市議会臨時会 (第 1 回) 会議録

大竹市議会定例会 (第 2 回) 会議録

大 竹 市 議 会

令和5年1月大竹市議会臨時会（第1回）会議録目次

1月20日開会

1月20日閉会

◎第1日（1月20日）

議事日程	-----	1	
会議に付した事件	-----	1	
出席議員	-----	1	
欠席議員	-----	1	
説明のため出席した者	-----	1	
出席した事務局職員	-----	2	
会期決定について	-----	3	
会期日程表	-----	3	
開会（開議）	-----	4	
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4	
日程第 2 会期決定について	-----	4	
日程第 3 議案第 1号	-----	4	
日程第 4 議案第 2号	-----	5	
日程第 5 議案第 3号	-----	6	
追加日程第 1 議案第 1号	-----	8	
追加日程第 2 議案第 2号			
	（一括）	-----	9
追加日程第 3 議案第 3号			
日程第 6 議案第 4号	-----	11	
閉会	-----	13	

令和5年3月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

2月27日開会

3月24日閉会

◎第1日（2月27日）

議事日程	-----	15
会議に付した事件	-----	16
出席議員	-----	16
欠席議員	-----	17
説明のため出席した者	-----	17
出席した事務局職員	-----	17
会期決定について	-----	18
会期日程表	-----	18
開会（開議）	-----	19
日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	19
日程第 2	会期決定について -----	20
日程第 3	議案第 5号	
	）（一括） -----	20
日程第 15	議案第 17号	
日程第 16	議案第 18号	
	）（一括） -----	26
日程第 22	議案第 37号	
日程第 23	議案第 19号	
	）（一括） -----	30
日程第 27	議案第 31号	
日程第 28	議案第 27号 -----	33
日程第 29	議案第 29号	
	）（一括） -----	34
日程第 30	議案第 30号	
日程第 31	議案第 32号 -----	36
日程第 32	議案第 33号 -----	37
日程第 33	議案第 34号	
	）（一括） -----	38
日程第 35	議案第 36号	
日程第 36	令和5年陳情第1号 -----	40
日程第 37	令和5年陳情第2号 -----	40
散会	-----	41

◎第2日（3月7日）

議事日程	-----	43
会議に付した事件	-----	44
出席議員	-----	44
欠席議員	-----	44
説明のため出席した者	-----	44
出席した事務局職員	-----	45
一般質問及び総括質疑通告表	-----	46
開議	-----	50
日程第1 会議録署名議員の指名	-----	50
日程第2 議案第5号		
(一括)	-----	50
日程第12 議案第15号		
延会	-----	117

◎第3日（3月9日）

議事日程	-----	119
会議に付した事件	-----	120
出席議員	-----	120
欠席議員	-----	120
説明のため出席した者	-----	120
出席した事務局職員	-----	121
開議	-----	122
日程第1 会議録署名議員の指名	-----	122
日程第2 議案第5号		
(一括)	-----	122
日程第12 議案第15号		
日程第13 議案第19号		
(一括)	-----	130
日程第19 議案第33号		
日程第20 議案第18号		
(一括)	-----	133
日程第32 議案第37号		
散会	-----	139

◎第4日（3月24日）

議事日程	-----	141
会議に付した事件	-----	141

出席議員	-----	141
欠席議員	-----	141
説明のため出席した者	-----	142
出席した事務局職員	-----	142
開議	-----	143
日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	143
日程第 2	議案第 5号	
	(一括) -----	143
日程第 1 2	議案第 1 5号	
日程第 1 3	議案第 3 8号 -----	152
追加日程第 1	議案第 3 8号 -----	153
日程第 1 4	閉会中の継続審査の申し出について -----	154
日程第 1 5	議員派遣について -----	154
閉会	-----	156

令和5年1月  
大竹市議会臨時会（第1回）議事日程

令和5年1月20日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1号	大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について	総務文教付託
第 4	議案第 2号	工事請負契約の締結について	生活環境付託
第 5	議案第 3号	財産の無償貸付について	生活環境付託
第 6	議案第 4号	大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の制 定について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号（説明・付託）
- 日程第 4 議案第 2号（説明・付託）
- 日程第 5 議案第 3号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第 1号（報告・表決）
- 追加日程第 2 議案第 2号から追加日程第 3 議案第 3号（報告・表決）
- 日程第 6 議案第 4号（説明・表決）

○出席議員（16人）

1番 賀屋 幸治	2番 末 広 天 佑
3番 藤川 和弘	4番 原 田 孝 徳
5番 小 中 真樹雄	6番 中 川 智 之
7番 小田上 尚典	8番 北 地 範 久
9番 西 村 一 啓	10番 和 田 芳 弘
11番 網 谷 芳 孝	12番 児 玉 朋 也
13番 山 崎 年 一	14番 日 域 究
15番 細 川 雅 子	16番 寺 岡 公 章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	佐 伯 和 規
市 民 生 活 部 長	中 村 一 誠

健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
建設部地籍調査担当部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長

三原尚美  
山本茂広  
小田健治  
古賀正則  
小田明博  
柿本剛  
三井佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

三上健  
北修治

## 会期決定について

令和5年1月大竹市議会臨時会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和5年1月20日提出

大竹市議会議長 賀屋幸治

自 令和5年1月20日

1日間

至 令和5年1月20日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
1. 20	金	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（付託）
			生活環境委員会 総務文教委員会	付託案件審査
				・一般議案委員長報告（表決） ・一般議案上程（即決） ・閉会



10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案いたします議案でございますが、条例の制定について、工事請負契約の締結について、財産の無償貸付についてでございます。後ほど詳しく説明させていただきますが、議員の皆様におかれましては、どうか慎重に御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（賀屋幸治） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、西村一啓議員、10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 議案第1号 大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第1号大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第1号大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

個人情報保護制度について、従来、民間事業者、国の行政機関及び地方公共団体で、それぞれ異なる法律・条例により規定していましたが、令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律に統合され、全国共通のルールとして一律に適用されることとなります。本市におきましても、同法が直接適用されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨について、第2条は、実施機関及び本条例で使用する用語の定義について規定しています。

第3条は、保有個人情報の開示義務について規定しています。

第4条から第6条は、開示決定等の期限及びその特例、開示請求に係る手数料等について規定しています。

第7条は、訂正決定等の期限を、第8条は、利用停止決定等の期限について規定しています。

第9条から第11条は、大竹市情報公開・個人情報保護審査会への諮問、審査会の調査権限、審議手続は非公開とする旨を規定しています。

第12条は、運用状況の公表について規定しております。

第13条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、第1条で、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。

第2条で、大竹市個人情報保護条例の廃止について、第3条及び第4条で、旧条例の廃止に伴う経過措置について、第5条及び第6条は、本条例の制定に伴い、大竹市附属機関設置に関する条例及び大竹市手数料条例について、必要な改正を行うものでございます。

以上、議案第1号の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第2号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申

上げます。

今回、提案させていただきます大竹駅東口交通広場整備工事についてでございますが、本工事は、大竹駅東口に交通広場の整備をするものでございます。

工事概要ですが、全体面積約3,870平方メートルのうち、このたび整備する面積は約2,700平方メートルのロータリーです。歩道はインターロッキングブロックで舗装し、タクシー乗降場等の上部にはシェルター、屋根を整備する工事でございます。

入札方法につきましては、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和4年11月29日に入札公告を行い、12月14日の指名業者審査会を経て、12月27日に2者による入札を執行いたしました。

その結果、1億5,160万2,607円で落札した株式会社福永建設工業と、1月6日に、工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました1億6,676万2,867円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和6年1月31日まででございます。

以上、議案第2号の提案説明を終わります。よろしく御審議を賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議案第3号 財産の無償貸付について

○議長（賀屋幸治） 日程第5、議案第3号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第3号財産の無償貸付について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、阿多田島の交通機関の確保及び島民の生活の安定と向上を図るため、地域公共交通整備事業で新たに建造したフェリーを阿多田～小方航路の運航事業者は無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、事業の目的及び内容でございますが、本事業は、航路の安全で安定的な運航の確保と運賃抑制の要望に応えるため、離島航路構造改革補助事業を活用して市が新船を建

造し、有限会社阿多田島汽船に無償で貸し付ける代替建造事業でございます。

本事業により航路損益の負担を軽減し、もって運航事業者の経営改善を図るとともに、島民の生活の安定と向上にも資するものでございます。

次に、無償貸付する財産でございますが、現在、地域公共交通整備事業で新たに建造しております阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船1隻でございます。

新船の概要でございますが、旅客定員150名、4トントラック1台、2トントラック2台、普通乗用自動車2台の積載が可能な、設計時の全長32.46メートル、幅7.2メートル、総トン数99トン、2基2軸の主機関を有するフェリーでございます。

1階部分には、自動ドア、バリアフリートイレ、車椅子スペースなどのバリアフリー客室を確保し、利用者の利便性と快適性の向上を図っています。

また、島内の児童・生徒が通学に利用しやすいように、2階部分に学生優先エリアを設定いたします。この学生優先エリアは、通学時間帯以外は一般客も利用できるようななど、利用客の皆さんの利便性が向上するよう柔軟に対応できるように考えております。

次に、無償貸付する相手方でございますが、現在の阿多田～小方航路の運航事業者であります有限会社阿多田島汽船でございます。

貸し付けの期間は、大竹市が建造工事の受注者から新船フェリーの引き渡しを受けた日から5年間としております。貸し付けの開始日につきましては、天候不良などによる引き渡し日の変更も考慮いたしまして、引き渡しを受けた日からとしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、生活環境委員会に付託いたします。

この際、御通知いたします。次の休憩中、生活環境委員会を、その終了後、総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、その終了後、広報広聴特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。委員各位におきましてはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時14分 休憩

14時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第1号、議案第2号及び議案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたし

たいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第1号 大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、議案第1号大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年1月20日、第1回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                          | 審査の結果 |
|-------|-----------------------------|-------|
| 議案第1号 | 大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について | 原案可決  |

令和5年1月20日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

[総務文教委員長 児玉朋也 登壇]

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第1号大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2～追加日程第3

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 財産の無償貸付について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第2、議案第2号工事請負契約の締結について及び追加日程第3、議案第3号財産の無償貸付についての2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年1月20日、第1回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                           | 審査の結果 |
|-------|------------------------------|-------|
| 議案第2号 | 工事請負契約の締結について（大竹駅東口交通広場整備工事） | 原案可決  |
| 議案第3号 | 財産の無償貸付について                  | 原案可決  |

令和5年1月20日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究 登壇〕

○生活環境委員長（日域究） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第2号工事請負契約の締結についてでございますが、本件では、「本件工事を一般競争入札とした理由を伺う」との質疑に対しまして、「本工事の予定価格は約1

億8,000万円であり、設計金額が2,000万円を超えるものは大竹市建設工事一般競争入札実施要綱の規定により一般競争入札を行っている」との答弁がございました。

また、「総合評価による入札は検討しなかったのか」との質疑に対しまして、「大竹市では、技術的な工夫の余地が少なく、小規模な工事において総合評価方式を試行しているが、本件工事は予定価格が高額なため、検討していない。ただし、国は価格のみによらない総合評価方式も含めた多様な入札契約方式を推進しており、本市でも将来的に本格的に導入したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第3号財産の無償貸付についてでございますが、本件では、「貸付期間を5年とした理由を伺う」との質疑に対しまして、「大竹市公有財産管理規則で、普通財産のうち、建物その他の財産の貸し付けは、5年以内とすると規定されている。なお、この期間は、更新することができるので、5年ごとに更新のための議決をいただきたいと考えている」との答弁がございました。

また、「今後の運賃についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「仮に阿多田島汽船が新船を建造した場合、汽船は建造費に加え借入金の利子などを支払う必要があるが、このたびは公設民営方式での建造のため、そのような費用は生じず、欠損削減効果がある。それにより新船導入後の運賃上昇を当面見送ることが可能で、島民の方全体の支援につながると考える」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案2件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を、一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第4号 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（賀屋幸治） 日程第6、議案第4号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎年一議員。

[議会運営委員長 山崎年一 登壇]

○議会運営委員長（山崎年一） 議案第4号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

午前中の議案第1号大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての提案理由において、執行部からも御説明がありましたとおり、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日に施行されます。

改正後の個人情報保護法では、地方公共団体は法の適用を受ける一方、議会については原則、適用除外とされておりますが、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する、とされております。これを踏まえ、改正後の個人情報保護法の規定を参考に、大竹市議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があると考え、本条例案を提案するものであります。

本条例案は、大竹市議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報や個人情報ファイルに関する取り扱い、また、個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続き等について規定するとともに、条例に反する行為があったときの罰則規定を設けております。なお、この条例の施行日は改正個人情報保護法の施行日である令和5年4月1日としております。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨に御賛同いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより、討論に入ります。  
討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
議案第4号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。  
本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。  
臨時会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。  
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

- 市長（入山欣郎） 大竹市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。  
このたびの臨時会では、議員の皆様におかれましては、御提案申し上げました案件を終始熱心に御審議いただき、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。  
本日、大竹駅東口広場の工事契約について議決をいただきました。東西広場の整備がまだ残っておりますが、市民の皆様の長年の願いであった大竹駅東西を結ぶ自由通路と橋上駅の利用がいよいよ来月から始まります。これまで御理解と御協力を賜りました議員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。  
まだまだ寒い日が続きますが、健康には十二分に御留意いただきまして、皆様のますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

(5. 1. 20)

14時35分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月20日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘

令和5年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年2月27日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名   | 付 記              |
|-----|--------|---|------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                      |                  |
| 第 2 |        | 会期決定について  |                  |
| 第 3 | 議案第 5号 | 令和5年度大竹市一般会計予算                                  | 予 算 説 明<br>(一 括) |
| 第 4 | 議案第 6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算                            |                  |
| 第 5 | 議案第 7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                            |                  |
| 第 6 | 議案第 8号 | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算                            |                  |
| 第 7 | 議案第 9号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                          |                  |
| 第 8 | 議案第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算                              |                  |
| 第 9 | 議案第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算                              |                  |
| 第10 | 議案第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                           |                  |
| 第11 | 議案第13号 | 令和5年度大竹市水道事業会計予算                                |                  |
| 第12 | 議案第14号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算                             |                  |
| 第13 | 議案第15号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算                             |                  |
| 第14 | 議案第16号 | 副市長の選任の同意について                                   | 即 決              |
| 第15 | 議案第17号 | 教育委員会委員の任命の同意について                               | 即 決              |
| 第16 | 議案第18号 | 大竹市子ども医療費助成条例の制定について                            | 生活環境付託<br>生活環境付託 |
| 第17 | 議案第20号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について                        |                  |
| 第18 | 議案第23号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | 生活環境付託<br>(一 括)  |
| 第19 | 議案第24号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境付託           |
| 第20 | 議案第25号 | 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について                          | 生活環境付託           |
| 第21 | 議案第26号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                            | 生活環境付託           |
| 第22 | 議案第37号 | 権利の放棄について                                       | 生活環境付託           |
| 第23 | 議案第19号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について             | 総務文教付託           |
| 第24 | 議案第21号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について            | 総務文教付託<br>(一 括)  |
| 第25 | 議案第22号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について             | 総務文教付託           |

|     |           |  |   |                 |
|-----|-----------|--|---|-----------------|
| 第26 | 議案第28号    | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                   | } | 総務文教付託          |
| 第27 | 議案第31号    | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                      |   | 総務文教付託          |
| 第28 | 議案第27号    | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | } | 総務文教付託          |
| 第29 | 議案第29号    | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                  |   | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第30 | 議案第30号    | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                      | } | 生活環境付託          |
| 第31 | 議案第32号    | 市道路線の廃止及び認定について                            |   | 生活環境付託          |
| 第32 | 議案第33号    | 令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)                      | } | 総務文教付託          |
| 第33 | 議案第34号    | 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)                    |   | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第34 | 議案第35号    | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)                 |   | 生活環境付託          |
| 第35 | 議案第36号    | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)                 |   | 生活環境付託          |
| 第36 | 令和5年陳情第1号 | 事業系ごみ処理に係る陳情                               |   | 生活環境付託          |
| 第37 | 令和5年陳情第2号 | フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装について                    |   | 生活環境付託          |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 5号から日程第15 議案第17号(説明・継続・質疑・表決)
- 日程第16 議案第18号から日程第22 議案第37号(説明・質疑・付託)
- 日程第23 議案第19号から日程第27 議案第31号(説明・付託)
- 日程第28 議案第27号(説明・付託)
- 日程第29 議案第29号から日程第30 議案第30号(説明・付託)
- 日程第31 議案第32号(説明・付託)
- 日程第32 議案第33号(説明・付託)
- 日程第33 議案第34号から日程第35 議案第36号(説明・付託)
- 日程第36 令和5年陳情第1号(付託)
- 日程第37 令和5年陳情第2号(付託)

#### ○出席議員(16人)

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 賀屋幸治  | 2番  | 末広天佑 |
| 3番 | 藤川和弘  | 4番  | 原田孝徳 |
| 5番 | 小中真樹雄 | 6番  | 中川智之 |
| 7番 | 小田上尚典 | 8番  | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓  | 10番 | 和田芳弘 |

11番 網谷 芳孝  
13番 山崎 年一  
15番 細川 雅子

12番 児玉 朋也  
14番 日城 究  
16番 寺岡 公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
副 市長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
建設部地籍調査担当部長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
小 西 啓 二  
佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
山 本 茂 広  
小 田 健 治  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

## 会期決定について

令和5年3月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和5年2月27日

26日間

至 令和5年3月24日

## 会期日程表

| 期 日   |   | 会 議 |                          | 付 記   |
|-------|---|-----|--------------------------|---|
| 月 日   | 曜 | 本会議 | 委 員 会                    |   |
| 2. 27 | 月 | 本会議 |                          | ・開会 ・会期決定<br>・当初予算説明<br>・一般議案上程（即決・付託）<br>・陳情上程（付託）<br>・散会      |
|       |   |     | 総務文教委員会                  | 付託案件審査  |
| 28    | 火 | 休 会 |                          |   |
| 3. 1  | 水 |     | 生活環境委員会                  | 付託案件審査 10時～   |
| 2     | 木 |     | 基地周辺対策特別委員会<br>議会改革特別委員会 | 10時～  |
| 3     | 金 |     |                          |   |
| 4     | 土 |     |                          |   |
| 5     | 日 |     |                          |   |
| 6     | 月 |     |                          |   |
| 7     | 火 | 本会議 |                          | ・一般質問及び総括質疑<br>（予算特別委員会設置・付託）<br>・一般議案委員長報告（表決）<br>・陳情委員長報告（表決） |
| 8     | 水 | 休 会 |                          | ※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式   |
| 9     | 木 | 予備日 | 予算特別委員会                  | 正副委員長互選   |
| 10    | 金 | 休 会 |                          |   |
| 11    | 土 |     |                          |   |
| 12    | 日 |     |                          |   |
| 13    | 月 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 10時～   |
| 14    | 火 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 10時～   |
| 15    | 水 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 10時～   |
| 16    | 木 |     | 予算特別委員会（予備日）             |   |
| 17    | 金 |     |                          | ※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式   |
| 18    | 土 |     |                          |   |
| 19    | 日 |     |                          |   |
| 20    | 月 |     |                          |   |
| 21    | 火 |     |                          | （春分の日）  |
| 22    | 水 |     |                          |   |
| 23    | 木 |     |                          |   |
| 24    | 金 | 本会議 |                          | ・予算議案委員長報告（表決）<br>・閉会   |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をいたしたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和5年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

令和5年度は、将来のまちの発展に資する継続事業にしっかりと取り組むとともに、新たな子育て支援施策を含む大竹市の魅力を一層高めるための事業、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業に重点的に取り組んでまいります。

先日は、周囲の皆様の悲願でございました、JR大竹駅の東西を結ぶ自由通路と橋上駅舎が完成し、利用が始まりました。計画から完成まで半世紀という長い年月がかかりましたが、過去から少しずつでも前向きに取り組んできた積み重ねがようやく形になりました。

世の中は、人口減少に加え、長引くコロナ禍や世界情勢に端を発した物価高、あるいは燃料費の高騰などにより大変厳しい状況が続いておりますが、今後もまちをよくするための施策の実施に当たっては多くの方々のお力添えをいただきながら、一步一步確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和5年度当初予算案をはじめ、副市長の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定及び一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計などの補正予算案など、合わせて33案件でございます。これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、児玉朋也議員、



13番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は26日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3～日程第15〔一括上程〕

議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算

議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算

議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第16号 副市長の選任の同意について

議案第17号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第15、議案第17号教育委員会委員の任命の同意についてに至る13件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和5年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第1期大竹市まちづくり基本計画も残すところ2年となります。私はさまざまな場面で、よいまちの実現のためには、完成までに長い時間がかかる大きな事業であっても、30年、50年かけてもやり遂げることが大切であると申し上げてまいりました。

2月19日、これまで続けてきた一步一步の積み重ねが実を結び、市民の皆様にとって半世紀にもわたる願いであった、大竹駅の東西を結ぶ自由通路と橋上駅が供用開始されまし

た。何十年先であっても、どんなに困難なときがあったとしても、人の心と力を結集し、地道な積み重ねを続けていけば、必ずよいまち大竹を実現できると考えております。

令和5年度は、第1期まちづくり基本計画のまちづくりのテーマである「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」の実現に向けて、将来のまちの発展に資する継続事業、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業を中心に予算編成を行いました。

令和5年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は、159億418万2,000円でございます。継続して進めております大竹駅周辺整備事業や大竹小学校プール建設事業などの普通建設事業費の増加により、前年度比4.8%の増加となっております。

この予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比1%の増加を見込んでおり、地方交付税や臨時財政対策債を加えた一般財源総額は、増加を見込んでおります。市債は、普通建設事業費の増加により、前年度比4.2%の増加となっております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、将来のまちの発展に資する継続事業としまして、大竹駅周辺整備事業や小方地区のまちづくり関連事業に取り組みます。

大竹駅周辺整備事業では、広島県の西の玄関口にふさわしい活力と魅力ある市街地をつくるため、引き続き東西広場の整備に取り組むほか、広場に隣接する市道の拡幅と無電柱化工事を進めてまいります。

小方地区のまちづくり関連事業では、JR小方新駅の設置に道筋をつけるため、新駅の設置検討に必要となる測量などを進めてまいります。また、周辺のにぎわいの創出のため、小方小・中学校跡地の活用検討や、新たに国道2号交差点の新設を検討するほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進してまいります。

次に、市の魅力を一層高めるための事業としまして、学校給食費支援事業、こども医療費助成事業、玖波地域交流施設整備事業に取り組みます。

学校給食費支援事業では、市立学校に在籍する児童・生徒の保護者が負担する学校給食費を全額免除することで、保護者の経済的負担を軽減します。

こども医療費助成事業では、令和5年10月から対象を18歳までに拡充し、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

玖波地域交流施設整備事業では、築50年を迎える玖波公民館を、周辺の公共施設の機能を統合した施設として新たに整備するため、整備方針を定める基本構想及び基本計画の策定を行います。

最後に、市民の皆様の安全に関わる緊急度の高い事業としまして、水槽付消防ポンプ自動車整備事業や浸水対策事業に取り組みます。

水槽付消防ポンプ自動車整備事業では、消防機能が向上する車両を整備し、消防力を強化します。

浸水対策事業では、大雨による浸水被害が発生している地区の排水対策を検討し、今後

の浸水被害の軽減を目指してまいります。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億8,251万1,000円と、前年度比で1.2%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診や全てのがん検診、節目歯科健診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れるよう、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を9億5,010万4,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地ろ過池の改良や配水管改良事業等を予定しているものでございます。

工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を8億8,646万2,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地遠方監視装置の更新事業等を予定しているものでございます。

公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を21億9,873万8,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、小方ポンプ場雨水ポンプの機械電気設備改築更新事業等を予定しているものでございます。

冒頭にも申しましたが、どんなに大きな事業でも、30年、50年かけてでもやり遂げること、一步一步前進することが大切でございます。長引くコロナ禍や物価高騰など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持っていただけるよう、将来を見据えて、今やるべきこと、やれることに取り組んでまいります。

以上、令和5年度の当初予算案の概略の説明とさせていただきます

続きまして、議案第16号及び議案第17号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第16号副市長の選任の同意について説明を申し上げます。

副市長であります太田勲男氏が3月31日をもって任期満了となりますが、種々検討をいたしました結果、同氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めるとでございます。

次に、議案第17号教育委員会委員の任命の同意について説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

委員のうち、小出哲義氏が12月31日付で辞職されましたので、その後任として、市川洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるとでございます。

市川氏は、昭和55年3月に麻生学園福岡教員養成所を卒業された後、昭和55年4月に広

島県大竹市公立学校教諭に採用され、市内の公立小学校などでの勤務を経て、平成16年1月には大竹小学校教頭、平成20年4月には廿日市市立吉和小学校校長に就任され、平成26年4月に廿日市市立阿品台西小学校校長に就任された後、平成29年3月に定年退職されております。また、同年4月からは、廿日市市大野西市民センター所長を務められ、令和4年6月からは栄公民館に勤務されるなど、人格、識見共に優れ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

なお、御同意いただければ、令和5年4月1日付で任命したいと考えております。

以上で、議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます

○議長（賀屋幸治） 議場におられます傍聴人の方をお願いをいたします。

議場内では帽子が着用できませんので、御協力よろしく申し上げます。ありがとうございます。

この際お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和5年度各会計予算11件の議事につきましてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、議案第16号及び議案第17号について、これより、一括質疑に入ります。質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

15番、細川雅子議員。

○15番（細川雅子） 15番、細川でございます。

ちょっと議案としたら順番が逆になりますが、議案第17号教育委員会委員の任命の同意についてお尋ねいたします。

まず、教育委員会制度の意味について、文部科学省は3点挙げております。

1点目が、教育行政における中立性・安定性・継続性の確保をすること。2点目が、地域住民の多様な意向を反映すること。3点目が、生涯学習など教育行政の一体的な推進を進める、この3点を挙げております。大竹市教育委員会の人事においても、これらを担保するような人事である必要があるかと考えております。

そうすると、教育委員の構成員は、年齢、性別、政治的な中立性とか職業などバランスよく勘案し、多様な人材で構成されるべきだと思います。これらの点から考えて、今回の人事の御提案でございますが、教育委員4名おります。市長の御提案が実現すると、4名のうち、男女比は同率にはなりますが、年齢的には60歳以上の方が半数で、さらに職業というか、元職業といたらいいんでしょうか、そういう面でも、元教職員である方が2名となります。半分がそういう状態になるということでございます。

今回の人事について、提案者である市長はどのようにお考えになって提案されたのか、教育委員会、教育長とどのような意見交換をされてこのような提案になったのかを教えてください。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） すみません、市としての考え方ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものであること。また、同条第5項において、教育委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない、というふうに規定をされております。

これらの規定を踏まえますと、教育委員は学校教育活動や社会教育活動に十分に理解があり、PTA活動や地域活動などの実績、さらには人格や地域性などを考慮した上で、総合的な判断の下、選任されるべきものというふうに考えております。通常、教育委員の選任に当たっては、教育委員会、それから、市長において事前協議の上、選任されるべきものというふうに考えております。

提案されております市川氏については、主に小学校の教諭、教頭、校長の経歴はお持ちであります。また、定年退職後は市民センターや公民館で勤務をしておられますので、社会教育活動や地域活動についても実践された経歴をしっかりと持ちであるということから、教育委員として適任であるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） ありがとうございます。

主に教育委員会の中では、社会教育の面での強みを発揮していただきたいという思いを聞くことができよかったです。

ただ、年齢的にも職業的にも若干というか、半数が60歳を超えて、しかも元教員の方になってしまうといったらいいんでしょうか、なっていくということに、客観的にはそうなりますよね。その点について何か意見交換があったかどうか、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 結果的に、学校教員経験者が2名ということになっております。

法的には年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないということで、配慮というふうな規定はありますけれども、その辺を踏まえまして市川氏に選任をいただければ、バランスが取れているというふうな、結果としてそういう形になっているというふうに思いまして、提案をさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、16番、寺岡公章議員。

○16番（寺岡公章） 私からは、議案第16号副市長の選任の同意について伺います。

このたびお名前が挙がっております太田勲男氏、これまで副市長を2期、8年お務めになり、市長の補佐役として数々の実績を残してこられました。このことは私が述べるまで

もなく、誰もが知るところだと思います。半面、3期以上となりましたら、50年以上前の狭戸尾秀夫初代助役以来となります。どのような効果が表れるか、なかなか想像の域を超えないところであります。

つきましては、連続3期の副市長、近年なかなか見ない任期でございますが、どのような活躍を期待してこのたび選任されるのか、お話をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政経験のない私がこの職に就き、行政という難しさをしみじみと感じている中で、若いときから行政に携わり仕事をしてきておる今の副市長。幅広い人脈と今までの経験、その中で私が考えること、はっきりとそれ駄目ですとノーの言える副市長でございます。そういうことを期待し、私が進む道を正しくしてもらえる、そういう補佐役になっていただける、そのように期待をして人選をさせていただきました。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（賀屋幸治） いいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第17号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま選任の同意をすることにすることに決しました方から御挨拶がございます。

大竹市副市長に引き続き就任されます、太田勲男氏でございます。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） ただいま、不肖私を引き続き副市長とする選任議案に御同意賜り、厚く御礼申し上げます。身に余る光栄に感謝の念でいっぱいでございます。

これまで副市長として入山市長を補佐し、よいまち大竹の実現に向けて力を尽くしてまいりました。そして、引き続きこれからも市民の皆様が、「生涯おおたけ、やっぱりおおたけ」と思ってくださいの幸せあふれるまちづくりに向けて頑張っていこうと、決意を新たにしているところでございます。

これまで共に歩んでくださった多くの方々に支えられ、積み重ねてきた信頼関係と行政経験は、今日の私の大きな財産となっております。もとより微力ではございますが、しっかりと前を向いて受け止め、学び、考え、世の中の流れを読むという基本姿勢で大竹市のために歩んでまいります。

皆様方には今後も変わらぬ御理解と温かい御支援をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、紹介を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第22〔一括上程〕

議案第18号 大竹市子ども医療費助成条例の制定について

議案第20号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について

議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第37号 権利の放棄について

○議長（賀屋幸治） 日程第16、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてから、日程第22、議案第37号権利の放棄についてに至る7件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第18号、議案第20号、議案第23号から議案第26号、議案第37号の7議案につきまして、一括して説明いたします。

初めに、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定について、提案理由を説明いたします。

大竹市まちづくり基本構想に掲げる、未来にあふれる8つの幸せの1つである、子どもが健やかに育つ幸せの実現に向け、大竹市乳幼児等医療費支給条例の全部を改正し、新たに大竹市子ども医療費助成条例を制定しようとするものでございます。

全部改正後の制度は、本市に住民票がある全ての子供の医療を受けられる機会を均等に確保することで、子供の健やかな育成を図るものです。助成対象年齢の上限を満15歳から満18歳に引き上げておりますが、本人の一部負担金などに変更はございません。

本条例の施行日は、令和5年10月1日でございます。

なお、経過措置により、この条例の施行期日より前に受けた療養の給付等については、従前の例によることとしています。

続きまして、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、別表中、大竹市子ども・子育て会議の子ども・子育て支援法の引用条項を改めるものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に施行され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されます。

同法の制定に伴い、大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は、3点ございます。

1点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知、保護者に対する安全計画に基づく取り組み内容などの周知、定期的な安全計画の見直しなどの規定を追加するものです。

2点目も児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴うもので、利用乳幼児の事業所外での活動などに自動車を運行する場合及び利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合における利用乳幼児の所在の確認についての規定を追加するものです。

3点目は、民法等の一部を改正する法律の制定に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日ですが、第13条の改正規定は、公布の日から施行します。

なお、経過措置として、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合の乳幼児の所在の確認について、利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることに困難な事情があるときは、令和6年3月31日までは、利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置に代わる措置を講じることで、利用乳幼児の所在の確認を行うべき規定を設けております。

続きまして、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関



する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に施行され、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されます。

同法の制定に伴い、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、2点ございます。

1点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条文中の引用規定である子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号を、それぞれ第19条第1号から第3号に改めるものです。

2点目は、民法等の一部を改正する法律の制定に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日ですが、第26条の改正規定は、公布の日から施行します。

続きまして、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

本議案につきましても、さきの議案第20号と同じく、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条文中の子ども・子育て支援法の引用条項を改めるものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点ございます。

1点目は、出産育児一時金を8万円引き上げ、48万8,000円とするものです。これにより、産科医療保障制度の加算対象となる出産における支給総額は50万円となります。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額を2万円引き上げるものでございます。基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分の賦課限度額を22万円とするもので、これにより、保険料の賦課限度額は104万円となります。

3点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乗じる額を、5割軽減では28万5,000円を29万円に、2割軽減では52万円を53万5,000円に引き上げるものでございます。

次に、附則についてです。第1条に施行期日を、第2条及び第3条に経過措置を定めています。

続きまして、議案第37号権利の放棄について、提案理由を説明いたします。

放棄するのは、平成29年5月に本市の国民健康保険の被保険者が、国道2号の小方1丁目の横断歩道を青信号で歩行中に、赤信号で進入した債務者が運転する自動車が衝突されたことに起因して、本市が給付した国民健康保険医療費に関する損害賠償請求権でござい

ます。この保険給付は、給付事由が債務者の行為によって生じたものであるため、被保険者が債務者に対して有する損害賠償請求権を代位取得したものです。

このたび、債務者の死亡及び債務に関する相続人がいなくなったことを受け、令和2年7月28日に確定した広島地方裁判所の判決に基づく債務者に対する本市の損害賠償請求権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求めるところでございます。

なお、債務者は議案書に記載している方でございます。

権利放棄する金額は、299万4,422円、及びこれに対する平成30年4月19日から支払済みまでの年5分の割合による金員となります。

以上で、議案第18号、議案第20号、議案第23号から議案第26号、議案第37号の7議案の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

日域議員。

○14番（日域 究） 何でだったか忘れちゃったけど、民法の変更があったんですね。それで懲戒の濫用を禁止するものを廃止するっていう言い方には筋が通らないところがあるんですけども、これ部長とはちょっと話をしたんですけども、もうちょっと日本語を分かりやすくしてほしいんです。懲戒権限があってそれを濫用したら困るから、そういうのがあるんですけども、その規定を削除するっていうことなんですね。

ちょっと日本語の脈絡として通りにくいところがあるので、こういう公式の場で分かるようにお話させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 大変失礼いたしました。

民法の改正に伴うということで、まず、民法改正について触れます。

もともと民法の第822条に、親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定がございました。これができるということがありますので、何かしら問題になったとき、虐待のときとかよくあるんですが、親御さんがしつけなんですという言い方をよくされているのをテレビなんかで聞かれることもあると思うんですが、これが民法の監護及び教育に必要な範囲で懲戒の濫用をしているという言い方になります。

なので、民法がこの条文を削除しました。民法が削除したので、これにつられて関係条文を全て削除していったということです。その代わり民法では追加規定がございます。監護、教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。今度のはしてはならないという規定に変わっております。してはならないと民法で定められておりますので、この部分については条文を追加をしていないということになります。

今回、いろいろな条文にここが出てくるんですが、家庭的保育事業とかそういったとこ

ろ、親権を持っている、里親とかそういったことになりましたが、そういったところであるとか教育上に理由をつけて懲戒をしてはならないということで、濫用の規定の削除という形になっております。大変分かりにくい説明だったと思います。失礼いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 法律もそれぞれ意味があって条文があるわけですね。だから、確かにマイナスの効果があったら困るからそこは削除はいいんですけども、それでは、つけていいですか、一定のいい意味で型にはめるときに、壁は要りますからね。そこが今の新たに加わった部分なのかもしれませんけれども、私もよくは知りませんが、また委員会でもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第18号から議案第37号に至る7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23～日程第27〔一括上程〕

議案第19号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第23、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第27、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第28号及び議案第31号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするものでございます。

この改正により、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳以後の職員に係る給与に関する特例を設けるなどの所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容ですが、第1条の職員の定年等に関する条例の一部改正は、職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げること、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する改正を行うものでございます。

第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、職員が60歳に達した日の後の最初の4月1日以後の給料の月額を7割水準とすること及び定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する改正を行うものでございます。

第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、役職定年による降任を、この条例の適用除外とする改正を行うものでございます。

第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、給料の7割措置の制度導入に伴い、減給処分の規定に関する改正を行うものでございます。

第5条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正から第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、法改正による引用条文の改正及び字句の修正などの改正を行うものでございます。

第10条は、法改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

最後に、附則ですが、第1条は、条例の施行期日を、附則第2条から第17条までは、制度改正に伴い必要な経過措置を定めたものでございます。附則第18条は、規則への委任規定でございます。

続きまして、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、別表に定めるもの以外の特別職の職員に対する報酬の額は、勤務1日につき7,200円を超えない範囲内と定められています。

本条例は、これまでこの規定により報酬額を日額7,200円としていた予防接種健康被害調査委員会委員及び社会福祉法人指導監査員について、他市の状況などを勘案し、新たに別表により報酬額を定めようとするものでございます。

最初に、予防接種健康被害調査委員会委員でございますが、本委員は、市長の諮問に応じ、予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査する委員でございます。委員は、医師等としており、業務内容及び委員会の権限等が類似している介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員と同額にしようとするものでございます。

次に、社会福祉法人指導監査員でございますが、社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとされています。また、事務所その他の施設への立ち入りや検査は、所轄庁である本市職員が行うことになっていることから、公認会計士及び社会保険労務士を市の非常勤特別職として委嘱するため、県や他市町の状況

を参考に、報酬額を定めようとするものでございます。

続きまして、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の見直しにより、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定率を参考に見直しを行うものでございます。

また、併せて地方公務員法の改正により生じた条項及び字句の修正を行うものでございます。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要な経費については、同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

阿多田地区と小方地区を結ぶ定期航路の運航を担うフェリーの整備のために、令和2年度に本計画を作成していますが、かき養殖業者の共同利用施設であるかき殻一時堆積場の網が経年劣化により損傷しているため、網の取り換え修繕及びかき殻の流出防止の対応工事を行う必要があること、また、島内で火災が発生した場合、本土から人員及び消防資機材を整えた上で現場に到着するまでには1時間以上かかるため、初期消火活動において地元消防団である第8分団が重要な役割を担っていますが、同分団に配備している消防ポンプ積載車1台について、老朽化のため更新整備する必要が生じていることから、その財源として地方債の活用を考慮しており、本計画に公共的施設としてこの2施設を追加する変更を行うものでございます。

つきましては、本計画の変更に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市マロンの里については、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、本施設の設置目的でもある農村と都市の交流を促すため、地域製品の販売促進及び各種イベント等により、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

このたび、令和5年3月末をもって指定期間が満了となることに伴い、これまで指定管理者として適切な管理・運営を行ってまいりました佐伯中央農業協同組合を、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、佐伯中央農業協共同組合を含む県内の9つの農業協同組合は、令和5年4月1日に合併する旨の契約書を、令和4年2月8日付で締結しています。本契約に基づき合併が成立し、新たに設立される法人の登記が完了したときは、当該法人であるひろしま農業協同組合に、指定管理者としての地位を承継させることといたします。

指定期間につきましては、合併後の新組合であるひろしま農業協同組合における今後の方針が現時点で明確に定まっていないことから、令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上で、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第28号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第31号に至る5件は、総務文教委員会に付託をいたします。

会議の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩いたします。

なお、再開は11時10分を予定をいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時00分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第28 議案第27号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第28、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の提案理由の御説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせて、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしまして4点ございます。

1点目は、本条例第6条の2におきまして、児童の安全の確保に関する計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施すること、及び保護者に対し周知すること並びに計画の定期的な見直しを行うことを義務付ける規定を新設するも

のでございます。

2点目は、第6条の3におきまして、児童の施設外での活動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務付ける規定を新設するものでございます。

3点目は、第12条の2におきまして、感染症や非常災害の発生時における業務継続を図るための計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的を実施すること及び計画の定期的な見直しを行うことを努力義務とする規定を新設するものでございます。

4点目は、第13条第2項におきまして、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための必要な措置を講ずる努力義務があるものの、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されていないことから、職員に対する研修・訓練を実施することを努力義務とする規定を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日としたものでございます。

第2項につきましては、第6条の2について、令和6年3月31日までは安全計画の策定等を努力義務とする経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議を賜り御承認くださいますようお願いを申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号は総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第30〔一括上程〕

議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第29、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について及び、日程第30、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第29号及び議案第30号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

コミュニティサロンは、平成18年度の指定管理者制度導入以来17年間、指定管理制度による管理運営を行っていますが、令和5年3月31日をもって各コミュニティサロンの指定期間が満了するため、令和5年4月1日以降の各コミュニティサロンの指定管理者を指定するものでございます。

現在、コミュニティサロン元町の指定管理者には、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを、コミュニティサロン栄町には、小島地区自治会連合会を、コミュニティサロン玖波には、コミュニティサロン玖波管理運営委員会を、それぞれ指定をしております。各指定管理者は、これまでも市民が気軽に交流できる場となるようさまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図ってきております。

指定期間満了後の指定管理でございますが、コミュニティサロン元町及びコミュニティサロン栄町につきましては、現在の団体が継続して管理する意向を示されました。市としましても、施設の設置目的及び運営状況から現在の団体が引き続き施設を管理運営することが最適と考え、コミュニティサロン元町の指定管理者には、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを、コミュニティサロン栄町には、小島地区自治会連合会を、それぞれ指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、コミュニティサロン元町及びコミュニティサロン栄町の指定期間は、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限の3年としております。

次に、コミュニティサロン玖波でございますが、令和5年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、現在、指定管理を行っている団体に指定管理の意向を確認いたしましたが、継続するための安定した体制づくりが困難となったことから、指定管理を辞退するとの意向が示されました。

また、昨年12月15日の議員全員協議会でも説明をいたしましたが、現在の玖波公民館を新たに（仮称）地域交流センターとして移転整備し、コミュニティサロン玖波の機能を同センターに統合する方向で検討が進められています。このため、近い将来、コミュニティサロン玖波の機能は、（仮称）地域交流センターに統合され、統合後のコミュニティサロン玖波は別の活用用途を検討することとなります。

こうした状況を踏まえ、新たな指定管理者を選定するに当たり、適切な管理運営に向けた検討の結果、市内の同様のコミュニティサロンを管理運営している実績から、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定することが適切と考え、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、（仮称）地域交流センターとの機能統合など、今後の検討段階に柔軟に対応できるよう、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限内の1年としております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

小栗林の集会所は、平成10年に整備され、小栗林自治会が無償で管理を行っていましたが、平成18年度からは指定管理者として引き続き無償で管理を行っております。令和5年3月31日で5年間の指定期間が満了いたしますので、市としましても、施設の設置経緯や



集会所の本来の目的からも、引き続き小栗林自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第29号及び議案第30号の2議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第29号及び議案第30号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第31 議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（賀屋幸治） 日程第31、議案第32号市道路線の廃止及び認定ついてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第32号市道路線の廃止及び認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、阿多田1号線は、現在の阿多田農道1号線を市道として管理することに伴い、経過地及び終点の変更を行うものでございます。このため、現在の路線を廃止し新たに路線認定しようとするものでございます。

道路の延長ですが、約4,548.5メートル、幅員は約2メートルから15.2メートルの幅となります。

次に、阿多田2号線及び阿多田3号線は、それぞれ、阿多田農道2号線、阿多田農道3号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするものでございます。

阿多田2号線の延長は、約1,333メートル、幅員は、約3メートルから7メートルとなります。阿多田3号線の延長は、約186メートル、幅員は、約3.5メートルから7.5メートルとなります。

以上、議案第32号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第32号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第33号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）

○議長（賀屋幸治） 日程第32、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、令和4年度国の補正予算に計上された交付金等を財源とした事業費の追加のほか、事業の執行見込みにより、特に必要となった予算の過不足を整理するものが主な内容でございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1億2,112万円を追加し、予算総額を169億5,527万9,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

では、内容を順に説明させていただきます。説明の都合により、80ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2億449万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を1億6,006万6,000円、国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を5,282万8,000円計上するほか、各種選挙事務費について執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第3款民生費は、1億275万5,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、障害者等自立支援給付事業、障害者等地域生活支援事業、介護施設整備等補助事業及び施設型給付事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第4款衛生費は、1,100万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種推進事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第6款農林水産業費は、100万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったおおたけカキ水産まつりに要する経費を減額するものでございます。

第8款土木費は、2,877万3,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された交付金等を財源として、橋りょう長寿命化事業に要する経費を1,100万円、大竹駅周辺整備事業に要する経費を2,254万円計上するほか、空母艦載機交付金事業について、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第10款教育費は、260万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、来年度以降の学校給食費支援事業を、空母艦載機交付金事業として実施するための経費として、基金積立金を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、78ページからの歳入予算について御説明いたします。

第1款市税は、固定資産税の増が見込まれるため、4,000万円を増額するものでございます。

第7款地方消費税交付金は、広島県からの交付見込額の通知に基づき、6,839万9,000円を増額するものでございます。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定があったため、普通交付税を5,833万4,000円増額するものでございます。

第12款分担金及び負担金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて288万2,000円を減額するものでございます。

第14款国庫支出金は、1,660万6,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された道路メンテナンス事業国庫補助金を605万円、社会資本整備総合交付金を1,239万7,000円計上するほか、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて3,505万3,000円を減額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて4,752万5,000円を減額するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて整理するものでございます。

72ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了の見込みが立たず、繰越措置をお願いするものでございます。

73ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、契約などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

75ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更をするものでございます。

以上で、議案第33号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第33号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第35〔一括上程〕

議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第33、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2

号) から、日程第35、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)に至る3件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長(古賀正則) それでは、議案第34号、議案第35号及び議案第36号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出の委託料の増額を行うものでございます。

本市の水道事業及び工業用水道事業では、防鹿水源地の維持管理業務を委託しています。委託料には、施設の運転に係る電気料が含まれますが、昨今の電気代の高騰により、委託料が当初のものよりも増額する見込みであるため、営業費用中、水道事業においては原水及び浄水費の委託料を1,020万円増額し、総額を5億7,622万6,000円に、工業用水道事業においては原水及び送水費の委託料を1,000万円増額し、総額を4億5,166万5,000円にするものでございます。

続きまして、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事業の進捗状況の変化に伴う資本的収入、支出の減額と、継続費及び債務負担行為の補正を行うものです。

小方排水区雨水管渠整備工事は、令和3年度から令和4年度にかけて継続費を設定していましたが、本工事に関連する国の岩国大竹道路事業が当初の見込みより遅延しているため、本事業の進捗も遅れているものです。このことにより、事業期間を令和5年度まで延長するとともに、一部予定していた事業量を減らして工事を完了しようとするものでございます。

大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事については、令和4年度から令和5年度にかけて継続費を設定していましたが、令和4年度に要望していた国の交付金が満額交付決定されなかったことなどから本年度の事業実施を見送っていましたが、このたび国の補正予算において交付金の内定を受けたため、事業期間を令和6年度まで延長し、事業に着手するものでございます。また、事業の実施に際し再度積算を行い、昨今の物価高騰に伴う不足見込み分を増額するものです。

小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事及び小方ポンプ場雨水ポンプ(No.1)機械電気設備改築更新工事については、現在、施工中ですが、更新する設備に係る通信・監視設備にも老朽化による不具合が見つかったため、本工事にあわせて、これらの更新工事を行うものでございます。

これらの継続費の補正を行うことにより、資本的支出の建設改良費について、今年度の不要見込み分1億9,525万4,000円を減額し、資本的支出の総額を10億8,059万2,000円とするとともに、事業の財源である企業債を9,800万円、補助金を9,713万7,000円、あわせて

減額するものでございます。

また、玖波雨水排水ポンプ場の事業計画変更業務について、関係する県道路事業との計画協議に時間を要する見込みであることから、債務負担行為の期間を令和6年度まで延長しようとするものでございます。

以上で、議案第34号、議案第35号及び議案第36号の提案説明を終わります。よろしく審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第34号から議案第36号に至る3件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第36 令和5年陳情第1号 事業系ごみ処理に係る陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第36、令和5年陳情第1号事業系ごみ処理に係る陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第37 令和5年陳情第2号 フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装について

○議長（賀屋幸治） 日程第37、令和5年陳情第2号フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装についてを議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年陳情第2号は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月28日から3月6日までの7日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、2月28日から3月6日までの7日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日13時から総務文教委員会を、3月1日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月2日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月7日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時38分 散会

(5. 2. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月27日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和5年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年3月7日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名   | 付 記                    |                |
|-----|--------|---|------------------------|----------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                      |                        |                |
| 第 2 | 議案第 5号 | 令和5年度大竹市一般会計予算                                  | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一括) |                |
| 第 3 | 議案第 6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算                            |                        |                |
| 第 4 | 議案第 7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                            |                        |                |
| 第 5 | 議案第 8号 | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算                            |                        |                |
| 第 6 | 議案第 9号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                          |                        |                |
| 第 7 | 議案第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算                              |                        |                |
| 第 8 | 議案第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算                              |                        | 予算特別委<br>設置・付託 |
| 第 9 | 議案第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                           |                        |                |
| 第10 | 議案第13号 | 令和5年度大竹市水道事業会計予算                                |                        |                |
| 第11 | 議案第14号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算                             |                        |                |
| 第12 | 議案第15号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算                             |                        |                |
| 第13 | 議案第19号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について             | (原案可決)                 |                |
| 第14 | 議案第21号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について           | (原案可決)                 |                |
| 第15 | 議案第22号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について             | (原案可決)                 |                |
| 第16 | 議案第27号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      | 総務文教<br>(原案可決)         |                |
| 第17 | 議案第28号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                        | (原案可決)                 |                |
| 第18 | 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                           | (原案可決)                 |                |
| 第19 | 議案第33号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算(第9号)                           | (原案可決)                 |                |
| 第20 | 議案第18号 | 大竹市子ども医療費助成条例の制定について                            | (原案可決)                 |                |
| 第21 | 議案第20号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について                        | (原案可決)                 |                |
| 第22 | 議案第23号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | (原案可決)                 |                |
| 第23 | 議案第24号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (原案可決)                 |                |
| 第24 | 議案第25号 | 大竹市認定こども園設置条例の一部改正について                          | (原案可決)                 |                |



- |     |        |                                    |
|-----|--------|------------------------------------|
|     | て      |                                    |
| 第25 | 議案第26号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について (原案可決)        |
| 第26 | 議案第29号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について (原案可決)   |
| 第27 | 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について (原案可決)       |
| 第28 | 議案第32号 | 市道路線の廃止及び認定について (原案可決)             |
| 第29 | 議案第34号 | 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)    |
| 第30 | 議案第35号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算 (第1号) (原案可決) |
| 第31 | 議案第36号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決) |
| 第32 | 議案第37号 | 権利の放棄について (原案可決)                   |

生活環境

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第 5号から日程第12 議案第15号 (一般質問・総括質疑・継続)

○出席議員 (16人)

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 賀屋幸治  | 2番  | 末広天佑 |
| 3番  | 藤川和弘  | 4番  | 原田孝徳 |
| 5番  | 小中真樹雄 | 6番  | 中川智之 |
| 7番  | 小田上尚典 | 8番  | 北地範久 |
| 9番  | 西村一啓  | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝  | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一  | 14番 | 日域究  |
| 15番 | 細川雅子  | 16番 | 寺岡公章 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- |    |   |      |      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
|----|---|------|------|------|---|------|---|---|---|---|------|---|------|
| 市  | 長 | 入山欣郎 |      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
| 副市 | 長 | 太田勲男 |      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
| 教  | 育 | 長    | 小西啓二 |      |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
| 総  | 務 | 部    | 長    | 佐伯和規 |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
| 市  | 民 | 生    | 活    | 部    | 長 | 中村一誠 |   |   |   |   |      |   |      |
| 健  | 康 | 福    | 祉    | 部    | 長 | 兼    | 福 | 祉 | 事 | 務 | 所    | 長 | 三原尚美 |
| 建  | 設 | 部    | 長    | 山本茂広 |   |      |   |   |   |   |      |   |      |
| 建  | 設 | 部    | 地    | 籍    | 調 | 査    | 担 | 当 | 部 | 長 | 小田健治 |   |      |
| 上  | 下 | 水    | 道    | 局    | 長 | 古賀正則 |   |   |   |   |      |   |      |
| 消  | 防 | 部    | 長    | 小田明博 |   |      |   |   |   |   |      |   |      |

総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
危機管理課長  
企画財政課長  
市民税務課長  
地域介護課長  
福祉課長  
都市計画課長  
上下水道局業務課長  
上下水道局工務課長  
総務学事課長  
監査事務局長

柿本剛  
田中宏幸  
三井佳和  
岡崎研二  
山田智徳  
井上剛  
山田浩史  
三浦暁雄  
中司和彦  
貞盛倫子  
敷田博之

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

三上健  
北修治

令和5年3月大竹市議会定例会(第2回)  
一般質問及び総括質疑通告表

- 1 10番 和田 芳弘 議員  
質問方式：一問一答

**空き家対策**

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。対策は考えていますか。

- 2 16番 寺岡 公章 議員  
質問方式：一問一答

**なぜ事務の効率化を目指すのですか**

- ①1人1台PC導入以来、具体的にどのようなことが効率化されましたか。
- ②それは昭和50年頃前後の職員数や平成初め頃をピークとした人件費、基本給の減少に影響がありましたか。
- ③これまでのPCのハード、ソフトの更新経費は、業務の効率化と質の向上、ひいては行政力や市民生活の向上に見合うものでしたか。
- ④特に働き方改革以降、個々の職員の勤務時間などが適正化されているのは良いことなのですが、結果職員数の不足につながっていませんか。
- ⑤令和5年度予算案では、DX推進事業の拡充が図られるようですが、10年後にどのような市役所業務になっているかイメージをお聞かせください。職員数にも注目しています。
- ⑥いま注目されているDXの次には、行政でのAIチャットボットの活用が当たり前になっていくと考えますが、DX推進と並行して今からイメージに加えておく必要があるのではないのでしょうか。いかがですか。
- ⑦デジタル活用ではない面で、事務の効率化で工夫している例があれば御紹介ください。
- ⑧効率化で起こった変化によって、失われたものもあるのではないかと感じています。そういったデメリットは認知しておられませんか。
- ⑨なぜ業務の効率化を目指すのですか。

- 3 2番 末 広 天 佑 議員  
質問方式：一問一答

**自治体のAI活用について**

AIの発展が目覚ましい中、いろいろな活用方法が見込まれています。大きな事業だけでなく現場レベルの効率化にも大いに役立つと期待されます。大竹市でも以前から議事録関係で導入は検討されていますが、そちらの状況についてお伺いいたします。

- ①導入状況についてお聞きします。
- ②選定理由をお聞きします。
- ③検討期間においてのどのような課題があったか教えてください。
- ④一般職員からどのように意見を収集して、活用したかを教えてください。

4

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**県用水の実態を開示せずに受水を漫然と購入しています。不要な水であればその購入はやめて、良質な防鹿の自己水を全市に供給しませんか**

昨年9月議会での質問に引き続いて、県用水の問題を質します。大竹市には水質がよく量も十分な防鹿水源池があります。しかし、玖波地区には弥栄ダムからの県の高価な上水を買って配水しています。30年前には足りないとして購入し始めたとしても、今は不要です。キャンセルすれば、毎年1億円程度の節約になりますが、そのための配水管の変更にかかるとお尋ねします。当初から県に押されて受水し、今も無料の自己水と高価な県用水の実態は伏せられています。安くて上質な水を全市民に供給しましょう。**少子化が異常事態になりました。給食無償化は大賛成ですが、加えて、地方から国にもっと先行実践をしませんか。もう時間はありません**

自信にあふれた国の施策を最近は見かけません。現場から国に提言をしましょう。教育と保育の無償化は完了したのに、少子化の一因が教育費だと言われます。実は、塾などの家庭教育費が重いのです。学校教育を変えましょう。PDCAサイクルで言えばCとAが学校にはありません。その学力・理解力に応じた効率的な授業を提供すれば教える方も楽で、子供たちも不登校が減り、夜塾に行く必然性もなくなります。そのために、大竹高校を参考に小中学校も塾の力を借ります。効率よく勉強し、思い切り遊べる教育環境を。

5

7番 小田上 尚 典 議員

質問方式：一問一答

**大竹市奨学金制度の存在理由と充実に向けて**

令和5年度一般会計当初予算では、市の魅力を一層高めるための事業として、学校給食費支援事業で給食費の全額免除や、こども医療助成事業では、対象が中学校卒業から18歳までに拡充する方針が出されています。そのほかにも妊娠・出産時に一時金を給付するなど、子育て世代への支援策は充実してきているように見えます。

しかし、日本学生支援機構が令和4年に発表した学生生活調査の結果では約50%の大学生が何らかの奨学金を受給しているという結果が出ています。

家庭の経済事情で貸与型の奨学金を借りざるを得ない場合には、社会に出てすぐに返済義務を負うことになり、教育格差が生まれる環境を学生時代につくり出しているといえます。

本市においては昭和42年から独自の奨学金制度を設けており、かつては新規貸付け者が30人を超え、最大貸付額が4,500万円を超えたこともあったようです。

平成24年度に、大竹市に在住することで返還免除になる制度が適用されると、その後は新規貸付け者が10人を超えることなく本年まで推移してきました。

当初予算では、さまざまなところから声の上がっていた成績要件の緩和が行われることとなり、進展が見えるこの制度ですが、昭和42年の制定当初の目的から変更はないのでしょうか。ないのであれば、返還免除の規定や成績要件の緩和は行われていないよう

に感じます。

このたびの改正に至った理由やこれまでの背景を考えると、制度の目的を見直し、さらに人に投資できる奨学金制度に変えることはできないでしょうか。

6

4番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

#### 介護人材の確保と育児・介護休業法について

2025年、本市の推計人口は、2万4,985人。そのうち後期高齢者は5,668人。これに65歳から74歳までの高齢者を加えると、実に36%、3人に1人が高齢者となる。これに介護職員不足の問題が一部で表面化してきており、2025年問題は喫緊の課題である。このような現状を踏まえ、介護人材の確保の観点から、本市の超高齢化問題にどのように取り組んできたか。

また、その根底にある考え方について問う。

#### 中山間地域の防災等について

100年に1度と言われるような豪雨に毎年のように見舞われ、また、昨秋は、これまで経験したことのない台風が襲来するなど、気象環境の変化は、これまでの防災からの脱却が急務であることを示唆しているかのよう。そこで今回は、特に中山間地域を中心に高齢者や障害をお持ちの方の避難についてと、避難所や備蓄食料、防災グッズなどについて、その現状と課題を問う。

7

5番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

#### 部活の地域移行について再度問う

スポーツ庁と文化庁は昨年12月27日、かねて実施を表明していた公立中学校のクラブ活動の地域移行について、2023年度から3年間としていた当初の目標達成時期を見直し、可能な限り早期の実現を目指すと改めました。報道によれば、自治体関係者からすぐにはできないとの声が多く聞かれたため、明確な期限を求めないことになりました。

2月上旬の朝日新聞に、部活動顧問の苦悩が3回にわたり連載されています。それによると、20代の男性教諭はハードな部活動顧問がつらく何度も退職を考えたと言い、地域移行は教員を続けていく唯一の希望なんですと語る。また、交際相手を探していた公立高女性教諭が、教員は駄目なんですと断られた例も紹介されています。

山口県教委は2023年度の公立中二、三年の1学級の上限を35人から38人に増やすことにしています。教員不足によって授業を受けられなくなる事態を避けるための苦渋の決断だとしています。中学校の2023年度教員試験志願者数は、2001年度以降で最少の296人、倍率は最も低い3.0倍と言います。長時間勤務の常態化が教員不足を招いていると言っているでしょう。

内田良名古屋大教授は、部活動指導をしたくて教員になったという人が一定数いることを踏まえた上で、希望しない教員がただ働きに近い状況で、授業準備などの時間を犠牲にしてまで担うほどの理由はないとし、部活の地域移行は重要と指摘しています。さらに金も専門家も不在なまま肥大化した部活動をそのまま地域に移すのは不可能とし、

根本的な縮小を提唱。活動は週3日を上限とする愛知県豊橋市の例を挙げています。

そこで、大竹市教育委員会に問います。今回の設定期限の緩和により、改革の進み具合に地域ごとの差が出てしまうとの懸念が出ています。部活の地域移行への取り組み方は変わりますか。実現への工程表はできていますか。地域移行する上で何が一番大事だと考えていますか。障害は何ですか。教員の長時間労働を解消する上で、部活の地域移行以外に何か方策があると考えられますか。新聞記事では、部活中心の職員室の雰囲気がおかしいと感じていた。ずっと顧問を辞めたかったが、怖くて言い出せなかったと男性教員が語っていますが、このようなことがないようお願いします。

8

15番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

### みんなでつくるまちづくりの現状と課題について

令和3年3月にまちづくり基本構想を策定して2年経過しました。基本構想では、「笑顔・元気♥かがやく大竹」のキャッチフレーズのもと、8つの幸せを定め、幸せづくり未来宣言をしました。

未来宣言は、8つの幸せを実現するためのまちづくりの行動理念で、魅力あるまち、笑顔が生まれるまち、未来に誇れるまちをみんなでつくりますと宣言しています。

4年間をめぐにつくられた、まちづくり基本計画、実施計画も折り返し点ですが、宣言にうたわれた「みんなで」がどのように具現化されたのでしょうか。これからの後半2年間はどのように進めるのでしょうか。現状と課題、今後の方向性についてお尋ねします。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。御理解と御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、日域究議員、15番、細川雅子議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算

議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算

議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第15号令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

2月27日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際、念のため御説明をいたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

それでは、質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

10番、和田芳弘議員。

[10番 和田芳弘議員 登壇]

○10番（和田芳弘） おはようございます。清誠クラブの和田でございます。

今回は、空き家対策について御質問いたします。

所有者が分からない土地の増加が公共事業や民間取引の妨げになったり、管理されずに隣近所に悪影響を及ぼしたりする問題を解消するため、関係法令が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。また、正当な理由なく申請をしない場合には、10万円以下の過料の適用対象となるとあります。

本市においても、令和4年度に空き家の実態調査を行っています。令和4年12月までに終わる予定が、令和5年3月下旬まで延長されています。年度末には空き家が何件あるか分かると思いますが、現在、昭和28年生まれまでの人が70歳を超えました。当時の世代は車を持つこと、家を建てるのが夢で、昭和50年前後に家を建て、それらの世代が子供を2人から3人育てていると思います。その子供たちが県外に住んでいる、または別に家を建てているなど、現在夫婦2人かまたはひとりで住んでいる家が、7割から8割ぐらいあるのではないかと思います。親が亡くなった後、子供が相続するとは思いますが、子供のいない世帯もあると思います。近い将来ますます空き家が増える時代が来ると思います。

そこで質問いたします。

1番目、今まで空き家で相続登記がされてない家は何件ありましたか。

2番目、子供がいない家の相続人は誰になるのですか。

3番目、相続人が家の相続を放棄した場合にはどうなりますか。

本市は、どのような対策を考えているのか教えてください。

壇上での質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃるように、所有者が分からない不動産が公共事業や災害復旧などの妨げになり、また、そうした不動産は管理が適正にされず、近所に悪影響を及ぼす場合もございます。こうした問題の解決の一助となる相続登記の義務化につきましての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、和田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、所有者不明の不動産の利用を活性化させていくことと、相続登記されないことによる所有者不明の不動産の発生を予防することの両面から、総合的に民事基本法制を見直す、民法等の一部を改正する法律などが令和3年4月28日に公布され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

本市では法務局からの協力依頼を受け、所有者不明の不動産の解消に向けた新しいルールを紹介したチラシを、死亡届の受付の際や固定資産税の相続人代表者指定届を送付する際に配付するなど、法務局と連携して制度を周知しています。

相続登記とは不動産の所有者が亡くなったときに、その不動産の登記簿上の所有者を相続人に名義変更する手続ですが、現在、相続登記がされていない所有者不明の不動産が全



国的に増加しています。所有者不明の不動産は所有者の探索に多くの時間と費用が必要となり、公共事業や災害復旧・復興事業が円滑に進まない要因の1つとなっています。

また、民間取引や不動産の利活用を阻害したり、不動産が管理されず放置され、隣近所への悪影響が発生したりするなど、さまざまな問題も生じており、高齢化が進む中で今後ますます深刻化するおそれがあります。

本市においても空き家に関する相談が年々増加しており、適切な管理をお願いするなど対応をしていますが、所有者不明の空き家については、他市町に住民票や戸籍を請求するなど、所有者の探索作業に多くの時間と労力を要し、大変苦慮しています。

このたびの法改正で、不動産の相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されます。これにより空き家の所有者の把握が容易になり、適正管理のための情報提供や助言などを迅速に行うことができるようになることを期待しています。

次に、相続放棄により相続人がいない空き家についてです。

相続を放棄しても管理責任は放棄できませんが、適正な管理がされないまま放置されることもあります。そうした場合、倒壊や著しく保安上危険な空き家、いわゆる特定空き家になる場合があります、略式代執行により市が解体せざるを得ない可能性もあると考えております。

空き家の問題については、建物の所有者をはじめ、市民の皆様に早い段階から意識を持っていただくことが重要であると考えており、空き家などの適正管理、活用の促進とあわせて、相続登記の申請の義務化についてもしっかり周知してまいります。

以上で、和田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 和田議員。

○10番（和田芳弘） 質問の3番目の、相続人が親が死んだ後、相続を放棄した場合、これはいろいろその家によって違うと思うんですが、私が一番思うのは、大竹市で言えば立戸地区、油見地区の山裾に、農道に建てた家が結構あります。車が入らない家が結構あるんです。今でもそのうちの何軒かは空き家になっています。

今から申します、今の私らの年代が亡くなった後、子供などが相続した場合に、家を壊すにも普通の家を壊すより倍ぐらい費用がかかると思いますし、家を壊してもその土地はまず売れないと思います。そういう場合にその子供が相続した場合に、そのまま放置してから放棄する場合に大竹市はどういう対処をするのか、ちょっと聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 和田議員がおっしゃるとおり、相続登記されない、相続をうまく次の世代に継承されないと、なかなか空き家が減らないという状況がございます。

言われましたように、相続を放棄された特定空き家がありますと、行政の制度的には略式代執行をせざるを得ないということになります。基本的に、もうその土地が売れないような場所なので、市がその費用を負担して代執行をすることになります。

途中の段階で、もし所有者が発見されればその方に請求することになりますが、そうい

った費用の回収は極めて困難であると判断しております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 和田議員、ちょっと待ってください。

先ほどの和田議員の質問の中に、相続登記がされていない数は分からないかという趣旨の質問があったかと思うんですが、その回答がなかったように思うんですが、それは分からないなら分からないという回答でいいと思うんですが。通告にはなかったかも分かりませんけれども。

都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 現在の空き家の中で所有者が分からないという件数がどれだけあるかというのは、市のほうで把握できておりません。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 和田議員。

○10番（和田芳弘） その相続放棄した家というのは、何年も多分放っておくということになると思います。それでそういうときに、隣近所に大変迷惑をかけると思うんですね。そのために、大竹市だけの問題ではなく、これは全国的にそういう家は結構今から出てくると思います。これは国で何らかの法律をつくって対処しないと私は将来的に間に合わないと思うんです。そういうことです。

そのため、今ここでどうのこうの言うてもできません、多分。それで私から1つ提案があるんですが、今70歳以上、私らの年代の家が、人が、今さっき言った、昭和50年前後に家を建てて、今もう40年以上家が建っております。それが近い将来私たちが亡くなった後、子供が相続すると思いますが、親が元気なうちに、その家の相続人は誰か、または亡くなった後その家はどうするかぐらいは、各家の親に知らせて、どうするかぐらい調べたほうが後々のためにスムーズに事が進むと思いますが、どう思われますかね。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 和田議員がおっしゃるとおり、私どものほうが放置されて空き家になってしまう前に、早い段階から家族や相続親族と話し合っ、今後の利活用について検討することが重要であると考えております。

このため市のほうでは、来年度の固定資産税の納付書の中に、空き家対策の話ということで、空き家の適正な管理のお願いとか空き家化の防止、それから、空き家の活用等について周知するようなチラシを同封させていただくように考えております。

そのほかホームページ等にも掲載しておりますが、先ほど言いましたように、家族の方で早い段階にいろいろと相談されることが危険な空き家の防止につながると思っておりますので、引き続き、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 相続登記のことにつきましては、やはり相続の方がそういった手続等をしっかりしていただくのが一番大事かというふうに考えております。

そのため市民税務課としては、先ほど市長が答弁したとおり、死亡届が出た際に法務局

の不動産に関するチラシを配付したり、あと、固定資産税の件なんですけれども、そういった死亡届が出た人に対しましては、固定資産税の相続人代表者指定届の送付をする際にも、法務局の不動産に関するチラシを同封いたしまして、周知のほうをしっかりと図っております。そうしたことで、相続の登記の所有者不明の家屋等も、少しでも少なくしていくよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 和田議員。

○10番（和田芳弘） 終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、16番、寺岡公章議員。

[16番 寺岡公章議員 登壇]

○16番（寺岡公章） チーム創安の寺岡でございます。

このたびは、なぜ事務の効率化を目指すのかというタイトルで、業務全般に対する効率化について、その本来の目的に向かっているか確認させていただきたいと思っております。

日本語で言えばかかるものがコストや時間で、効率と能率を使い分けられるようですが、このたびはそれらで得られたパフォーマンスをひっくり返して、効率とさせていただきます。

さて今回の質問、タイトルだけ見れば効率化、当たり前じゃないかとお叱りもありそうでございます。悪いことではないのは私自身も分かっておりますし、意識して進めるべきであること、その立場は皆さんと変わりません。

ただ、効率を求めれば変化が生じます。一見改善されているように見える裏で、前のほうがよかったねと、こういった面もあろうかと思っております。効率を求めるとはこの一長一短がある事象を選択する作業の1つでしかないのではないかと考えます。

なぜ効率化が必要なのか、もっと優先させるべきことはないのか。世の中がそうだから、長らくそうしてきたからと、このような上面の話で終わらせずに、職員の皆さんの業務への向き合い方に触れることができればと思っております。

では、複数通告させていただいておりますので、具体的な部分、通告どおり伺っていきたいと思っております。

まず、職員1人1台のPCの導入以来、具体的にどのようなことが効率化されましたか。それは昭和50年前後の職員数や平成初め頃をピークとした人件費、基本給の減少に影響がありましたか。

これまでのPCのハード、ソフト、アプリの更新の経費は、業務の効率化と質の向上、ひいては行政力や市民生活の向上に見合うものでしたか。特に、働き方改革以降で個々の職員の勤務時間などが適正化されている。これ自体はよいことなのですが、業務の総量が減っているわけではありません。無理な残業や休日出勤が回避されているという反面、実際のところ職員数の不足にはつながっていないのでしょうか。

令和5年度予算案では、DX推進事業の拡充が図られるようです。10年後にどのような市役所の業務になっているか、イメージをお聞かせください。そのときの職員数にも注目をしています。

それから、今、DXが注目をされていますが、その次には、行政でのAIチャットボツ

トの活用が当たり前になっていくと考えます。DX推進と並行して、今からイメージに加えておく必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

また、デジタル活用ではない面で、業務の効率化で工夫している例があれば御紹介ください。

効率化で起こった変化によって失われたものもあるのではないかと感じていますが、そういうデメリットは皆さんのほうで認知をしておられませんか。

最後に改めて、なぜ業務の効率化を目指すのですか。

こういったところをお伺いしていきたいと思います。まずは通告書どおりの、登壇しての質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 社会情勢の変化などに伴いまして、当然実際に求められる業務は変化してまいります。常に行財政改革を進め、業務の効率化が必要でございます。寺岡議員からは、そうした行財政改革を進める上での重要な視点について御質問をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

地方自治法第2条第14項の規定により、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされています。このことから、市民の皆様が本市で幸せに生活していただくためのまちづくりの前提として、堅実かつ効果的な行財政運営を行うことが必要と考えています。

これまで本市では、限られた人材、財源を有効に活用し、効率的で効果的に事業を進め、将来を見据えて財政の健全化と行政サービスの向上を両立させることを目的とした行財政改革の方針に基づき、さまざまな業務の効率化に取り組んできました。その中には、時代に対応するための必要性に迫られて行ったものもありますが、その都度、より効果的な運用を検討しつつ取り組んできました。

1人1台パソコンの導入についてですが、インターネットの普及による電子化の流れに対応するものとして、導入を機に、それまでアナログで処理していた業務をより効率的に行うためのツールとして活用できるよう、職員の意識づけが図られてきたものと考えます。職員数や人件費などへの影響については、増減の要因はさまざまであることから、個別の分析は難しいと考えます。

また、パソコンのハード、ソフトの更新経費が、業務の効率化と質の向上、行政力や市民生活の向上に見合うものであったかとの御質問ですが、時代に対応して電子機器は更新されていくものでございます。過度な財政負担とならないよう、必要な機能を維持する観点から順次更新を行ってきており、その都度、効果的な使い方を模索しながら活用しています。

働き方改革以降、職員の勤務時間などが適正化される一方で、職員数の不足につながっていないかとの御懸念ですが、働き方改革以前に、本市では平成の大合併の時期から単独

市制を維持する中で、土地造成特別会計の起債の償還スキームの実施など厳しい財政状況を乗り越えるために、さまざまな行財政改革を行ってきました。その過程には、国の主導により職員数を削減しつつ、地方分権の推進に伴う県からの権限移譲にも対応するなど、限られた人員で優先順位をつけながら行財政運営を維持していかなければならない、極めて困難な時期もありました。

現在の職員数は、会計年度任用職員なども含め、業務に必要な一定数を確保していると考えていますが、時代の要請に応じつつ多様化・専門家する住民ニーズに対して、常に柔軟な対応ができるかは判断が難しいところです。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を踏まえて、10年後の市役所業務にどのようなイメージを描いているかについてですが、DXによって業務の自動化などが進むことで職員の業務量が減少することが期待されますが、市としては、業務の量や質、財政状況なども踏まえつつ、まずは市民の皆様へのサービスが低下しないことを念頭に、必要な職員数を確保したいと考えています。

DXと並行して、行政でのAIチャットボットの活用をイメージに加えておく必要があるのではないかと御意見ですが、AIチャットボットに限らず、業務の効率化や市民サービスの向上に有効と考えられるツールについては、費用対効果を踏まえながら、今後、活用を検討していく余地があると考えています。

逆に、デジタルを活用しない業務の効率化の取り組み事例はあるかとの御質問ですが、市の業務を民間に委託することや業務フローの見える化などは、これまで本市で行ってきた効率化の一例と言えます。

また、業務自体の効率化だけでなく、私が常日頃から職員にお願いしている市民の皆様への元気で気持ちのよい挨拶、声かけ、応対、職員同士の挨拶など、日々の業務姿勢やコミュニケーションを大切にすることも、結果としてスムーズな業務の遂行につながると考えています。

業務の効率化がもたらした変化、デメリットをどのように考えるかですが、デジタル化の例で言いますと、電子メールは、共有すべき情報を一度に多量に処理できますが、職員同士が顔と顔を突き合わせてコミュニケーションを図る機会の減少につながるとも言えます。また、紙文書の電子化は、データが消失した場合の損失や作業負担が過大になるおそれがありますし、電子システムにトラブルが発生した場合、業者などに頼らざるを得ないこととなります。こうした結果としてデメリットは挙げられますが、実際には、よりメリットが大きいと判断したツールや手法を取捨選択しながら取り入れていくことが基本ではないかと考えます。

以上、行財政改革の視点での本市の取り組みや考え方を述べさせていただきましたが、なぜ業務の効率化を目指すのかという問いにつきましては、最初に述べましたとおり、市民の皆様幸せな暮らしを守るための前提として、堅実かつ効果的な行財政運営を行うことが第一であると考えています。

ただし、それは財政面だけの問題ではなく、職員の日々の業務負担を軽減し、それによって生まれた時間や人員を有効活用し、大竹市まちづくり基本構想が目指すまちの将来像

と未来にあふれる幸せの維持・実現のためにつながる取り組みに、職員自身がやりがいを持って注力できるようにするということも念頭にあります。

今回の議員の御意見、御提言を参考にしながら、大竹市まちづくり基本構想のキャッチフレーズ、「笑顔・元気♥かがやく大竹」を職員が率先して体现できるよう、効率化のみを目的とすることなく、効率化によって生まれる効果を見据えて行政運営を行っていきたいと思います。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） 御答弁ありがとうございます。

市長からいただいた御答弁、最後の辺りがかなりしっくり来ました。市長として効率化についてこのように考えているという部分を述べていただいたんですが、細かなところ、通告させていただいている上から行きたいんですが、随分昔に職員1人1台のPC配備について一般質問をさせていただきました。そのときの市長からは、情報のオープン化、仕事のネットワーク化、業務の標準化、それから、内部文書のペーパーレス化、こういったことを進めていきたいというふうにお答えをいただきました。時代の感覚で言えば、こういったものは現在、大体達成できているのかなというふうに受け止めています。

そうであれば、もし仮に職員数そのものが減っていなければ、今時点で職員1人1人の負担というのは軽くなっていたのかなというふうにも推察します。要は当時の職員数のままでいろいろな業務化、効率化、PCを使うことによってできてきたということであれば、負担は減っていたのかなと。

ただ、御答弁の中にもありましたかね、当時の公務員を減らせという時代背景、風潮、また、空気もあったと思います。それらが続く中で、職員削減をせざるを得ない状況であったと。そういったところはもちろん理解をしています。業務量に対して職員数が少ない、厳しい、根性だけではいかんともしがたい時代があったと。それを当時の職員の皆さんはそれぞれの努力と、また、PC配備という効率化によって乗り越えてこられたんだと思います。

この議場におられる執行部の皆さん、課長、部長なんですが、その皆さん方はあの時代、権限移譲とか厳しかった時代、三位一体の改革の頃ですかね、経験しておられます。もし、あのときにPCが十分になかったらと想像すると、実際に送ってきたよりもっと慌ただしい時期だったんだろうなというふうに思います。幸いにも当時何とか人員の削減とPC配備による効率化のバランスが保っていた状態であったと、そういった場面、いろいろ思い起こすシーンもあろうかと思えます。

会計年度任用職員の話も少ししてくださいました。会計年度任用職員でも数種類のアプリケーションが使えるれば、通常の事務であればなかなか支障が出ない程度にその役割を果たしていただける、役割を高めていただくことができるかなと感じております。これもPCを配備してきた成果の1つであるかなと受け止めています。

この令和の時代で、DXの推進やチャットボットの広まりといった流れです。メディアではメタバースやNFT、よく取り上げられています。デジタルは活用によっては大幅な

効率化が図られるはずですが、あくまでツールとしてですけどね。昭和や平成の頃には職員削減の大きな流れがありましたけれども、このたびは今のところ、そのような大きな流れは感じられない。目的である市民福祉の増進ですか、市民福祉の増進に向けて気持ちの余裕を持ってそれぞれのお仕事に導入されるとしたら、このデジタル化、どう生かされるか、ぜひイメージを、一人一人が膨らませておいていただきたいと思います。

くしくも副市長が、3期目就任の御挨拶の中で、世の中の流れを読むという基本姿勢といった言葉が話されました。職員の皆さんは安心してこの先のことを考えながら取り組んでいただけることと思います。

全体的な業務の効率化について、目指す概念については先ほど市長から御答弁いただいたもので、おおむね理解、納得をさせていただいております。特に効率化だけでなく、挨拶やコミュニケーションが大切であるというフレーズは全くもって同意をいたします。このあたりは現場の皆さんにも忘れてほしくない、忘れてもらいたくない要素ですね。

御答弁の中から1点、効率化のデメリットが認知された場合、その解消についてどのように今対応しておられるのか。放置しておられるわけではないと思うんですが、通常の業務で浮かんできたデメリットに最も早く気づくのはそれぞれの担当の職員だと思うんですが、そういった現場の声が、仕組みをつくる階層、長がつく皆さん方、ここにスピーディーに届いて改善されていけばいいんですが、改善されて共有がしっかりされているのか、このあたりちょっと伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） お答えいたします。

デメリットの部分の解消策というところでございます。当然デジタル化が進めば便利になる一方で、例えばセキュリティであったりデータが消失する可能性等もございます。そういったところについては、やはり職員の意識というところが一番大切になるかと思えます。

当然、喪失しないよう、環境整備はもちろんですが、職員の意識が高まるように研修等を行いながら、セキュリティ対策等もしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） まずはそういったことが起こらないようにという心がけをお話しいただいたんですが、問題というより、今、効率について話していますので、効率化の反面浮かんできたデメリット、現場の皆さん方、前のほうがよかったねとか、そういった感想を持たれるケースもあると思うんですよ。そういうときにその現場の声がしっかり上に上がって、見直して、また、それが現場にフィードバックされていくというふうな仕組みが今どうなっているのかなというところを伺ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） すみません、ちょっと答えになっているか分かりませんが、やはり各職員同士のコミュニケーションが大事だと思います。日々のいろんな業務を行う

中で、各職員が話をする中で、この業務はこうしたほうが効率的なんじゃないか、もしくは先ほど寺岡議員が言われましたように、前のほうがもっと効率的だったんじゃないか、いろいろ出てこようと思います。そういったところを小さな部分では解決していく、そして、もし組織としてそういったものの解決を図ろうと思えば、今行財政システム改善推進本部というのを月に1回以上開催しております。そういうところの議題として各課から挙げていただければ、組織全体としてそういう仕組みが変わっていくだろうと思います。そういう小さなところから始めているところです。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） ありがとうございます。

そうすると、やはり課題が発見されたものがどれだけ早く解決されるかというところが大切になってきますので、引き続きしっかり現場の皆さん方が声を出しやすいような、そして届きやすいような組織であっていただきたいなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

効率化の手段としてのデジタル行政の構築、このたびいろいろ調べてみました。改めてというところですが、すると、ある書き物の一文が目にとまりまして、短いので紹介をさせていただくと、自治体におけるDXを推進する理由の根本には、少子高齢化による人口減少が挙げられます。人口減少により地方では過疎化が進んでいます。これが一定の域を超えると、ごみの収集や上下水道のメンテナンスといった社会インフラや公共交通サービスを提供するためのコストがかかり過ぎてしまい、最終的に提供できないレベルに至りますと。

デジタルを活用して効率化して、コストパフォーマンス維持しましょうという内容なんですけれども、これ本質的なところは、10年以上前に市長がお話をして、ずっと進めてこられた市民自治の考えそのものなんですよね。近い将来に見えている人口減を、市民自治を進めることで地域を守っていく、そういった考え方を進めてこられ、先見性を持って実際に取り組んでこられました。来年度からさらに力を入れていくDXの推進、それと、大竹市がもともと培ってきた市民自治のノウハウ蓄積、この両方が生かせれば、大竹市の行財政、ますます安定感が増すと考えているところです。

ただ、体感的にですが、もう何年もこの議場、それから、委員会室でも、あまり市民自治という言葉が耳にしなくなっているなというような気がしています。このDX推進のときに、今こそ市民自治をというふうに思うところですが、これまでと何かお考えが変わっているところがあればお話をいただきたいと思うんですけど、これまでと同様に市民自治に力を入れているよと思っていてよろしいでしょうか。いかがでしょう。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民自らがこのまちを治めていくという、大変重要な課題だというふうに思います。

ただ、残念ながらこのコロナ禍の影響で、市民の皆様方がお互いに集まって話し合う機会が非常に少なくなってきたというような状況がございます。それと、社会的な風潮



で、リーダーシップを取る人たちを後ろから指さしてせせら笑うような風潮が世の中に出てきたと、大変残念な世の中になりつつあるというような気がしてなりません。

そういう意味で、もう一度リーダーシップを取ってくださる方は周りの人間がみんな支えていく、そういうようなことができないかなと、いろんな場面でそういうことが発言できないかなというふうに思いますが、なかなかそういう機会がないので残念に思っております。

まさに市民の皆様方が自分たちでリーダーシップを取ってくれる人たちを選び、そして、それを実行していく。今度、議会の選挙もごさいます。まさに皆さん方が地域のリーダーシップを取っていただく、それを支えてくださる市民の皆様方が多くいらっしゃる、そういうようなまちになってほしいなというふうに、いつも思っているような次第でございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。5回目です。

○16番（寺岡公章） ありがとうございます。リーダーシップというキーワード、聞かせていただきました。

今後、私もこの点についてはまた勉強していきたいと思えます。

市民自治そのものの概念はお変わりでないというふうに受け止めました。時代が流れて変わっていった、変化が当たり前になっているというところなんです。流れも早いなど、皆さんも感じているところだとは思えます。ついて行くのももちろん大事ですけども、これまで培ってきたものを見極めながら、いろんなものをツールとしてしっかり利用していただきたいと思えます。

効率化の目的である市民福祉の増進、これをお互い見失わないように、今後、拡大されるであろう職員1人1人の余裕、これを十分に生かして業務に臨んでいただきたいと思えます。今後、新しいものがどんどん挙がってきて戸惑う場面もあるかもしれませんが、しっかり地に足をつけて、業務の遂行よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩を行います。

なお、再開は11時を予定いたしております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、2番、末広天佑議員。

〔2番 末広天佑議員 登壇〕

○2番（末広天佑） スマイル会、末広です。よろしくお願ひいたします。

自治体A I活用についてというタイトルで御質問させていただきます。

A I技術は近年著しく発展しており、さまざまな分野で応用が進んでいます。自治体でもA Iを活用することで、行政の効率化やサービス向上が期待されます。例えば行政書類の自動処理、災害時の迅速な対応、住民の声に応じたサービスの提供などが期待されています。多くの自治体でも導入が始まっており、さまざまな活用が見込まれています。

本市でも少し前から議事録を自動化するためのA Iの導入を検討されており、本年度ではスタートアップ的な意味で比較的安価なシステムを導入される予定とお聞きいたしました。

今回お聞きするのは、その導入するソフトについてではなく、どのような過程で検討されて、これから導入されるかをお伺いいたします。

総務省が公開しているDXの推進手順書や専門家の指南書には、自治体においてDXを推進するには、自分ごととして考える必要があるというフレーズが頻出します。なぜ自分ごととして考えることが重要なのか。職員1人1人がどうやったら自分ごととして考えられるようになるかをまずまとめて周知することが大切であり、それがスタートラインとされています。

DXは新しいシステムを導入して終わりではありません。システムをどのように使いこなし、機能を最大限に活用し、業務の効率化を図るために常に考える必要があります。言い換えれば、どうすれば業務をより簡単に、楽に進められるかを常に考える必要があるということです。

業務が早く楽に行えるようになれば、職員の心や時間に余裕が生まれ、ほかの作業にも手が回り、住民サービスの質の向上にもつながります。逆に上から指示されただけという意識だと、表面上は仕事をしているように見えても、いつまでたってもマニュアルに従った作業にとどまり、システムを利用するのではなくシステムに使われるだけで、効率化につながらない例が多くあります。最悪の場合、先ほど寺岡議員も同じことをおっしゃっていましたが、使いこなせずに必要な作業を切り捨てることになったり、元のやり方に戻ることになり、時間やコストの無駄にもつながってしまいます。そうならないよう、自分の業務にどうシステムを落とし込むか、自分ごととして考える必要があります。

例えば今回導入する議事録のA Iも、今の体制そのままを使うのではなく、音声認識を高めるために会議のやり方を変えてみるとか、よりクリアに録音するために場所を変えてみる、マイクを替えてみるなどのアプローチも必要かと思います。

本市でも推進手順書を参考にして、A I導入、DXを進められていると思いますが、この自分ごとで考えるということをどのようにお考えでしょうか。

また、今回のA Iシステム導入過程でどのようにして職員に周知していったか、その上でどのような課題があったか、その過程は自分ごとにつながるようなアプローチだったかをお伺いいたします。

壇上での質問は以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政というものは民間企業と違って、先行して利を獲得するというものではない。新たな技術の活用については、他市町の事例なども参考にしながら、その効果をしっかりと見定めて取り組む必要がある、そのように思っております。A I 議事録作成支援システムを、そのような視点を持って検討してきたところでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えをいたします。

大竹市行財政システム改善方針における効率的な事務の推進の取り組みとして、令和3年度に各種会議の議事録作成に係る事務について調査したところ、職員の議事録作成に要する時間が年間1,000時間以上であったことから、A I を活用した各種会議などの議事録作成事務の効率化に全庁で取り組むこととし、今年度、A I 議事録作成支援システムの導入に向けた検討を行ってきました。

導入に当たって今年度は、効果的な機器を選定するため、他市町で導入実績のある2つのシステムを試験導入し、実際の会議で導入することで、音声データをテキスト化する時間やテキスト化の精度などを比較検証しました。その結果、システムの性能としては大きな差はなく、議事録作成に係る事務負担の削減効果はどちらも約3割でした。この議事録作成に要する時間に係る削減効果及び平均人件費を基に効果額を算出したところ、システム利用経費以上の人件費削減効果が見込めることから、新年度予算に計上したところです。

次に、システム導入に係る課題や職員からの意見収集、活用についてですが、システムを利用した部署に対してアンケートを実施し、意見などの集約及び課題の整理を行いました。

課題としては、人名や地名、方言、専門用語などが正しくテキスト化されない点などが挙げられました。これらは会議における発言者の発話の正確性や利用環境によりテキスト化の精度が左右されることや、あらかじめ固有名詞や専門用語を単語登録していなかったことなどが要因と考えられます。今後は、集音環境の改善のほか、システムを利用する頻度を上げることで、各部署が利用に慣れていき、より事務効率が向上していくと考えています。

また、A I 議事録作成支援システムの導入に限らず、D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくためには、先行する他市町の取り組み事例などを把握し、本市にとって有効な手法を調査・研究していく必要があります。令和5年度においては、他市で実績のあるデジシブひろしまに参画することで、広島県からデジタル人材を本市に派遣してもらうための予算を計上しているところです。

本市としましては、この取り組みにより新たな専門人材を配属することができ、情報システム管理やD Xなどの推進体制が強化されるとともに、職員一人一人の意識の変化にもつながっていくことを期待しているところです。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。

なかなか自分ごととして考えるというのが難しいことだと思います。ヒアリングのと

きにもお聞きしたんですが、職員の意識を変えるのは大変難しいというお言葉を耳にしました。私も自分の会社では非常に苦勞しています。

行政にはいろいろな制限があり、なかなか先行して事業が行えないということもあると思うのですが、そういったことも、あれもこれもなかなか難しいというようなお言葉も理解できます。ただ、このままではいけないというのは頭でも理解されているのだろうと、ヒアリングの中でも感じました。少しずつでも変えていきたいということも、ヒアリングの最後に言われてました。

それでは、どこから始めたらいいのでしょうか。私は一番の方法は、体験することだと思っています。今回、令和5年の予算書の一般会計部分を自分でエクセルでデータ化して、検索できるようにしました。令和4年度も去年作成したのですが、時間で言うと最初は半日ぐらいかかったと思います。ですが、令和5年度のものには、今大変話題になっているChatGPTというAIで、先ほど寺岡議員の話の中でもありましたAIチャットボットに活用が期待されているAIですね。こちらで使用されている大規模言語モデル、要はAIの脳みそにサポートしてもらいながらエクセルを駆使して、半日が3時間程度に短縮できました。

最初にも言いましたが、ここ半年でAIが目覚ましい進化を遂げています。実を言うと、この一般質問の原稿も、3割程度AIに書いてもらっております。句読点や文章の違和感なども読み込ませて、訂正してもらっています。初めて触ったときに、こんなことできるのかと感動しました。

また、今回導入予定の議事録AIと比較するためにこのChatGPTと同じメーカーがつくっている音声認識を使用して、過去の定例会などをユーチューブの動画から文字起こししてみたら、2時間の会議が10分で文字化できて、精度も非常に高いものができました。しかもコストがほとんどかからないです。

ただ、今の段階で行政にそのまま導入するのは非常にハードルが高いため、私も今すぐこういったAIを導入してほしいと思っているわけではございません。単純に今のシステムやAIはこういうことができるんだ、こんなことで効率化ができるんだということを体験していただきたいのです。できれば、そのような体験を少しでも共有する場を職員につくっていただきたい。そうすれば体験している分、新しいシステムを検討するときにも、そこまで警戒感なくスムーズに取り組めると思います。

他自治体の例でも、DX専門の部隊の方が、現場で目の前ですぐできるようなシンプルな業務自動化をすぐに作成して、それを職員にその場で体験してもらうことでDXを身近に感じ、警戒感が薄れ、コミュニケーション自体がスムーズになったというお話もお聞きしました。

先ほど御答弁いただいた中にも少しあったんですけれども、来年度DXの専門家が1人派遣されると聞いています。デジシブひろしまという広島県の制度で。ぜひ専門家の方には、職員に体験してもらう場をつくっていただきたいと思っております。執行部はどのような活躍を専門家に望まれているのかをお伺いいたします。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務所長（柿本 剛） それでは、デジシブひろしまに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

広島県全体のDXを効果的に進めるために、県と市町で協働してDXを推進し、情報システム人材の採用、育成、活用を県と市町が一緒になって取り組む枠組みとしてデジシブひろしまが構築されることとなり、本市も参画をいたします。

本市の取り組みの一環として、来年度からデジタル人材の派遣を広島県から受けるということができるように、現在、手続を行っておりますが、正式に決定しているわけではないので、その点はお含みおきください。

派遣されたデジタル人材の担当業務といたしましては、デジタル知識を有する専門アドバイザーとして、既存の情報処理システムやネットワークの問題点、課題の抽出、あるいは解決策をはじめ、今後必要な情報施策や業務改善策などを、市職員と一緒に検討してもらうということを予定しております。

先ほど自分ごととして職員が考える必要があるというようなお話がございましたけれども、今回の県の派遣申請に先立ちまして、今年度派遣を受けている江田島市の状況をお伺いしました。江田島市での効果としましては、職員のDXに関する意識の変化、あるいは意欲の向上、業務改善へのモチベーションが上がったという点などについて挙げておられました。

本市におきましても、職員の意識改革といった効果を期待しております。まさに自分ごととして今後考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。大変楽しみにしております。

おっしゃるとおり、職員と一緒に頑張って改善を進めていただけたら一番だと思いますので、ぜひそのように進めていただければと思います。

最後にちょっとお伺いしたいんですけども、ヒアリング時に、行政における改善はある一定の成果がないと反映できない、金額で言うと結構大きな金額だったと思うんですけども、先ほど寺岡議員の質問の答弁の中で、小さく始めていきたいという答弁があったと思うんですが、このなかなか大きな成果を最初から求めると失敗もそれ相応に大きくなるのは十分御理解いただいていると思うんですけども、小さく始めるというところで、なかなかそれが矛盾しているのかなと先ほど聞いていて思ったんですが、今後、それをどういうふうな体制にしていきたいか、お考えはありますでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） お答えいたします。

効率的な取り組みに対しては、いろいろケース・バイ・ケースがあろうかと思えます。例えば、AI議事録の導入については、来年度は29万円の予算で導入をします。削減効果としては、今人件費の削減が約60万円と見込んでおります。そうしますと30万円程度の効果があろうかと、そういうことを見込んで導入するという事。

そして、先ほどの寺岡議員の効果的な取り組みについては、職員が会話などでコミュニケーションを取ることによって少しずつその仕事の仕方を改善していく、そこは小さな取り組みかもしれないですが、それが気づきになってだんだんと組織的に大きく改善につながっていく可能性もあるという意味でお伝えをしたというところでございます。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。ぜひ執行部の方にはコミュニケーションを職員の方としっかり取っていただいて、職員間のコミュニケーションもしっかり聞いていただいて、ちょっとしたことから始めて、ちょっとした失敗を許容できる空気づくりをしていただきたいなと思います。専門家の方に全て任せるのではなく、空気感を変える場所づくりをしていただきたいと思っております。

業務の改善はちりも積もれば山となるです。議会でも若いメンバーで積極的にツールを活用しながら、議会運営のスムーズ化とともに、皆さんにもこれはいいねと思っていただけるような活動を、私も心がけていきたいと思っております。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 続いて、14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。

通告の順番をちょっと入れ替えさせていただきます。よろしくお願いたします。

地方自治体は、国から独立した団体です。国や県の部下ではありません。1月18日の議員研修会で、法政大学教授の土山希美枝先生のお話がありました。地方分権一括法を絡めてのお話でしたが、ああそうだったのかと腑に落ちる点の多い、私にはそんな勉強会でした。

その1つが、通達と通知の違いです。機関委任事務が残っていたそれまでは、通達という上位者が部下に対して発出する命令という意味の通達が国から地方自治体に出されていましたが、今では対等の関係なので、お知らせである通知に変わっています。

そして、どうしても国の言うとおりにしなくてはいけない種類のものもありますよね。それは法定受託事務というふうになっております。以前は国の役人が、部下に命じるように市長に命じていたのですが、それらに今は具体的な法の裏づけを与えたんです。これがさっきの法定受託事務ですね。

例えば衆議院選挙があるときに、大竹市長にそれを無視する権利があったら大変なことになりますよね。だからそれはもう国が決めたら絶対やらずにちゃいけない、そういうことです。

要するに、通達であれば市長は逆らえない、それゆえに議員としてもなぜやるのかって質問することはできませんよね、義務ですから。しかし、通知であれば、その内容を市が受け入れるとしても、そこには市長の判断があるわけですから、そこには質問の余地が生じます。要するに、あのかの先生のお話は、たとえ国の言うとおりにしたのであれば、なぜそのとおりにするんですかっていう質問ができるわけですから、皆さん頑張って質問してくださいねっていう、そういうアドバイスだったと思います。

今から申し上げることは、すなおにそれに従っての質問です。というより、そうであれば我々も発想を変えましょうということです。

国が言ってきたことにいや応なく従うのではなく、自分ごととして、まずはそれをよく考えましょう。理解してそれがよければ従うし、いまいちであれば対案を練るべきですし、その上で妙案があればちゅうちょせずに実行して、成果が上がれば国に伝えたいと思います。国の言いなりではなく、決める前に、まずはちょっと考えてみませんか、そういうことですね。国の政策を他人ごとではなく、自分ごととして効果あらしめるべきだということです。

さて、そのテーマですが、今いろんな意味で瀬戸際に立たされていますね、日本は。代表的な瀬戸際は人口問題です。出生率の低下は人口の減少、そして、人口構成の高齢化にも直結する国家最大の課題です。

総理大臣は異次元の少子化対策と言いますが、よく分からないとか、代わり映えがしないとか、そういう反応が非常に多いですね。外交とか財政とかと違って、このような身近な案件は、現場が考えることが本当はいいんだと思います。市長の決めた給食無償化とかこども医療費の改正は、これはグッドジョブです。それ以外にもみんなが考えて、アイデアを集めてみませんかと提案したいんです。

政府の批判をするのではなく、政府は多分、分からないんですよ。ですから、現場のアイデアを集めて、市がやってみせるんです。少子化対策のアイデアを市で募集してみませんか。現場の人たちはかなり中に秘めているものがあるんだろうと思います。このことについての感想を求めます。

その上で、私の提案です。教育費が高いのも少子化の原因だと、マスコミは言いますよね。でも、幼児教育・保育の無償化は実施されました。義務教育はもともと無償です。給食費はまだもらうのが普通ですよ。大竹市は来年度から無償になりますけど。高校授業料も、年収990万円だったかな、何かそれ以下の人は無償のようです。これは公立高校はですね。

つまり、教育費って要らないはずなんですよね、今の制度をちゃんと見ればですよ。でも、現実には違うんです。その裏側には学校教育のやり方に1つの問題があります。その結果、公立学校の信用が低下し、職場としての学校の人気が下がり、先生方の質の低下がますます家庭教育への依存度を高めている、そんな気がいたします。これは大問題です。

家庭教育費とは何かというと、要は塾の費用なんですけれども、塾がない地域は大変だとか、いろんな問題が起こっていますけれども、まずは塾に頼らない学校教育が実現できないかと、そういうことを提案したいと思います。

要するに、学校であれだけ長時間勉強していながら学力が上がらないんですよ、日本の学校は。そういう意味でばかみたいな面がありまして、だから成績のよい子がさらに上を目指して塾に行くだけではなく、さまざまな子が夜塾に行き、時間とお金を二重投資しています。ここはちまちました文科省の通知を無視して、思い切って学校を充実させ、大竹市を夜塾に行く必要のないまちにしませんか、これが私の提案です。

そのためには学校で児童生徒の成績は細かくチェックしなくてははいけません。ウクライ

ナの戦争でも、情報が勝負を決めています。勉強も同じです。PDCAサイクルの発想を学校に持ち込み、個々の子供の理解度をチェックして状況に合わせた教育をできないものではないでしょうか。教え込むのではなく、教師との言葉のやり取りを増やしましょう。授業の上手な先生を評価しましょう。そうすれば当然子供たちの差は見えてしまいますよね。でも、その差は、決して隠して済む話ではありません。弱点があれば補強してあげればいいわけですね。学校のマンパワーで不足すれば、塾の応援を受けましょう。

実は、大竹高校に校内塾があるってこの前知ったわけですけども、大竹高校にあるんだったら小学校にあってもいいじゃないかと、私は思います。そして、できるだけ個々の子供たちが、その子供たちの能力に応じてきちんと学力を上げていくことができるようになってきたらいいなと思います。

塾の先生も夜型の仕事ですけども、ひょっとしたら昼型に変われるかもしれません。それがいいか悪いかはありますけれども、とにかく学校っていうのは出席したらいいんですよ。学習指導要領って、これを教えろって、教えて子供がそれを理解したとか、聞いたとか何とか、そっちは一切問わないんですよ。そして、9年間の義務教育を終える。それが日本の教育システムなんですけれども、P、Dですね、プラン、ドウがあって、次に、チェックとアクション、これがないわけですけども、この子、これが分かってないね、それなら、おまえあそこ行って勉強してこいとか、あなた昼から個別授業やるよとか、いろんなやり方があると思うんですけども、それをやってくれると塾に行く必要がなくなりますよね。

以前にも言いましたが、今の学校は成績無視で進級します。大竹高校の校長がはっきり書いてましたよね。中学校までは不登校でも進級できる、高校は違いますよって。大学生の一部は、大学で小学校レベルの勉強をやり直しているのが日本の実態だと言われます。そういう大学まで私学助成をして、一方では最先端の研究している大学院の研究費が足りないと言っているわけです。そんな愚かなことはないと思いますけれども、それらを解消する意味も含めて、義務教育を充実させなければいけないと思います。

大竹市で義務教育を終えた子は、中学3年生として恥ずかしくないレベルの学力を持っています。せめて学校教育に関しては、そう言えるまちにできないものではないでしょうか。その上で部活であったり夜に特別な勉強や習い事をするのも、それはいいでしょう。問題は学校教育の充実です。授業をする先生と授業を受ける子供たちがジャストミートするということですからね。先生だって授業内容が分からないとか、簡単過ぎて興味も湧かない、そんな子を相手に授業をしたのではモチベーションが上がリません。そんな問題の解決が目的です。御答弁をよろしくお願ひいたします。

教育長の感想を求めたいと思います。これが最初の質問です。

2番目ですね。昨年の9月の定例会に引き続いて、大竹市の水道事業の問題点について質問いたします。

まず、お配りした表を御覧ください。昭和63年から現在までの大竹市の水道事業のデータです。D欄の総配水量は、平成5年から平成10年にかけてがピークですが、その後は減少しています。H欄を御覧ください。県用水がなかった昭和63年から平成5年までの、1



日最大水量の値が1万6,400立方メートルになっています。これは一番多かった日のことですが、この1万6,400立方メートルというのが、水利権の天井なんですね。年に1日か2日、そんな日があったということです。

上限ぴったりで止まっているということはないでしょうから、実際はその日は取水権の1万6,400立方メートルを少しは超えていたのかもしれませんが。ただ、同じ場所から取水している工業用水には1日2万トンを超えるような莫大な余裕水量がありますから、本音の部分では全く問題はないと思います。ですから、平成5年には余っている工業用水の1万トンを上水に転換してほしい、そのように大竹市の水道局長が県に行って、申し入れをしています。

とにかく大竹市には、もともと水はたくさんあるんですよね。さらにD欄の配水量ですが、平成12年以降は確実に減少しています。ざっくり言って、防鹿の自己水で水が十分足りていることは紛れもない現実です。

I欄を御覧ください。平成3年に事前に値上げをしています。決算書にそう書いてありますけれども、今から県の水を買うから、あらかじめもう平成3年から値上げをして待っているんだと、そういうふうになんとなく記録が残っています。それで県用水の値上げをして、それで県用水の受水が始めたのが平成6年ですが、直ちに赤字になり、その後、平成8年、平成11年、平成14年の3回も追加の値上げがされ、その間のアップ率は87%にも達しています。今そのお配りしたデータを基に質問いたします。

まず、水道事業の経営の理念ですが、健全性というものが当然ありますよね。これは行政か民間かを問わず、全ての事業において目指すべき指標であるということに異論はないと思います。健全性とは、無理なく適度な黒字を安定的に出している状況を言うのだと私は思いますが、この点については水道局自身も、そして、水道局の監査報告でもそうであることを懇切丁寧に述べています。

来月からの水道料金の値上げも、健全な経営を維持するためのものだと思います。ただ、民間の事業と異なり、独占的である水道等の公営事業の場合は、事実上価格競争がありません。売値は思いどおりに決定でき、しかも扱うものは必需品ですから必ず売れます。言い方を変えれば、どこかに大きな無駄が隠されていても値上げすれば見えなくなってしまうんですね。事業年報や監査報告書には、たくさんの健全性指標が示されていますが、だからといって全てよしとはいかないということを忘れてはいけません。ではどうするか。

そこで、大竹市監査基準にも、そして、天下の公営企業法にも書いてありますが、それは最少の経費で最大の効果を上げているのかをチェックするということです。能率的な経営ができているかという観点です。昔から、利は元にあるという商売の格言もありますが、その点から見ればまさに大竹市の水道事業は、原材料である水の調達について、本当に最少の経費なのかという意味でのチェックはなされていません。ごまかしもあります。

それは大竹市水道事業経営戦略の8ページの部分なんですけれども、そこではこんなふうには書いてあります。給水原価について。給水原価は水道水1立方メートル当たりに係る費用を表しており、130円から140円台で推移しています。給水原価は類似団体や全国平均と比較して低い水準で推移している状況です、と書いてあります。だから問題はないとい

う印象ですが、果たしてそうでしょうか。

どの自治体にも恵まれた部分があれば、そうでない部分もあります。そのよさを生かし弱点をうまく補ってこそ、自治体として自立できます。大竹市における水は、大竹市の最も恵まれた部分です。水あればこそ大竹市が成り立っているんです。ですから、全国平均より低いのはあまりにも当然のことであり、良質で豊かな水源を持っている割には、ひょっとしたら大竹市の水はべらぼうに高いんじゃないかとすら思います。

まず、水道局の事業年報ですが、平成6年には配水量が自己水の取水権の上限を超えるので、県用水の受水を始めましたとあります。しかし、現在は上限の7割程度まで下がっています。今後も下がっていくとの予測を水道局自身が示しています。つまり、水が足りなかったから県の水をお金を出して買うことにしたのであれば、その必要性がなくなったらやめるべきですよ。無駄な費用を払いながら値上げで対応したのでは、利用者はたまりません。そもそも最少の経費かどうか意識しない経営って、あり得ないでしょう。高いものと安いものが選べるなら、高いものを買うのは違法に近いですよ。入札はその典型的な場面です。しかし、水道の事業年報にそのような分析はありません。

ただ、面白いのは、そう言いながら県に対して大竹市水道局は、値下げを要望しているんです。しかも単に値切っているのではなく、明らかに県がもうけ過ぎだからという決算データを根拠に要望していました。だったら、なぜその事実を公表しないのでしょうか。不思議ですよ。監査委員もそれを知っているのであれば、高価な県用水をやめるように勧告なりできるはずですが、やはりその点には触れていません。

加えて、その県の水道事業、県の水道用水供給事業自体が、これも同じく公営企業なんですけれども、公営企業でありながら超優良企業顔負けの大幅な利益を計上し、剰余金を異常に多く積み上げています。そんな組織から必要でもない水を買うことは、二重に大きな問題です。

ここで剰余金を積み上げていけない理由ですが、公営企業法には経営の基本原則として、その第3条に、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。要するに公営企業の目的は利益の追求ではなく、公共の福祉なんです。したがって利益を積み上げるなどはもってのほかで、収支が悪化すれば値上げすればいいんですよ、要するに。そう考えれば広島県の企業局も大竹市の上下水道局も、公共の福祉という部分がかすみ、監査委員もそこを見ていない、そう私は感じました。

そこで質問いたします。市長は来年度から学校給食の無償化を決められました。その経費が年間7,800万円余りだったように思います。大竹市の、また、大竹市の都市計画税は、令和3年度決算額で1億4,900万円です。これらと比較すれば、大竹市民が負担している水道料金のうちの県用水分、約1億円の大きさが分かっていたかだと思います。年1億円以上を、29年間も適正な水道料金だとして市民の財布に負担をさせてきたんです。令和3年度までを合計したら37億5,000万円ですが、このお金は広島県の財布の中に流れ込み、大竹市の手の届かないところへ行ってしまう。

水の流れて言えば、弥栄ダムから取るのが県用水、その高価な県用水を大竹市が買わな

ければ、その分だけ水は弥栄ダムから小瀬川を下流に流れ、6キロ下ればそこに防鹿があります。その川底からくみ上げれば、これはもう無料なんです。所詮は小瀬川の水ですからね。

でも、足りないという理由であえて県の水を買い始めたんですから、それはそれで、古い話ですから仕方がありません。ならばそれが不要になってもやめないのは、なぜでしょうか。しかも不要になっているという事実には水道局も監査委員も、公表文書では触れていません。まるで今でも県の水を買う必然性があるように見えます。これは水道利用者に対する背信行為だと言われても仕方ないような気がしますけれども、この点をお尋ねいたします。

次に、県用水はもうけ過ぎだから安くすべきだと大竹市は広島県企業局に真剣に要求しているのに、これはさっき言ったことの繰り返しですけど、このことは水道事業年報にも大竹市水道事業経営戦略にも記載がありません。また、水の需要が減り、県用水を買う必要がなくなっていることにも触れていません、理由を教えてください。

これも問題なんですけれども、ある時期まで工業用水の熾烈な争奪戦を繰り広げていた大竹市の企業ですが、一転して水余りになりました。主に何が原因だったか、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、広島県水道用水供給水道条例では、受水をやめる場合には1カ月前に届けることになっています。この条例は、受水を申し込んだ当初から今日まで、全く変わっていません。仮に県用水をやめ、防鹿の浄水場からの自己水だけで市内全域に配水するように配水管の変更工事をするには、どのぐらいの経費、そして、時間が必要でしょうか、お尋ねします。

比較対象として阿多田島へ海底送水管で上水を送る事業に、総額4億8,000万円かかったという話を私は聞きました。数字がたくさんあって、これも本当に4億8,000万円かどうか私も分からないんですけれども、そういう事例と比較してお答えいただきたいと思います。

県との過去の経緯ですけれども、県用水の受水を始める6年前、県用水は平成6年6月だったかな、あの頃から水を取っているんですけれども、その6年前の昭和63年2月2日の県企業局と市水道局の協議記録では、県用水とは別に県から80億円ぐらいだったか、第2期工水は大竹市は県から買っているんですよね。その県から買った第2期工水のお客さんが誰もいない、困っているっていうふうで大竹市が県の人に言っています。そしたら県の人が、要するに希望企業がなければ上水に振り替えたらいいやないかってちらっと言ったように、記録が書いてありますけれども、県の上水に振り替えろっていうのがどういう意味なのか、それ以上は分かりません。

でも、県の企業局と大竹市のやり取りっていうのは、向こうがすごく上位で、大竹市が言うことをほとんど聞いてもらってませんよね。それで工業用水について、県自体が工業用水事業を始める気はないと、突き放すような発言もありました。ただ、当時その10日前に大竹市長は、東栄沖の埋立てのことで県と協議しているわけですね。だから片方では同じ企業局に対して、大竹市、埋めてくださいよっていう話をしながら、片方で県の水を買

いますか、買いませんかって、そういう話をしているわけですから、それは難しいですよ、あっちのほうが大きいですからね。だから当時とすれば仕方がなかったのかなという気はします。

もう1度お配りした表の右端のJ欄を御覧ください。その協議の3年後、平成3年には、受水開始の3年前ですが、早々と県用水の受水に備えて大竹市は水道料金を値上げしています。決算書にそう書いてあります。それでも厳しかったのでしょね。開始の前年の平成5年8月には、当時の水道局長が、基本水量を1万5,000トンから5,000トンに下げたいと県に要望に行っています。理由は、水質のよい防鹿の水を多くの市民に提供したいということでしたが、要は第2期工業用水の売れない1万トンを上水に転用する話でした。工水の1万トンを上水に振り替えれば、県用水を1万トン減らすことができます。それをお願いに行ったんです。水が売れない時代に入っていたことがよく分かります。

その翌月である9月21日の県企業局の文書では、大竹市の要望を示した上で、対応策として8,000トンが大竹市から廿日市市に移し、大竹市は1万5,000トンから7,000トンに減らすとしています。このことは事実だけは市政のあらましに出ています。そのとき第2期工水は県から大竹市へ事業移管手続中なんですね。国の許可を取る最中だったと思います。

今の工水の上水への転用は無理であるが、その手続が済めば考えますと、財政支援額の見直しもするというふうに記録には書いてありますけれども、それがその後された形跡はありません。県用水が7,000トンに減ると決まった上でさらに工水を上水に転用すれば、県用水はゼロになるわけですけども、それが本当に、その後のことは全く分かりません。

ましてやその時代から見たら、もう水は随分減る時代ですから、使用量が減ってますから、今ここで大竹市が自己水で全部やりたいと、だから県用水は要らないっていうふうに、大竹市は計画っていうか方針を決めて県にそういうふう言えば、県が何て言いますかね。ノーって言えませんよね、明らかに条例がありますから、その辺の答弁をお願いいたします。

最後に、代表監査委員に質問したいと思って、これはこの文章はそのまま通告のときに渡したんですけども、今日はおられないということだったので、別に私、監査委員とやり取りをしたいわけじゃないのでいいんですけども、ただ、どっちにしても大竹市がもちろん方針を決める、それを住民に代わってチェックするのが監査委員ですから、監査委員にも物事を聞いてみたいというのは自然なことだと思います。

実を言いますと、ヒアリングの後から見つかることもあるじゃないですか。あえて今のうちに言っておきますけど、この大量の文書。これ県の文書ですけども、後から見つかったやつをどうするかって正直難しいんですけども、こんなものがありますよっていうのは、土曜、日曜の間に水道局にはメールしときましたけど、ちょっと消化不良だと思いますけどね。

これは何かというと、県の包括外部監査の報告書です。公認会計士がやるんですね。私の知った会計士も以前やってましたから親しみはあるんですけど、ちょうど水道事業だけやってるんです。物すごく詳しいです。この中に面白いのがありますが、あと、それは2回目で言います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民生活に必要な水を安定して供給できるよう、県と協力して水道事業を行っております。その水道事業につきまして、日域議員が市民のために熱心に研究され、取り組まれるその姿勢には、頭が下がる思いでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県との交渉状況や県用水が量的に不要になったことを水道事業年報などに記載していない理由についてでございます。

市水道局では県企業局に対し、機会があるごとに県用水の料金の引き下げを要求し、また、広島西部用水の資金残高を受水団体の負担軽減のために活用しなければならないということ、他の受水団体とも協力しながら、意見、要求をしています。議員御指摘のとおり、このことは水道事業年報などに記載していません。これまでの間、水道事業年報などは沿革や実施状況について編さんしてきたものであり、県との交渉、経過記録について逐一記載するものではないと考えています。

また、県用水が量的に不要ではないかの御質問ですが、確かに水利権の数字だけを見れば、県用水は不要と思われるかもしれませんが、しかし、自己水の浄水能力だけでは安定的に市内全域の水量を賄うことはできず、また、配水管も自己水だけで市内全域に配水できるように整備されていません。そのため、現状、県用水を受水することは、市内全域に安定的に水を供給するために必要なことだと考えています。

次に、2点目の工業用水の水余りの主な原因についてです。

それぞれの企業で状況が異なると思われるので一概には言えませんが、新たに河川などから取水する水量は全国的に減少しています。これは企業において、一度使用した水を回収して再利用する取り組みが進んだことが主な原因かと考えられます。そのため、工業用水の水余りは全国的に起こっていることで、本市も例外ではないと考えています。

続いて、3点目の県用水をやめて防鹿水源地からの自己水だけで市内全域に配水する場合に、どのくらいの経費と時間が必要かについてお答えをいたします。

本市の上水道は、市が管理する防鹿水源地と、広島県が管理する三ツ石浄水場でつくる水の2系統で配水しています。このうち市の自己水である防鹿水源地では、4つのろ過池を使って浄化処理していますが、機能維持のための作業により、3つのろ過池しか稼働していない時期があります。このときに、給水区域全体で自己水と県用水を合わせた1日最大配水量が重なった場合、計算上は自己水だけでは必要水量が賄えない、または余裕がないということになります。

例えば令和3年1月の寒波では、漏水や凍結防止のための捨て水が原因と思われる配水量の増加があり、自己水の浄水能力を超過するということが起きました。議員御指摘のとおり、年間を通した使用水量で見ると自己水だけで必要水量が賄える計算になりますが、平常時の水需要に応じた水利確保を行うというだけではなく、施設の維持管理や非常時に

においても支障を来さないよう、ある程度予備水量を備えておく必要があるほか、渇水時や事故発生時のリスク分散のため、自己水である小瀬川と県用水である弥栄ダムと、水源の多系統化・複数化を図り、自己水、県用水の相互運用を行う必要があると考えています。

今後、さらに給水量の減少が進んでいくと、予備水量も含めて自己水だけで運用ができるようになる可能性を示唆されての御指摘かもしれませんが、現時点では県用水をやめることは考えておらず、御質問の県用水全量を自己水に切り替えるための配水管改良費や、期間については算定しておりません。現在及び将来の水需要を見極めながら、県用水からの受水量や価格の交渉を引き続き行い、住民に良質で安価な水を供給できるよう取り組んでいきたいと考えています。

続いて、4点目の市が県条例を根拠に自己水だけでの運営に移行する計画を決めれば県は拒否できないのかについてお答えします。

議員のおっしゃるように、県条例などで給水の申し込みは1年ごととされており、利用を廃止する場合は廃止予定日の1カ月前までに届け出なければならないとされています。

一方で、市水道局は県企業局と、広島県広島西部地域水道用水供給事業の使用予定水量等に関する協定書を締結しています。この協定書は、10年間の使用予定水量や基本水量について定めた文書で、県用水の利用を開始した当初から協定を結び、3年ごとに更新していきながら現在に至っております。

協定書において、市が必ず、申し込みをしなければならないと規定されているわけではありません。そのため、条例や協定書の内容を踏まえれば、仮に将来県用水をやめるという判断に至った場合にも、毎年度の申し込みをしない、または利用の廃止の届け出を行うことで制度上は県用水をやめることができるものと考えています。

しかし、先ほどから申し上げているとおり、現状では県用水の受水は市にとって必要なことであり、県用水の受水をやめることは考えておらず、まずは県水道企業団の契約水量の減量や料金の引き下げなどの協議を行って、経費削減を図っていきたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員にちょっとお尋ねしますけれども、代表監査委員からの答弁というのは必要ですか。いいですか。分かりました。

それでは、一般質問の途中ではございますが、暫時休憩を行います。

なお、再開は13時を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、日域議員への答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の御質問にお答えをします。

小・中学校の授業では、そのほとんどを一斉授業の形態で実施をします。授業は、学習指導要領を踏まえ、学年ごとに作成した各教科などの年間指導計画に基づいて行っており、指導後は学習の定着状況を把握するために単元末テストなどを行い、児童生徒一人一人のつまずきを把握をしております。

議員のおっしゃるとおり、学校にはさまざまな児童・生徒がおり、学力には個人差があることから、一斉指導では理解が十分にできない場合もあります。このため、テストなどから分かったつまずきについては、再度全体指導において学び直しを行ったり、個別に指導したりして学力を補充するようにしています。

中学校では希望する生徒に担任や教科担任が放課後に補習を行ったり、学校によっては中間・期末試験前の部活動がない放課後に、質問教室や自習教室を提供したりしています。小学校でも県の指定事業を活用し、低学年でのつまずきをなくすよう、小学校1・2年生の授業を2人体制で行うとともに、放課後に補習を行っている学校もございます。

このように、どの学校でも勉強が苦手な児童・生徒や課題を抱える児童・生徒に寄り添い、進級や卒業に向けて少しでもその力を伸ばしていけるよう、日々児童・生徒と向き合い、取り組んでいるところでございます。

文科省は、学習指導要領に示された資質、能力の育成を着実に進めるために、ICTを最大限に活用しながらさまざまな子供たちを誰一人取り残すことなく育成する、個別最適な学びの実現を求めています。具体的には教師が支援の必要な子供に、より重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度などに応じて、指導方法、教材や学習時間などの柔軟な提供、設定を行うことなどが必要であるとしております。

本市においても一斉指導型の授業だけではなく、タブレットや学習プリントなどを活用した個別学習を取り入れるなどして、学力定着に向けて取り組んでいるところです。このたび大竹高校の例を挙げられ、民間の塾を活用してはどうかという御提案をいただきました。児童・生徒が分かる、できる、楽しいと感じるためには、従来のやり方だけでなく、新しい発想を取り入れていくことも必要であると考えております。

今後、個別最適な学びの進め方など、さまざまな情報を集めるとともに新たな取り組みのあり方も模索しながら、本市の学校教育のさらなる充実に向けて努めてまいります。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） シンプルな御答弁だったと思いますけれども、答えようがないというか、そういうところだと思いますけどね。

例えばみんなが同じ顔をした同じ能力を持った子供たちなら簡単なんですけれども、全部違うんですね。それでよく言うじゃないですか。日本が集団でものをつくる、そういうのが大事な時代においては、均質な労働力がいて日本はずごく強かったんですけども、今はそういう均質な人がたくさんいるよりか1人の優れた人間がいるほうが、国家として強いわけですよね。昨日の大谷翔平なんかそうですね。あの人、ああいう時代です、今はね。

だから取り残さないというのもいいですけども、悪く言えば護送船団方式で、最近言わなくなりましたが、日本の産業が一番遅い企業に歩調を合わせているから駄目なんだと言われましたよね。それで、どちらがいいわけじゃないですけども、いろんなタイプの子供がいますし、天から与えられた能力もそれぞれ違いますから、その違うことを前提にものを組んでいかないと、難しいんですよ。学校、文科省のほうは建前を一生懸命言っているんですけども、本音の部分で株式会社の事故があって、いつも思うんですけども、予備校ってありますよね。予備校は学校法人なんですよ。要するに、予備校は学校として認められているんですよ。

塾は学校じゃないんですよ。だから学校法人の塾ってないですよ。塾は全部会社組織ですよ。そこのデータを利用しながら学校だって進路指導しているわけですけども、大きな矛盾なんですよ。何で長いこと英語習ってもしゃべれないとかですよ。でも、みんなが同じでいいよなっていう意味で言えば、同じなんです、日本の社会は。でも、あるときそれが駄目だって気がつくわけですよ。やっぱり差があることを前提に物事をやっていくと、元気が出ますよ。

私、いつも最近すごく思うのが、お隣の国の鄧小平さんですよ。彼が何を言ったかといったら、白い猫であれ黒い猫であれ、鼠を捕るのがいい猫である。豊かになれる者からなればいって。それは共産党の発想とは違うんですよ。だから共産党の発想を、今のリーダーなんかそうですけども、共産党の発想から外れたら困るから、最近ハンドルを逆に切ってますよね。そうすると、あの国も今までのような元気さはなくなるだろうなと思いますけども、みんなが一緒がいいんですけども、一斉授業だけじゃない。

例えば今の広島県の教育長がいますよね。ちょっとここ、三面記事的なところで最近いろいろ話題を提供していますけれども、ああいうタイプの方は本当はそうじゃないんだろうと思って、私は、期待していたんですけども、何かスキャンダルっぽいことで最近ちょっと、多少がっかりしてますけれども、世界の教育を見て、やっぱりさっきPDCAって言いましたけど、最後のチェック・アンド・アクションか。あそこがやっぱり足りないと思いますよ。

それで、何でこれを先に言ったかといったら、今年の1月の議会の勉強会ですけども、ああいうときに講師として来られる方はいいことをいつも言ってくれるんですよ。だから文科省が言うのは、どこまで言ってるかねって、大竹市のアイデアを。そこに、仮にですよ、注ぎ込んだときに、ルール違反にはならないですよ。

例えば放課後に塾の先生呼んできたらって。塾の先生が優秀という意味じゃないですよ。塾の先生がそういうことじゃないけれども、彼らは多分フリーハンドでものをやっていますから、やりやすいんでしょうね。ものすごくやりやすい。学校の先生方っていうのは何かといろんな目立つ立場ですし、批判も受けやすい立場からものすごく慎重にならざるを得ないんでしょうけれども、だからそこは適材適所で役割分担をして、高校になってあれができるんならいつそのこと小学校、中学校から、全部ではなくていいですから、理解する上で個人差が開いて、後の授業が面白くなかったりする分野ってあると思いますから、その部分だけでも、それは行政ができなかったら民間の力を募って、それで教育の、公教



育のそばで調和を保ちながら支援する方法もあるかもしれませんが、大竹市が関わっているのは小学校、中学校ですよね。大竹市の義務教育って、私いつも、いつもって言うかたまに見て思うんですけど、中学3年生の教科ってかなりハイレベルですよ。あれがちゃんと分かるとしたら、変な大学行くぐらいの価値はありますよ。それをやったことになっているんですよ。学校に通ってますから課程を終了したことを証するって書いてありますけれども、卒業試験がないんですよ。

この前、ドイツに住んでいる日本人の投書みたいなのが新聞にありまして、やっぱりそこが決定的に日本は違うと。大学でもそうじゃないですか。入ったらみんな卒業するんですよ。海外の大学って大体、入った人間の半分以下でしょう、卒業するのが。とにかく入学イコール卒業なんですよ。

私が子供の頃、よく担任の先生がテストしていましたよ、競争でね。黒板にば一と書くじゃないですか。それでできた者からだ一と行って競争するわけですよ。いかに一番になるかって、走っていくのも勝負ですからね。その黒板のやつを写して正解を書くじゃないですか。そして、だ一と行って、1番になったら1つつけてくれるわけですよ。大騒動して面白かったですけど。そういう、人間ってある程度競争をあおるといって、競争って面白いですから、だからいろんな意味で面白がって授業を受けられるようにするのもやり方だと思いますけど。最近私、学校に行けないんですけど。

確かに自分の成績がオープンになることは、いい子にとっては嬉しいでしょうけれども、悪い子にとっては悪いことかもしれませんけれども、でも、それを隠したからといって変わるわけじゃないじゃないですか。学力を高めてあげるのが学校の役割だとすれば、もうちょっと、もちろん本当は市長にお尋ねしたかったんですけども、県や国から見たときに、ちょっとおまえやり過ぎじゃないかと向こうが思うぐらいのことをしないと、日本は津々浦々同じやり方して、同じなんです。今日もさっきの昼時間にロケット失敗したって言ってましたけど、イーロン・マスクなんかあれだけ失敗して今、毎日ロケット打ってるんですよ。何かもう、何やっても日本はもう限界ですよ。やっぱり一番根っこは教育だと思いますから。

例えば最近見たもので言えば、韓国って日本よりか、日本の半分ぐらいです、人口がね。それでそこはめちゃくちゃ少子化で、それこそ韓国どうするのかなと思うぐらい大変ですけども、例えばアメリカに留学に行っている子供の数って日本の約3倍いるんですよ。人口半分で約3倍いるんですよ。それで、やっぱりアメリカっていか英語の国ですから、そこで一定期間学生といつか若いときに過ごすことは、相当に有利なことです。でも、悲しいかな、円安もあるんでしょうけれども、もう最近ああいう熱が冷めてしまってますけれども、いろんなことがこれから先にマイナスの面で顕在化してくるような気がするんですけども、せめて財政とか外交とか、大竹市議会でもしょうがないですけども、子供たちの教育においては大竹市の学校じゃないですか。

加配といつかプラスアルファの先生方はほかのまちに負けないぐらいいるような気がしますし、どこでしたか、何県だったか外国人の先生がいるじゃないですか、ALT。あれも県によって差があるんですよ。どこかすごくたくさんいる県がありましたけど、いろ

んな意味でね。別に外国人に限ることはないですし。

私に言わせたら、下手に英語を日本で勉強するよりか、アメリカに2年ほど行ってきたほうがよっぽど早いと思いますけれども、何か特徴づけてやらないと、もう学校の先生方の何か職場としての魅力が落ちて、採用試験の倍率が2倍を切ったら、ないも等しいと言われてますよね。今回誰かが書いてましたけど、教員養成校の大学の偏差値が50を切ったっていうんですよね。そしたらどうなんよってなるじゃないですか。

それで先生方がしゃかりきに頑張ってるじゃなくて、かなりやりにくい感じを持ってやっているんじゃないかなという気がするんですが、タブレットなんかもそれこそ見たいなと思いついて見てみませんけれども、いつかユーチューブは禁止しているって前回質問のときに、ヒアリングで聞きましたけどね。ああいうものを持たせると、個人差はものすごく出てきます。そのときに伸びる奴は伸びるわけです。

だからよく決めたとは思いますが、タブレットを使って今からどうするのかなと思えますけれども、その差がつくことを前提に物事をやって、それであとフォローをどうするかっていうことを考えてほしいよねって、そのために塾って言ったんですけれども、ルール上可能ですよね。予算は要りますよ、お金のことは要りますけれども、ルール上できないことなんですかね。お尋ねします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） 御質問の塾についてでございますけれども、塾の活用ということでは、法的にはそこには縛りが無いように思っております。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 例えば、スポーツがあるじゃないですか、体育というか。何とか大会で何とか君が優勝しました、おめでとうございましてやりますよね。勉強だってあれやってみたらどうです。学内で何かの競技をやって、よーいどんでやって、あの子1番でした、あの子2番でしたって、拍手って、やっぱり成績って何か秘めたもので、隠してばかりいる気がするんですけれども、いいじゃないですか、オープンにしたら。何かその辺は殻を破らないと、皆さんが学校教育じゃなくてほかの部分で、私学とか塾とか、ほかの部分にばかり期待が行くようであったら、もうよろしくないと思いますね。

ぜひ、法律違反でできないことはしょうがないですけれども、できる範囲で、私の一時好きだった陰山さんっていう百ます計算の先生も、いろんなことをやっていますけどね。キーボードの早打ち大会とか、パソコンのですよ。いろんなことをやっておられましたけど、それが成績がオープンだったかどうか、そこまでは知りませんよ。でも、子供たちにものを教えるっていう仕事はすごく面白いことだと思いますから、ぜひ言われたことをやるんじゃないで、先生方においても自発性を持って、何か新しいこと、思いついたことにチャレンジしてほしいなと、そういう環境を教育委員会としては与えてほしいなという気がします。

質問を終わります。

2番目に行きます。

これさっき言いましたけど、包括外部監査、水道だけです。水道だけでこれ250何ペー

ジまでありますね。これを読むと、私が最初壇上でしゃべったことはヒアリングのときに渡した文章ですから、その後でこの本を見つけたわけですから、だから実はちょっとずれてるんですよ。

例えば面白いものをちょっと紹介してみますね。この包括外部監査の中に書いてあるんですけども、まず、もうかっているじゃないですか。すごくもうかったことになっていきますよね。それについて県が、総括原価の算定をやってない、だから本当はもっとコストがかかっているっていう。それを統合するとかなんとか言っているときに、それをさぼっているっていうんですね。だから本当はあれだけもうかってない可能性があります。

その下には、受水団体からは料金値下げの要望がある、これは大竹市の水道とかには書いてあります。要望したとは書いてありませんけれども、県の包括監査から見ると受水団体から料金値下げの要望があると書いてあります。

次に行って、水需要の減少により水道用水供給事業から水道用水の供給を受けている市町のうち、自己水源に余裕のある市町は水道用水供給事業への依存度が低下している。今後、水道用水供給事業のあり方を含め、市町と県の役割分担について見直しが必要である。そのとおりですよ。

次に行くとき、統合による連携に参加していない市町、大竹市ですよ。市町は、自前で事業を行うことが可能な体制ができており、かつそれらの市町は水道料金も県内平均を下回っている。そのため、統合しなければ今後事業を継続できないというような状況にはなく、統合の必要性が他の市町と比較して低い状況にある。統合により水道料金の上昇や他の市町への協力を求められることも懸念しており、統合に参加するデメリットのほうが強く感じられ、そのような中で水道事業を広域連携させるという市民や議会を巻き込む変化を避けている、言いにくいですよ、議会に対しても。これは統合ですからね。ここには、水系が近く水道普及費用が安価である地域とそうでない地域の料金が同一であることは、県民の理解が得られにくい点がある。当たり前ですよ。

私、思うんですけど、県がやっていることをそもそも少しおかしいというのが諸悪の根源というか、元はそこにある気がするんですけども、大竹市は第2期工水でも80億円だったか、とにかく100億円近いお金をかけて買ってますから、あれは大竹市の財産なわけです。それで防鹿で取っている水も、それは海軍にもらったんかもしれませんよ。でも、あれは、大竹市の権利じゃないですか。その権利を、おまえのところこれ使うなよって言って、おまえのところを使わずに県のを買って、そんな無茶な話ないじゃないですか。

そういうところは、大竹市に限らずいろいろあるんでしょうけれども、県の考えていることが、私は、ちょっと解せないんですよ。自分たちのペースでものがやりたいだけであって、市町の事情をそんなに丁寧に酌んでくれているか。だから企業団ってたくさん入ってますけれども、それこそ県北の用水とは何の関係もない町も皆さん入ってますよね。それは事業を一緒にやっていきたいという意味では合理的な面がありますからいいと思いますが、それと県用水っていう自らの事業をそれに絡めているところが奇妙な気がするんですけども、最後にありました水系が近いうて、大竹市なんて小瀬川と一心団体みたいなまちですから、幾らでも水はあるわけですよ。

例えば岩国市がありますよね。岩国市って錦川があるんですよね。でも、柳井市が水がないといっても別に柳井市にあげるわけじゃなくて、柳井市は岩国市がくれないから、仕方なしに小瀬川から運んでますよね。小瀬川から運ぶから物すごくコストが高くて、かわいそうぐらい柳井市の水道料は高いですけども、せめて大竹市が持っている水利権だけは大竹市民のために有効に使えるようなとか、そういうことを受け入れられるような統合案をつくってほしかったなっていう気はしますけどね。

こういうものってないんですかね、市と県が話をする場面って。何かさっきの国と地方の関係じゃありませんけど、もうちょっと、いろんなまちがあるわけですから、結局これ将来どうなるのかなと思いますけれども、なかなか先が暗い気がするんですけどもね。それこそ県と企業局と大竹市の協議はそれなりにされてましたけど、もうちょっとオープンな場で話をする機会ってないんでしょうかね。ちょっと教えてください。

○議長（賀屋幸治） 業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄） 西部用水、県用水についてオープンな場で協議するところがないのかという御質問でございますけれども、広島県の企業団とは、西部用水の受水団体の連絡会議というのがございまして、別段それを非公式で行っているわけではないんですけども、参加するのは受水団体と県の企業局ということでございます。その場において県用水の受水費についての引き下げというのは過去から要望してきておりまして、それをオープンにというのが、やっぱりちょっと相手方があることですので、なかなかちょっと私どもでそれを判断してというのが難しいというふうに、慎重に判断すべきだというふうに考えておりまして、そのほかの受水団体の連絡会議以外では、あまり今のところは、県を訪ねていっていろいろお話をするというようなこともございますけれども、今のところはその会議ぐらいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） いや、こういうものを公式の場で話ができないって、一応公式は公式なんでしょうけれども、やり取りがオープンにされてませんよね。それは大竹市がオープンにするんじゃなくて県のほうが本来オープンにしてほしい、県のほうからそういう態度でやってほしいと思うんですけども、正直全くないですよね。

日新製鋼がもうじきなくなるんですよね、呉のですね。今は日鉄呉何とかって言いますが、それであそこが水を受水するのを、当然、工業用水ですけど、やめます。そして、この前2月22日に新聞に出ました、べた記事が。既存の受水会社ですよね、何年間かですけど5割値上げで合意したかな。それで3月の企業団議会に議案、要するに条例変更の議案を出すって新聞に書いてました。

それで私は物好きに電話したんですよ。県の代表番号に電話して、工業用水のことなんですけどって言ったら企業局につないでくれました。私、匿名で電話をかけたら、私の知った人ですけど、出ました。それで今日の新聞見たんですけどって言ったら代わりますって言って、出てきた人は課長ですよ。私、気持ちが悪かったのは、私、匿名ですよ。課長が私の名前を言うんですよね。それでそのとき何を言ったかといったら、新聞はうそばか

り書くっていうんですよ。

確かに新聞って自分の、当事者から見たら少し、必ず違っているものですけど、でも、勝手に県が水道料金を決めるわけにいかないから、頼んでどうかねって言うのは当たり前ですし、そこで一応の下交渉があって、それで決めるのはもう議会で決めるんでしょうから、そんな変なこと書いてないと思うんですけど、あぁいって、私は別にけんかしたいわけじゃないですから、そうですよねって言ってすぐ電話切りましたけどね。

でも、この県のこういう水のことっていうのは、私が電話するのも、だから不愉快なんでしょうね。もうちょっと公開というか、オープンな場でものを決めてほしい気はしますよね。私も県民ですからね。県のことじゃないですか。何かまるでどこかの企業にですよ、企業に電話したら、それは嫌がられるでしょう。でも、県の水ですからね。さっきおっしゃったのもそうですけど、大竹市という公共団体と広島県という公共団体があることを協議するのに、公表したらって思いますよね。

そこは何だろう、分かりませんが。でも、これ見てください、県のホームページありますから。本当にさすが会計士ってすごいですね、これを何人かでやるんですけど、それこそいいこと、悪いこともあるし。平成11年にやっぱりこんなことをやってみたいなんですけれども、あのとき言ったことも一部履行できてないというようなクレームをちょっと書いてましたけど。

でも、あれですよ。少なくとも小瀬川っていう川があって太田川っていう川があって、向こうには沼田川っていう川があって、その水を上手に県民で使いましょっていう前提でものが動き始めるんであればいい気はするんですけども、県がつくりましたと。それを採算を合わせるために上手に売っていかなくちゃいけない、それは分かるんですよ。水の需要も、昔は足りなかったのがどっちかという今余っている時代ですからね。分かるんですけども、どうも県は自らのことだけできゅうきゅうとしているような気がしてならないんですけども。

それを引っ張り出す力とすれば、大竹市に本音の部分で受水をやめるっていう、やめるっていう思いがそこまではなくても、受水やめたいんですけどねと言って交渉の場に引っ張り出すっていう手は、私はあると思うんですよ。それで例えば基本水量と実際の水量でもそうですけれども、実際買っている水は僅かですからね。基本水量は大きいですよ。そういうのも全部オープンにして机の上にはばらまいて、その上でみんなが協議したらもっといい関係になると思うんですけども、もっと言えば、あの県内を走り回っている水路を今から維持しなくちゃいけない。さっき言いましたけど、総括原価方式っていうのかな、将来の減価償却費じゃなくてもっと先取りしたような経費をそこに加えていったら、水の代金ってもっと上がると思うんですよ。そんなぐらいだったら大竹市はコンパクトに、自立で水は何かしますっていう方法もあるわけですよ。そこがある意味大竹市の強みにもなるかもしれませんからね。何かその辺を、やはりもうちょっと県とやり合っほしいなと思うんですが、そのあたり、何かあったら御答弁お願いします。

○議長（賀屋幸治） ありますか。

業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄）　そうですね、県ともう少しやり合ってもらいたいというところで、ちょっと私どもで思い当たる、県の利益率が高いであるとか剰余金がたくさん積み上がっているということについては、市長の答弁でもございましたけれども、受水団体のほうへ還元してもらいたいということは今までも言ってきておりますし、今後も言い続けていきたいというふうには思っております。

情報のほうも、相手方がある話でプロセスの話というのは、ちょっとなかなか慎重に判断をする必要があるんですけども、県用水の受水費とか受水量とか、なかなか今回調べに来ていただいて、いろいろ分かりにくいというふうな御意見も聞いてはおりますので、どういったニーズがあるのか、そういったニーズがあるのかというようなところも含めて、掲載内容、いろんなところへの掲載内容というのは今後とも検討していきたいというふうに、ちょっとずれているかもしれませんが、以上でございます。

○議長（賀屋幸治）　日域議員。

○14番（日域 究）　もう一回戻りますけれども、この本、ここに書いてあることをベースにして、これを広げて県の人と話をしてみたいですね。これが県が予算かけて、もちろん県は義務があるんでしょうけれども、包括外部監査ですよ。そこにいろんなことが書いてありますけれども、結局、要するに知らないことだらけですから。だからそれを踏まえて、それでここに公認会計士のほうから指摘を受けたこともあるわけですよ。たくさん、さっき言いましたけど、いろいろあるわけでそれを踏まえた上でもう一回話をしなくちゃいけないのかなという気がします。

せつかく大竹市にある水をほっといたんでは二重投資にもなりますしね。玖波、松ケ原、それから、阿多田島かな。あのあたりぐらいまでだったら、さっき市長もおっしゃいましたけど、量的にはそれは何とかなるだろうと思いますからね。そしたら、自前の努力だけでいいわけですけども、それこそ十何年前にありましたよね。広島から江田島のほうへ行く、広島呉間の崩落がありましたよね、水道のあれの。これ見たら書いてありましたよ。まだできてないんですよ、もう一個のバイパスの2本目の水路が、何か令和5年3月完成予定って書いてありましたけど。結局あの広い範囲に水を引っ張り回すってすごいことなんですよ。その経費が全部水道のコストに入るわけですから。

大竹市なんて、湯舟から玖波までしかその水路を使ってませんけれども、JRだったら大竹・玖波間の料金でいいわけですけども、これみんな一緒ですからね。大竹市はこんだけしか使わないのに全県乗り放題のチケットを買わされるようなもんですから、そう考えたら計算に合いませんよね。

だから、それしかない人はしょうがないけれども、大竹市の与えられた条件としてそれが可能なんであれば、それを前提にやっぱりいいまちにしてほしい。大竹市にとって、やっぱり水が一番の財産ではないですか。ほかにもありますけれども、やっぱり水が一番の財産だと思いますからね。ぜひ大竹市の水の権利を大事にしながら、それでさっきの広島市っていう大きい団体があって、水道局の職員の話の聞いていると、広島市が強そうなんですけども、県に対しては。でも、広島市は団体でかいですから、やめるってそう簡単に言えないじゃないですか。大竹市はちっちゃい分、やめるって言いやすいですよ。私

はそう思います。もうちょっと嫌がられることも口にして、上手に交渉してほしいなと思います。

今のは要望です。ありがとうございました。終わります。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、7番、小田上尚典議員。

〔7番 小田上尚典議員 登壇〕

○7番（小田上尚典） 7番、清誠クラブの小田上です。よろしくお願ひいたします。

本日は、既に本市が長年取り組んでいる奨学金制度について質問させていただきます。大竹市奨学金制度の存在理由と充実に向けてというテーマを一緒になって考えていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この3月定例会には令和5年度当初予算も上程されており、一般会計は市長からの提案理由での説明もございましたが、約159億円と、大竹駅周辺整備をはじめとする大型事業が控えていることから、大きくなっています。

予算の中には、今触れたハード面だけでなくソフト面でも、新たな取り組みがあります。特に市の魅力を一層高めるための事業として、学校給食費支援事業で給食費の全額無償化、こども医療費助成事業では10月から対象が中学校卒業から18歳までに拡大するなどの方針が出されています。そのほかにも国の施策として妊娠・出産時に一時金の給付が始まるなど、連動した子育て世代への施策は充実してきているように見えます。しかし、課題も多くあります。

日本学生支援機構が令和4年に発表した学生生活調査の結果では、約50%の大学生が何らかの奨学金を受給しているという結果が出ています。家庭の経済的な事情で貸与型の奨学金を借りざるを得ない場合には、社会に出てすぐに返済義務を負うこととなります。教育格差が生まれる環境を、社会人になる寸前の学生時代に既につくり出しているのではないのでしょうか。

奨学金事業は、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条第3項に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等等及び人材育成の観点から、経済的支援を行うとされています。そのような中、国は令和2年4月から授業料等の減免と給付型の奨学金の就学支援新制度を設けています。これは住民税非課税世帯から3段階の収入に合わせて支援されますが、親2人と奨学金を受ける18歳の子、中学生の兄弟1人、計4人家族で収入目安が270万円から370万円と、幅広いものではありません。

本市においては、昭和42年から独自の奨学金制度を設けており、かつては新規貸付者が30人を超え、最大貸付金額が4,500万円を超えたこともあったようです。平成24年度に大竹市に在住することで返還が免除になる制度が適用されると、その後は新規貸付者が10人を超えることはなく、令和3年度新規6名の貸付額840万円まで下がり、最大貸付額があった平成6年の4,588万円から本年まで、減少傾向で推移してきます。

令和5年度当初予算案にある本市の奨学金では、以前から声のあった成績要件の緩和が行われることとなり、進展も見えるこの制度ですが、昭和42年の制定当初の目的から変更はないのでしょうか。目的が変化しないのであれば返還免除の規定を設けたり、成績要件の変更など行われていないように感じます。

このたびの改正に至った理由やこれまでの背景を考えると、制度の目的を見直し、さらに人に投資できる奨学金制度に変えることはできないでしょうか。この制度が現状の形にとらわれず、よりよいものとなるようにと思っております。

まとめると、奨学金制度の目的は現状のままでよいのでしょうか。現在の奨学金制度はどのような目的で行っているのでしょうか。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

大竹市奨学金貸付制度は、優良な生徒が経済的理由により学校教育法に規定する高等学校や大学等への修学が困難な人に対して、学資を貸し付けることにより、修学を支援し、有用な人材の育成の道を開くことを目的としております。

この奨学金貸付制度は、これまでに、その時世に合わせる形で見直しを行ってきました。平成24年度には、従来からある奨学金貸付制度に定住促進という目的を副次的に持たせた、大竹市奨学金返還免除制度を導入しました。修学を終えると、その半年後から奨学金の返済が始まることとなりますが、一定期間継続して市内に居住したことを条件として、それ以降、居住した期間の貸付金の返済を免除するという制度です。

平成25年度には、返還免除対象者の大幅な増加等が見込まれることから貸付認定基準を厳格化する必要があるとして、世帯の収入状況等を測るための項目である生活指数を引き下げました。加えて、学業成績や生活指数の数値を基とした採用する基準を新たに設けることとしました。

平成29年度には、国の制度である生活保護基準の引き下げの影響を受ける形で、奨学金の貸付基準が厳しくなっていることを是正するため、生活指数の認定基準を引き上げました。

そして、このたび、令和5年度貸付者の採用時から、学業成績の認定基準の一部の見直しを図りました。具体的には、中学校または高等学校の3年間の成績が一定以上としている学業成績の認定基準について、3年次の成績が一定以上の場合にも対象を広げるという内容です。

この見直しにより、3年間全体の成績では、認定基準を満たしていない生徒でも、3年生のときに基準の成績を修めた場合、奨学金の貸し付けを受けることができる途が開かれることとなります。これは学業成績の認定基準を大きく変えるものではありませんが、1・2年生のときにさまざまな事情によって学業成績が伴わなかった生徒であっても、最終学年において意欲や希望を持って、進学に向けて学業に励むことができるような見直しであると考えております。

このように、その時世に応じて見直しを図りながら今日まで続けている奨学金貸付制度ですが、冒頭に説明しましたように、優良な生徒が修学の意欲を、経済的な理由により進学をあきらめてしまうことがないようにすることが奨学金貸付制度の目的であり、これは制度創設当初から変わるものではないと考えています。



小田上議員からは、制度の目的の見直しや、もっと人に投資できる制度への変更について御提案をいただきました。奨学金貸付制度は、経済的理由により修学が困難な優良な生徒の修学を支援することで、有用な人材の育成への途を開くという目的を踏まえながら、将来の大竹市の活力につながる制度としてどうあるべきかという視点を持ち、これからも必要に応じて貸付要件の見直しや免除制度のあり方について、しっかりと検討をしていきたいと考えております。

以上で、小田上議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

そうですね、大竹市の奨学金は調べてみると実は歴史が古くて、資料もいただきました。昭和42年から令和3年度までの資料ですけれども、いただいて、ずらっと金額も見えるんですけれども、すごいと思う点が、返還免除制度っていうのが平成24年から始まったと。国もまち・ひと・しごと創生総合戦略というもので、平成26年に奨学金を活用して、定住促進のほうにはなるんですけど、奨学金の返還免除だったり助成をすることを活用して、地方に定住させてくださいという通知を出してから、この免除制度というものがぐっと広がっている。

なので、大竹市は国に言われる前からやっているというところで先見の明があるなと思うんですけど、一方、教育長の答弁でありました副次的な要素で定住促進と言われて、ただ副次的な要素でお願い、定住促進を考えよう、あくまでも副次的、主たる目的じゃないですよと言う割には、その制度を取り入れた瞬間に、平成24年の新規貸付者が23人、その制度ができた翌年は7人なんですね。副次的な要因のためにここまで減るのかと思うんですけども、今までこの奨学金のこういう返還免除の制度、費用対効果をどのように考えられているか教えていただきたいなと思います。

優良な生徒って言ってますし、答弁にございました優良な人材の育成のためにもありますと。この奨学金、すごくうれしいんですね。3年間の成績で平均が3.6だったものが、来年度から今回の募集、今かけているところから、3年生のときだけの成績が3.6でもよくなったというところで、1、2年生はちょっと足りなかったけど3年生の間で挽回できるかもという気力にはつながるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、この優良な生徒に奨学金を給付しますっていうときに、本当に優良かどうか判断するのは難しいですね。学校のレベルによっても平均は変わってくると思いますし、これを3.6っていう数字もちょっと高いかなと思うんですけど、これほかの奨学金だったら大学生の成績、大学在学中の成績によって奨学金が止まるとかあると思うんですけど、そういうところで判断してみるっていうのも1つかと思うんですけど、今回、成績の要件が緩和された理由と他市との比較でちょっと厳しいように感じるんですけど、いかがかなというところ。

あとは、じゃあ経済的理由で修学が困難ということですね。それが副次的な定住促進のところはかなり厳しくなってきたのはどうなんだろうと思うので、ほかの市町だったらちょっと算定の基準が、今、教育長の答弁でありました生活保護の基準の2倍を

大体目安で、これが、収入要件が決まっているっていうふうに話を聞きましたけど、廿日市市とかは既に大学生が1人いた場合とか、お子さん、中学生がいるとかっていう場合は、所得控除というか新たな計算の仕方があって、かなり大竹市とは計算の仕方が違うと。それでほかの市によっては、これ保護基準じゃなくて児童手当の所得制限の要領で行っているところもあると。なぜこれを基準にされたのかなと思うところがあるんですけど、他市と比較してこの収入要件、特に厳しいように見えます、ホームページを見る限りですね。ホームページ見ると、かなり金額が少ないんですよ。本人と親2人世帯で基準額284万9,000円って書いてあるんですけど、目安が。何のことかさっぱり分からない上に、すごく低い金額なのですごく見づらいなと思うんですけど、金額とこの表示の仕方含めて、すみません、大きく分けると3点ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） それでは、順にお答えをしていきたいと思ひます。

まず、返還免除の費用対効果はどのように考えているかというようなお話だったと思ひます。費用対効果ということに直結するかは分かりませんが、定住の効果ということで費用対効果に考えさせていただけたらと思ひます。

返還免除制度の導入後、10年間で返還対象者が、延べ人数は1,176人、そのうち延べ365人が返還免除を受けています。割合にして約3割の人が大竹市に居住したことになります。令和3年度に免除申請をした33人のアンケート結果によると、将来返還が終了した後も引き続き大竹市に居住したいと答えた人が27人、8割を超える人が大竹市に居住し続けたいというふうに答えております。

奨学金の貸し付けを受けた人の約3割が市内に居住することで返還免除制度を利用して、新たに返還免除を受ける人の約8割が返還期間終了後も市内に居住したいと考えているというアンケート結果もありますので、この制度だけで定住促進の効果があるかどうかを図ることは難しいんですが、ある程度の効果はあると考えております。こうしたことから考えると、その返還免除制度を取り入れた費用対効果というのがある程度見込まれているのではないかとこのように考えています。

それから、どのようにしてその優良な人材を見るのかということところがなかなか難しいんですが、学業成績の評定基準については、3年間の評定平均値が3.6以上というふうにしています。先ほど教育長の答弁にもありましたが、今回それが3年次で3.6以上ということも含まれるというふうに緩和をしております。

この3.6以上という水準は、日本学生支援機構の無利子貸与奨学金の基準である3.5以上と、ほぼ同水準です。奨学金の貸付制度の拡充は、経済的に困っている生徒の修学の途がさらに開かれるという見方がある一方で、望みどおりに修学を終えたときに返済義務を負うという負の側面も持ち合わせております。採用の基準緩和については貸付額の増額ともあわせて、慎重に検討すべきであるというふうに考えています。

それから、他市と比べて収入要件が厳しいのではないかとこのようにお話だったと思ひます。奨学金貸付条例には、奨学生の資格として学資の支弁が困難と認められること、とありますが、生活が困難である客観的な指標として当市が採用しているのが、生活保護の

基準です。世帯の収入状況等を測るための指数である生活指数は、生活保護の認定基準を基に算定しております。この生活指数の認定基準は生活保護基準の2倍までとしており、この水準は日本学生支援機構の無利子貸与奨学金の基準とほぼ同水準です。

また、世帯の収入状況等を測る基準については、多くの自治体で何らかの基準を設けております。子細な部分で特徴があるようですが、大きく変わるものではないというふうに捉えております。加えて他の自治体でほかの奨学金等を受けていないことを条件としているところもありますが、本市の制度はほかの制度との併用の場合でも申請することができますので、そういった点では本市の特徴として、これが挙げられるというふうと考えております。

ただ、その周知に当たって、おっしゃるように認定の要件等の記載が分かりにくいというようなことで御指摘をいただいております。申請者、それから、新規奨学生の採用増を目指して周知活動を強化して、積極的な周知に努めております。さまざまな方法で周知をしておりますが、市のホームページへの情報の掲載もしております。その中で、特に認定要件等については重要な情報であるため、正確で誤解の生じないような掲載となるように心がけているところです。

一方で、収入や所得の違いや控除を考慮に入れて計算することなど、計算方法が難しく、基準額をクリアしているか分かりにくいことも確かです。分かりにくさゆえに、奨学金申請についての検討をちゅうちょされる方がおられるともお聞きしました。改めて、できるだけ多くの方が読みやすい、理解しやすい、そして、相談してみようと感じてもらえるような情報提供のあり方について、申請に来られた方のお話も参考にしながら、所得計算の仕方やモデルケースを記載するなど、紙面の見やすさも含めて工夫していきたいと考えています。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩を行います。

なお、再開は14時10分を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時00分 休憩

14時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小田上議員の3回目の質疑から入ります。

小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

費用対効果の面では、具体的にはちょっとこれというものは言いづらいけれども、定住促進で一定の効果はあるんじゃないかというところで、収入の所得要件にしても成績の要件にしても、日本学生支援機構の無利子、第1種のほうの奨学金とほぼ同等であるという御回答でした。

無利子でそこで借りられるんだったらいいやって、多分なっちゃうと思うんですね。そうじゃなくて、教育格差、奨学金の課長の答弁でもありました、負の側面と言われたと思います。なので、結局そこをどう軽減していくかというところなんだろうと思います。せっかく昭和42年から始めてかなりの人数、一番ピーク時、平成9年がピークですけど、このとき貸し付けている残高、2億7,000万円を超えてるんですね。それで現在、令和3年度ですけど8,100万円ということになって、この平成24年に制度変更したときに、大きく、どこがどう厳しくなりましたかね。分かれば教えてください。

あと、この対象の人数を増やすこと、要件の緩和なので同等では面白くないというか、せっかくほかのところよりも先駆けてやっているのに同等です、ではなくて、もうちょっと踏み込んでしてほしいんですけど、令和3年度返還されている金額、実際にお金が返ってきた金額が1,100万円で、ちょっと年は1年違いますけど、令和5年度予算で1,136万9,000円の奨学金の予算が組まれている。

以前ほかの委員会でお聞きしましたが、返済の金額で貸し付けはもう全て賄えている状態だという御答弁いただいています。少し一般財源から繰り出してあげれば、対象となる人数は今10名前後というふうに想定されていますけど、増やせるんじゃないか、増やすためには少し緩和してあげればいいんじゃないかと思えますけど、どうでしょう。2点、お願いします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 返還免除を導入した後に、先ほど答弁でも教育長のほうがお答えはしましたが、その大幅な増が見込まれるということで、認定基準のほうを厳格化をしています。これについては成績要件を設けたりとか、それから、収入の要件を、先ほどお話をしたような生活保護の2.0倍というような、そういった要件のほうを取り入れています。

それから、人数等について増やしたらどうかというようなお話でした。これについては毎年予算を要求していくときに、その年々のニーズを見ながら何人ぐらいが必要かというようなことを考えて、その人数を予算要求をしております。そういった中で、ここまでのその募集人数に対するその申請者数ということから考えて、今この10人というところが必要な人数ではないかというふうに考えております。今後、そのニーズが広がるようでしたらそのニーズによって、予算要求を増やすかどうかということについては検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

人数は、ニーズを見ながらというところですね。直接関係ないかもしれないですけど、令和4年度大竹高校の進路、ホームページに出てました。まだ今後決まりますという学生もいるんですけど、ただ、大竹高校なので別に大竹市の人ではない子もいますんでね。ですけど、大学進学が22名、短大6名、専門37名というところで、かなりの人数で、就職が53名というところで、以前大竹高校の話は議会でも最近出ましたので、何名ぐらいが行か

れているかっていうのは大体分かって、それで3分の1ぐらいかなということであれば3分の2が市外に出て、進学もこのくらいで行くと、大学もかなりの数が進学している。

最初の基準に、算定の基準とかにされているところが調査結果を出しているところでは、大学生の50%が何らかの奨学金をもらっているということであれば、10人というのは少ないと思います。10人で少なくて、令和4年度8名の相談があって、6名でしたか、ごめんなさい、具体的な数字は覚えてないですけど、申請できなかった方、要件に合わないねというので申請できなかった方が2名おられたというのを聞いています。

おられて、どこで合わなかったのかですけど、何かこの平成24年度の改正で成績要件つけて、費用を見直して大幅な増があるからって、要するに返ってこなくなるものがいっぱい出そうだから厳しくしようっていうことですよね。何か最初の趣旨と変わったな、目的にそぐわないんじゃないかなと思います。緩和できると思います。

そして、厳格化した理由が定住促進で、定住促進っていう面から見ると、内閣府が奨学金返還支援取組状況についてという、DXを推し進めている内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局っていうところが出しているやつですね。要するに、若い人材が地方に必要ですということで奨学金を活用してくださいねというふうに、かなり言ってます。

この説明の中でちょっと気になったのが、財源もあるでしょう、財源の部分もあってなかなかというところ、緩和ができないということであれば、奨学金を活用した若者の地方定住促進に係る特別交付税措置についてというのがあります。これは今紹介のあった日本学生支援機構から借りているもの、あとは市町村、各地方自治体が独自にやっている奨学金の返還の減免を行った者に対して特別交付税措置されますよというのがあります。

この紹介ページの中に、返還免除の取り組みをしている市町というもの、一覧がありまして、しっかり大竹市も入っています。広島県内10市町入ってます。この特別交付税措置が今されているのかどうかというところ、教えてください。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 特別交付税措置の関係がございましたので、企画財政課からお答えをいたします。

特別交付税措置の対象となる経費につきましては、奨学金の返還を支援するために市町村が当該年度に支出した額と特別交付税に関する省令に規定されており、例えば奨学金として支出する段階で卒業後の居住の確認が取れている場合など、返還支援の対象者が明らかになっている場合は対象となると認識しているところでございます。

したがって、本市の場合は奨学金貸し付け時点では返還免除が決定されているものではないため、現行制度では特別交付税措置の対象とはならないと考えておりますが、このたび議員から御指摘がございましたので、改めて総務省に問い合わせをしているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。5回目です。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

なので、現行の制度でやるとなかなか予算も取りづらいと。ただ、基本的に奨学金とい

うのは、成績が優秀で、かつ経済的に困窮している、なかなか大学、専門学校、短大に送り出してあげられない、高校もそうですけど、という家庭に対しての支援で、一方、これ奨学金って同じ名前ついてますけれど、返還免除の支援ということですね。これは内閣府が言っていることは、今までは地方公共団体の奨学金に係る支援の取り組みも対象になっているんだけど、なかなか地方自治体が分かってくれてなかったということで、取り組みはやってるんだけど交付税算定になりますよっていう申請をしてくれてないところもあるんですっていう話を聞きました。

総務省に聞いて、今課長に言われたとおりのことを言われました。当該年度に支出しているものじゃないと駄目だと。であれば、恐らく今の制度をうまく変更して、交付税措置の対象になる方法もあるとは思いますが、いっそのこと分かりやすく返還支援っていうもの、事業をつくってしまって、そちらで定住促進を行ってしまう。それで大竹市の奨学金貸し付けは、返還免除制度っていうものをここでは外してしまって、もう以前の状態に戻して貸し付けてしまう。

であれば、返還を免除しているわけじゃないですね、貸したものを。ただ大竹市に住んでくれば支援しますよっていう形で毎年支出してあげれば、交付税算定になり得るんじゃないかと。そして、確定してないものに出せないっていうところなので、居住してますと、返還免除の対象になりますと。今の仕組みだと返還免除の対象になる方は毎年、年に1回免除の申請に来られてます。毎年、年1回申請に来られて、免除してください、住んでますという証明をして、そのときに返還の支出をしてあげれば、交付税措置、明らかにされることになるんじゃないかなと思います。

今すぐどうこうしてくれ、早いことにこしたことはないですが、今すぐこの場で答弁は難しいと思いますが、そういう方法でこれまで同僚議員、先輩議員の一般質問の中でも、最少の経費で最大の効果と。今まで全く同じことやってて交付税措置されなかったものが、同じようなことをやって交付税措置されるんだったら、絶対そっちのほうがいい。なので、そういう仕組みづくりっていうのを考えていただきたいなと思います。

ただ、総務省の方と直接やり取りをして、すごいですね、総務省もこの奨学金制度のことって言ったら担当の方1人、絶対私につながりますって言われたので、そうなんだと思ったんですけど、何かいろいろ前向きな形ではありましたんで、今の制度でうまく運用できて、幅が広がって交付税措置もされて、財源的なところも安心できるということであれば、どんどん進めていけるんじゃないかなと思います、成績の緩和をですね。

もともと成績要件がなかったんですかね。できたときは、なのに定住促進のために成績要件つくったからこうなったと。どっちか分からないですよ、返還免除にしますっていうことを大義名分に、この貸付金額を少なくしたいからこうしたのかもしれない、変な見方をすれば。でも、そうじゃない、返還免除して大竹市に戻ってきてほしいという思いでされているんだと思います。なので、今の現行制度をうまく利用して財政措置がある方法、今の奨学金の制度にとらわれずにやってほしいなと思います。

何かあれば、どなたかお願いします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろとありがとうございました。

この奨学金制度については、私どもの思いとしては、今後も当然継続していかなくてはならないというふうに考えております。ただ、やはり時代のニーズに合ったものというあたりは考えなくてはなりませんし、そんなときの社会情勢等を注視しながら、充実、発展した制度となるように取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

先ほど言いました交付税措置等につきましては、関係課と連携をし、これからしっかりちょっと研究、調査してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 総務部長。

○総務部長（佐伯和規） 教育長から申し上げたので、もういいかなと思ったんですが、いろいろ有意義な御提案、ヒントをいただきましたので、これから研究してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

〔4番 原田孝徳議員 登壇〕

○4番（原田孝徳） 1人会派の原田孝徳です。

今回は、介護人材の確保と育児・介護休業法についてと、中山間地域の防災などについてという2つを質問させていただきます。

まず、介護人材の確保と育児・介護休業法についてから、本市における2025年問題について伺います。

2025年問題というのは、御存じのとおり約800万人とも言われる団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会が訪れることで生じるさまざまな影響のことですが、まだまだ先の話とと思っていましたが、それはもう目の前に、いや、もうその入り口であると言ってもよく、早急な対策が求められるところでありますが、介護人材の確保は遅々として進んでいないのが現状であります。

さて、2025年の本市の人口予測は2万4,985人、そのうち75歳以上の後期高齢者は5,668人。約22.6%であります。つまり5人に1人が後期高齢者となります。国全体で言いますと6人に1人ですから、数字の面からも超高齢社会の渦中にいると言ってもよいでしょう。

このような状況の中、現場では介護職員の不足が一部で表面化し、サービスの一部が提供できない、そういう事業所も出てきており、この問題は今後さらに深刻になることが予想されます。このような現状を踏まえ、超高齢社会と介護人材の確保について、その考えをお聞かせください。

続いて、中山間地域の防災などについてですが、まずはこれからの防災ということで質問をさせていただきます。

防災については、同僚議員や先輩議員がさまざまな角度で、かつ専門的見地から述べてこられました。私はそのような専門家ではありませんので、介護の視点からこの問題についてお聞きしたいと思います。

ここ数年、100年に1度と言われるような豪雨が毎年のように全国各地で頻発し、大きな災害をもたらしたり、また、昨年秋にはこれまで経験したことのない台風、台風14号が記憶に新しいところでありますが、そのような台風が襲来するなど、気象環境の変化は、

これまでの防災、そういうものからの脱却が急務であることを示唆しているように思います。本市においても近年中山間地域で避難指示や避難勧告が出されることが増えており、住民の安心・安全の確保が大きな課題であるというふうに思います。

また、新町雨水排水ポンプ場の問題にも見られるように、沿岸部においても道路が冠水するなどの被害があり、今後、線状降水帯が居座るような雨が長時間続きますと、人命が失われるということも、絶対にはないとは言えず、人災とも言われかねない事態も想定がされます。市民の生命・財産を守るのが市の大きな役割であるということを考えますと、この問題も含めまして、これからの防災というものにどう取り組むかが、今問われているように思います。

そこで今回は、高齢化が進むこれからの防災について、お考えをお聞かせください。

以上、2つ質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会となる2025年が議員がおっしゃるように目の前に迫ってまいりました。大規模な災害の発生については、避けて通れない問題でございます。そのため、先を見据えた事前の対策が重要であり、議員も同様の認識を持ち、御質問をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、介護人材の確保と育児・介護休業法についてです。

2025年問題では、いわゆる団塊の世代の方々全てが75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会の到来によって、雇用や医療、介護、年金といったさまざまな分野において、制度の維持、運営に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。また、少子化に改善の兆しがなく、社会を支えていく生産年齢人口が減少することで、この問題は今後20年、30年と続いていくことを覚悟しておかなくてはなりません。

国全体の労働力が低下する中で働き手をどう確保していくのかは、あらゆる産業、職種における命題です。特に介護分野では高齢化率がピークを迎える2040年には、280万人の職員が必要とされており、2019年の介護職員数211万人を基準とすると、3割以上に当たる70万人を上積みしなければなりません。

介護人材が不足する要因としては、身体的な負担が大きい、精神的にきつい、その割に賃金が低いことなどが挙げられ、その結果、人手が足りない、休暇が取りにくいといった負の循環に陥っていると推測されます。そのため、他の業界に人材が流れやすく、また、一旦就職しても比較的早期に離職してしまう、復職をちゅうちょしてしまうといったことが起きやすい状態になっています。

国も介護報酬の改定や処遇改善加算など、賃金や労働環境の改善を進めていますが、現時点では抜本的な打開策になり得ていないように思われます。今後はICTによる事務作業の効率化や介護ロボットの導入による身体的負担の軽減なども必要と感じていますが、先ほど申し上げた負の循環を断ち切るためには、何よりもまず、介護という仕事の負担に



見合う賃金水準に引き上げていくことが必要です。賃金が改善し、職員が一定数確保できるようになれば、労働時間の短縮や休暇取得など、労働環境の改善にもつながっていくものと考えます。

こうした取り組みは全ての市町村に共通して関わる問題として、まずは国策として進めるべきものと考えます。その上で、市としては介護職員の就業定着や資質の向上を後押しするような地域の実情に則した支援を、事業所や職員の方々の御意見などを参考に検討していければと考えています。

以上、介護職の全国的な状況に対する所感と対応を述べさせていただきましたが、市民の皆様には何よりも長く、健康で充実した暮らしを送っていただきたいとの思いに変わりはありません。そのために、いきいき百歳体操などの一般介護予防の促進や、要介護状態やフレイルにならないようにするための取り組みも重要と考えています。本市では、大変ありがたいことに、多くの市民の皆様が地域で支え合いながら活動を続けていただいています。体力面だけでなく、こうした人と人との交流や関わりも、健康で充実した暮らしを支える大切な取り組みと感じています。

次に、2点目の中山間地域の防災等についてでございます。

本市では台風や豪雨などによる災害の発生が予想される場合、状況に応じて警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保といった避難情報を発令し、防災行政無線や防災メール、また、テレビのL字放送などにより市民の皆様にお伝えしています。

御高齢の方や障害のある方については、お住まいの場所が土砂災害や河川の氾濫などの危険がある場合、高齢者等避難の発令により安全な場所への避難を早めに開始していただくよう、これまでも啓発を行ってまいりました。

しかしながら、自宅からの立ち退き避難に際し、支援が必要な場面も多いと思われるので、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、自治会や民生委員の皆様と共有し、災害時の避難の呼びかけに活用していただくよう御協力をお願いしているところです。

近年、これまでに経験したことがないような豪雨や強風などへの備えが重要となっており、特に川手地区や栗谷地区では、土砂災害だけでなく、小瀬川や玖島川の氾濫についても、急激な状況の悪化に警戒が必要です。

一昨年の長雨で、栗谷地区の一部に土砂災害警戒情報が発表された際や、昨年の台風14号で玖島川の氾濫の危険性が高まった際には、自治会が集会所を避難場所として開設し、住民の方を誘導してくださいました。市が適切な避難情報を迅速に発令し、避難行動を呼びかけ、状況に応じて避難場所を確保することはもちろん重要ですが、市民自らがいつ起こるか分からない災害に備え、平時から避難場所や避難経路を考えておき、避難時に持ち出すものを用意しておくなど、自助の考え方を持っていただくことが大切です。また、それを補うものとして、地域全体で避難の呼びかけや誘導を行う共助の必要性を市民の皆様へ啓発し、その輪を広げていくことも、今後の重要な課題であると考えます。その意味で、これまで取り組んでまいりました自主防災組織の育成や避難の呼びかけ体制づくりも共助の視点で重要ですので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

なお、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが努力目標となりました。個別避難計画とは、災害時の避難行動に支援が必要な方お一人ずつに、緊急連絡先や避難支援の実施者、避難先や避難時の留意事項などを具体的に定めておくものです。

本市でも複数の部が連携して計画作成に向けた体制づくりを進めており、来年度からは県の支援事業も活用しながら、実際の計画作成に取り組んでいきたいと考えています。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） ありがとうございました。

介護人材の不足という問題に振り回されることなく、地域のほうでの活動というものは本当に大切だというふうに思いますので、そういうところ、行政からもぜひ支援をしていただきたいなというふうに思いますし、ぜひ市民の方もそういう活動に積極的に参加していただきたいなというふうに思います。

それでは、介護人材の確保の強化の取り組みと課題ということと、それから、介護職員不足の現状について、もう少し伺いたいと思います。

昨年の3月議会のほうで、2021年4月に施行されました老人福祉法等の一部を改正する地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について取り上げましたが、これと時を同じくしまして、介護保険法の改正によりまして、都道府県が作成する介護保険事業支援計画と市町村が作成する介護保険事業計画の記載事項に、介護人材の確保、資質の向上に関する内容が追加をされました。

第8期介護保険事業計画のほうには、地域人材確保推進体制整備事業により体制を整え、介護人材の確保に向けた取り組みを進めます。若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種から介護分野への新規参入を促進します。介護分野の有資格者で、現在、離職している人材への復職、再就職に向けた支援を行いますというふうに書いてあります。

そこで、第8期の2年間で介護人材の確保、資質の向上についてどのような取り組みをこれまでされてきたのか。また、残りの1年もしくは第9期に向けた課題などがあればお聞かせください。

それから、第8期介護保険事業計画の介護サービスの見込量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数を見ますと、2025年度には243万人、約32万人の介護職員の不足と、先ほどの市長の答弁のほうにもありましたけれども、本市のほうでこの介護職員の必要数、それから、実際の職員数がもし分かるようでしたら教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） それでは、3点あったかと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず、人材確保の取り組みについてですけれども、イメージの向上とか理解促進とかということを目的としまして、介護の日の講演会であるとか、それから、社会福祉協議会の

ほうでやられているちゅピCOMで「優男がゆく！」という番組を制作したりというようなことで、まず、介護のイメージアップを図っていこうというような取り組みを行っております。その上で人材の掘り起こしというところで言いますと、若い方を中心にとということ言えば、大竹高校の生徒を対象に介護であるとか福祉であるとか、そういったものをテーマにした講義を行うであるとか、あるいは高齢者の方に対して有償のボランティアをする、その取り組みの御紹介やマッチング、そういった取り組みを行ってきております。

また、広くという意味では、地域福祉包括連携協定を締結しております生協ひろしまと連携をいたしまして、登録ヘルパーのPRチラシというものを作成して、戸別配付の際に御家庭に配付をする、こういった取り組みを行っております。それから、国・県等から来ますいろんな支援事業の制度の周知、そういったものを行っているという状況でございます。

それから、その上での課題ということですが、PRであるとかそういった理解促進というところが中心になってきておりますので、意味のある取り組みだというふうには思っておりますが、成果という部分がなかなか測りにくいということもありますし、成果が出てくるまでに時間がかかるというようなことが1つ課題としてあるかなというふうにいるのと、国・県の制度周知につきましても、周知を行うというところまでは行っておりますけれども、その最終的な御判断というのを事業者のほうに委ねております。

例えばその制度を利用されなかったときにどういったところに支障があるのかとか、事務的な部分で難しさがあるのか、それとも違う要因があつて制度が使えてないのかとか、そういった踏み込んだところの検証ができていないということが今後の課題かなというふうに思っております。

それから、3点目の、本市の介護の職員数の推計ですけれども、議員からもありましたが、サービスの見込み量から理論的に推計をした数値ですので、ちょっと実際の数値とは乖離があるということをお理解いただけたらというふうに思いますが、先ほどの国の積上げのベースになる大竹市の数値ということですが、2019年が538人ということになっております。その上で2025年が約50人弱、2040年ですと100人を超える人数の上積みが必要ということになっております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） もう1年、第8期の計画がありますので、引き続き継続して取り組んでいただきたいなというふうに思います。数字の面からも、やっぱりその本市のほうでも職員の不足というものが見えてきているところではあるかなと思うんですけれども、都心部に比べると地方のほうが、そういう人材不足感というものがまだまだ顕在化してくるといのがもう少し先なのかなというふうな感じは抱いておりますけれども、今の数字面から見ても少ないのは明らかだと思いますので、何かしら、やはり継続をして、いろんな計画を前に進めていかなければならないのではないかとというふうに思います。

実際もう広島市なんかでも、全部とは言いませんけれども、一部ですごく過重労働が深刻になってきておまして、そういう施設や事業所が増えてきておりますので、そういう

先ほどの数字面でも不足が明らかですので、本市も危機感を持ってこれからいろんなことを考えていく必要があるではないかというふうに思います。

それでは、育児・介護休業法について少し伺いたいと思います。

御存じのように、育児介護休業法が、出産・育児等を経ても男女共に離職することなく、仕事と育児を両立できるように、出生時の育児休暇制度の創設や育児休暇を取得しやすい雇用環境の整備、労働者への制度の個別周知、育休取得の意向確認の義務化などの改正が行われまして、令和4年4月からこの3段階で施行をされております。

その中から、令和4年10月に施行されました男性の育児休暇取得促進のための出生時育児休業の創設、いわゆる産後パパ休暇では、子の出生後8週間以内に4週間までの育児休暇が取得可能というふうにあります。

育児・介護休業法については大変歓迎すべき制度ではあると思うんですけども、実際現場では現状、例えば有給休暇ですらまともに取れない、流してしまうというような事業所や施設もある中で、育休となるとさらに取得が難しいというような声が多く聞かれます。

今後さらにこの介護職員不足が深刻になりますと、これがまださらに厳しい状況になるということなのですが、このような現場の声から、介護職員不足の問題とこの介護現場における育児・介護休業法についてどのようなお考えを持っておられるかお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 法改正自体は、国が全力を挙げて少子化対策をしていくという中でございますので、仕事と家庭の両立というところに向けては一步前進したんだろうというふうに思っております。

そういう中で、介護現場の職場環境がなかなか厳しいという中で取得が難しいだろうというお考えだと思いますが、例えば先ほど御紹介いただきました産後パパ育休ですかね、そういった制度でありますと4週間ということですので、なかなかそのために新しく人を補充するということが難しいのかなというふうにも思いますし、通常の育児休暇の1年間のものについても有期的なものですから、人を補充していくというのはなかなか難しいのかなというふうには思いますけれども、そういった取得を希望される方がいらっしゃる以上は、できる限りそれが取得できる環境をつくっていく、それが大事なことだろうというふうに思っております。

一時的にはその職場の方であるとか雇用される方、御負担が増えるんだろうというふうには思いますけれども、この目の前にあるそれを乗り越えていかないと、いつまでたっても介護現場の環境というのはよくなっていかないだろうというふうに思います。それが取得できる職場になっていくということが、また介護人材を確保していくというところにつながっていくんだろうというふうに思いますので、みんなで協力しながらではないですけども、職場で一丸となって子育てしていくというような視点で、一時的な、本当に負担はおありかというふうには思いますが、大変だろうと思いますが、そういう形で少しずつ前に、いい方向に変えていくということが大事なかなというふうに思っております。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） もちろん行政だけではなくて、事業者の方がまず、積極的に取り組む

ということが大事ではないかというふうに思います。

職場環境を整えると、そういう育休に対する認識をもっと前向きに考えてもらうということがまずないと、幾ら行政のほうから働きかけてもなかなか難しい面もあろうかというふうに思いますので、ぜひ事業者のほうも、こういう制度ができましたので、できる限り本当に努力して、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

このような形で、育児・介護休業法であるとか介護職員の不足の問題というものをいろいろと議論してきましたけれども、この介護職員が不足しているということでサービスが受けられないと、そういう高齢者がこれから出てくるであろうということも1つの大きな問題なんですけど、むしろこういう育児休暇制度のようなものが、なかなかこう介護の現場では取得できないということになると、もちろんこれは介護の現場だけの話ですけども、やはりその子育て世代の与える影響というのも、少なからずあるのではないかとこのように思います。

実際昨年の出生数が80万人を割り、人口減少が深刻化している中で、給食費の無償化というのも当然もう歓迎すべきことではありますけれども、なかなか、特に介護の世界で働いている方って、共働き世帯が非常に多いです。圧倒的に多いと言ってもいいぐらいなんですけれども、この共働き世帯がすごく多い中で、安心して育児休暇を取れる環境を整えることってというのが、少子化対策、あくまでも介護現場の話ですけども、少子化対策の1つであるのではないかとこのように思います。

第8期にあるように、潜在する介護職員の発掘というものはやっぱり1つの方法ではないかというふうに思います。令和4年現在なんですけど、介護福祉士の登録数、介護福祉士というのは資格を取って登録しなくちゃいけないんですが、その登録数が全国で約108万人ですね。その中で介護福祉士として従事しているのは約57万人ということで、実に2人に1人、約50万人もの介護福祉士が、その資格を生かすことなく眠っているという現状があります。

介護福祉士ですらこの状況ですから、これに社会福祉士であるとか、それから、初任者研修を受けた方、それから、実務者研修を受けた方、こういうものを全部含めると恐らく100万人は軽く超えるのではないかと、それぐらいの潜在介護職員がいるということでありますので、これを何とか発掘できない手はないのかなというふうに思います。これもこれからの課題でもありますし、早急に取り組まなければならない課題であるというふうに考えております。

今回の育休の制度だけではないんですが、やはり将来にわたって安心して働ける職場になれば、このような人たちの一部は復職をしてくださるのではないかとこのように思います。1つは、やっぱり安定した職ではないというのは、やっぱり1つ大きな理由なのかなというふうに感じますので、そういうものが整って、もう夢のある職場になれば、そういう方々というのは復職してくださる可能性はかなり高いというふうに感じておりますので、それも先ほどの育休の話にもありましたけれども、決して行政ばかりが考えることではなくて、やはり事業者のほうも考えなければならないことだと思います。みんなで考えていかなければならないことではないかと思っておりますので、これも今後早急な課題として取り組

むべきものであるというふうに思います。

それから、市長答弁のほうにもありましたけれども、介護ロボットですね。機械化ですとかデジタル化も、やはりそういうものに対する助成というの、急ぎやらなければならない課題ではないかなと思います。

最近施設そのものに施設したりとかしても虐待と言われるような時代になってしまいましたけれども、そうはいってもやはりその、例えば認知症の方の施設でありますと、限られたスタッフで、それ以上の認知症の方、高齢者の方を見守るというのは、もちろん一生懸命その見守りについては頑張るんですが、なかなかそれが全部に目が行き届くかと言われると、非常にそれは何かちょっと酷な部分もありますので、例えばセンサーをつけたりとか、そういうもので見守ってもらうというのは大切なんじゃないかなというふうに思います。

あと、ベッド、今すごくいいものがたくさん出ておりますので、褥瘡予防のベッドであるとか、腰痛の負担軽減の器具であるとか、まだまだちょっと、私も一回見たことがあるんですけど、かなり重たいもので、逆に腰痛は予防されても肩は凝るんじゃないかと思うような、ちょっと重さがあったので、それもどうなのかなとは思いますが、どんどんこれからそういう介護の人たちの負担軽減というんですか、肉体的な負担軽減をするためのいい、そういうロボットであるとか機械化されていくと思いますので、そういうものに対する国の支援というものがぜひあれば、もちろんその人材が少なくなっているところではありますけれども、そういうもので人が少しでも少なくて済むのかなというふうに感じるところもあります。そういうところもぜひ、国レベルで支援をしていただければ随分と現場は助かると思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

国の福祉政策なんですけれども、処遇改善であるとか介護福祉制度にも見られるように、私はちょっと場当たり的なのかなというふうに思います。処遇改善についてはこれからもう少し様子を見なければならぬと思うんですが、介護福祉士制度というの、当初は専門学校を2年間で卒業すると、国家試験なしで介護福祉士になれました。今はさらに何か難しく、もちろん途中いろんな制度の変更があったんですけど、今は国家試験を受けなくては行けないというのがありまして、そのとき、そのときで随分とこの制度についても、何かもう右行ったり左行ったりっていうところがありましたので、ちょっとそういうものをしっかり、地に足をつけたような形で、これからはその制度設計してもらわないといけないのかなというふうに感じております。

これは、何回も私は、言わせていただいたんですけど、やっぱり現場が何を求めているかとか、何を必要としているかとか、そういうものに対してもう少し耳を傾けていただければ、もう少し今の現場もよくなると思いますし、その不足の状況も少し改善していくのではないかなというふうに私は思っておりますので、何かそういうものができる土台とか下地とか、そういうのをこれからつくっていかなければならないというふうに感じております。

この問題についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、中山間地域の問題なんですけれども、介護と同じように、市長のほうから

答弁もありましたけれども、地域での情報共有というんですか、地域で支え合うということは、これは同じ高齢化社会の問題でありますので、防災についても、それから、介護についても一緒だと思います。

そのような形で皆さんが共助っていうんですか、皆さんが一緒になって地域で支え合っていくということは、本当に確かに大事なことであるというふうに思います。個別避難計画のほうも、これから少しずつまとまるということなので、ぜひ期待をして見守りたいというふうに思います。

続きまして、ここ数年の、栗谷地区、川手地区の避難指示や避難勧告が発令した際の避難の状況と今後の課題について、少しお聞きしたいというふうに思います。

まずは高齢者や障害をお持ちの方の避難についてなのですが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、要介護者がいる御家庭やお体の不自由な方の世帯について、避難に際し困難な事例はなかったのでしょうか。

それから、福祉避難所についてであります。これまでの避難の状況と栗谷地区、川手地区の要介護者の数、また、御自宅で介護されている御家庭等の状況から、現状どれぐらいの需要があって、福祉避難所といいますと川手地区、栗谷地区のところに紀の川がありますけれども、紀の川だけで十分に足りているというふうにお考えなのでしょうか。

また、昨年この紀の川を利用された方はどれぐらいいらっしゃいましたでしょうか。

また、この地域ではさらに高齢化が進むことは確実と思われる中で、高齢者や要介護者で、その家族の避難の状況の傾向から、今後どのような対策が必要であるというふうに考えていますでしょうか。また、課題はありますでしょうか。

それから、障害のある児童・生徒などが避難する場合、新しい場所になじめずにパニックになったり、それから、親御さんがどうしても、やっぱり皆さんがたくさんいらっしゃるところであると周囲に気を遣うなど、避難したくてもしにくい状況があるのではないかというふうに予想されるのですが、そのような事情の御家庭に対して、避難所ではどのような配慮をされておりますでしょうか。避難所に行くことについての戸惑いやちゅうちよしたという訴えは、これまでなかったのでしょうか。

また、そういうような児童・生徒が行き慣れた事業所、例えば放課後等デイサービスなどがあると思うんですが、そういうものを避難所として活用するというようなお考えはないのでしょうか。

障害をお持ちの方やその御家族、これまでの避難の状況や傾向から、今後どのような対策が必要と考えますか。また、課題はありますでしょうか。

それから、インテグレーションというものの考え方から、障害をお持ちの方に対してその地域の方々が、避難のときに必要な援助がどの程度必要なのかということを理解されているのか、そのあたり分かればお聞かせください。

さらに、避難所の設備や環境についてなんですが、1次、2次避難所で冷暖房が完備していないというところはあるのでしょうか。バリアフリーというのはちょっと難しいのかも分かりませんが、例えば足の不自由な方であるとか、それから、椅子がどうしても必要であるとか、膝とか腰とかがお悪くて椅子が必要な方であるとか、つえなどの補助具を持

っていらっしゃる方という人たちに対する、何か心配りというものはその避難所のほうでされているのでしょうか。

それから、プライバシーについてなんですが、女性、特に例えば乳幼児を抱える女性であるとか、それから、おむつを着用したり持病などをお持ちの高齢者、そのような方に対して何か配慮というものはされていますでしょうか。

それから、地域コミュニティや自主防災組織についてお聞きするんですが、まずは栗谷地区と川手地区の自主防災組織の現状を教えてくださいませんか。

それから、人と人とのつながりの希薄化が指摘されている中で、そのような地区の方々というのがふだんから避難や避難の際の声かけなど、このコミュニケーションは取れているのでしょうか。先ほど市長の答弁のほうで、自治会が避難所を開設したと、そういうような自助の取り組みが行われているというようなお話はありましたけれども、実際感じているものが何かありましたら教えてください。

それから、各避難所で一番遠いところから避難されてきた方はどれぐらいの距離だったというふうに把握をされていますでしょうか。

それから、備蓄食料についてなんですが、大規模災害などで国道が寸断されたりとか、そういうことで中山間地域が孤立するというような恐れがあるのではないかと思うんですが、そのような状況をどのように想定されていて、それに基づいて備蓄食料をどのように配備、管理をされていますでしょうか。

避難所やプライバシーの問題、また、地域や先ほどの組織及び備蓄食料についてここ数年見えてきた問題点と、これからの防災を考える上で課題があれば教えていただきたいと思います。ちょっと長いですが、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 原田議員、一遍にたくさんの質問をされたので、確実に御答弁をいただくために。大丈夫ですか、答弁者のほう。全部把握されていますか。

ちょっと時間も過ぎてますので、途中ではございますけれども、議場の換気のために暫時休憩をいたします。

なお、再開は15時20分を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時09分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原田議員への答弁から入りたいと思います。執行部の答弁をお願いします。

地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） それでは、私のほうから、まず、福祉避難所の件についてお答えをさせていただこうというふうに思います。

近年の問い合わせであるとか避難の状況ということですが、令和2年度以降ということで御了承いただきたいんですが、合計しますと問い合わせが9件ほどございまして、実際に避難をされたのが5件ということでございます。



昨年の紀の川の避難者数ということでございますが、このうちの1件が昨年紀の川に避難をされたということになっております。

それから、需要と供給の関係ですけれども、ちょっと何をもって需要とするかというのは、なかなか難しいところがあるんですが、栗谷と川手の合計ということでお答えをさせていただこうというふうに思いますが、高齢化率が60%ぐらいで400人余りの高齢者がいらっしゃると思います。そのうち要介護認定を受けている方が約100名弱ということになっております。

この中で既に施設に入られているとか、恐らく入院をされているであろうという方が3割ぐらいいらっしゃると思いますので、残り7割の方が在宅の要介護者ということになろうかというふうに思います。この中で、仮にということになりますが、要介護1以上の方ということが50名以上、要介護2であれば20名、要介護3以上ということになれば10名程度いらっしゃるということです。

ただ、実態として、ここ近年は実際に避難をされている方は1名程度ということで、以前ちょっとたくさん問い合わせがあったときに対応に大変苦慮したということもあって、事業所であるとかケアマネさんが、いろいろと台風なんかの場合は事前にショート等を使って事前避難するように、いろいろ動いてくださってますので、実際の災害対策本部を設置した後の問い合わせというのは少なくなっているのかなというふうに思います。

それで、一応紀の川のほうで福祉避難所として、空き室を利用してニーズがあれば御利用いただけるということにはなっているんですが、そんなにたくさん数があるわけでもありませんし、先ほど申し上げたように事前避難のほうもどんどん進んできていますので、空き室がなければ難しいということもありますし、先ほど申し上げた介護度の高い方が一斉にということになれば、当然受け入れが難しいということであろうかなというふうに思います。

ただ、災害の状況にもよりますが、緊急時なんかでどうしても避難が必要というときであれば、個室は難しいんですけれども、交流スペースとかそういったところも場合によっては開放して使っていただけるというようなところは話をしておりますので、そういった御協力はいただける体制ということになっております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 私からは、障害者の災害時の避難に関する御質問にお答えします。

避難所への避難が必要になる場合、障害のある児童が環境の変化に適応できずに周囲に迷惑をかけてしまうということを御家族が心配され、いざ避難が必要な条件に面したとしても心情的に避難しにくいといった声が、昨年ですが、障害者のある団体から寄せられました。あわせて、障害者とその家族の避難所は、本人がいつも利用している事業所とするのが安心して、落ち着いて過ごせるのではないかという御意見もいただきました。

この件につきましては、放課後等デイサービス事業所などの活用について、これまで関係課で可能性の検討を行っていますが、避難所の担当人員をどのように確保するのかということや、民間施設を活用することについての管理責任の問題など、クリアすべき課題が

浮上しておりますので、現状としてまだ結論には至っておりません。

福祉避難所の不足は全国的な課題となっておりますが、これに対して国は一般避難所の一部に福祉コーナーを設けるという案を示していますので、こちらも視野に入れて引き続き検討していきたいと考えています。

次に、障害をお持ちの方に対する災害時に必要な援助などの地域の理解についてです。

地域の方々がどの程度理解されているかは、現状では把握しておりません。また、個人の障害の状態については個人情報ですので、御本人の同意がなければ市から地域の方々にお知らせすることはできません。障害者の方やその御家族の中には、自分たちの状況を地域に知らせたくないと考えている方もいらっしゃるようですが、今後進めてまいります避難行動要支援者個別避難計画策定の取り組みの中で、地域の方々の協力も得ながら、できるだけ円滑に避難を行っていただくための対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） それでは、幾つかいただきましたうちの残ったものについて、順にお答えしてまいります。

まず、栗谷地区、川手地区の避難の状況、それから、高齢者や障害をお持ちの方の避難について、避難に際しての困難な事例といった部分についてお答えしてまいります。

例えば昨年9月の台風14号では、農林振興センターの避難者15人のうち、65歳以上の方が11人でございました。ですが、世帯構成までは受付簿からは把握ができておりません。

また、要介護者や障害者であるかについても把握はできておりませんが、避難場所の避難者は基本的に自力で避難できている方でございますため、支援が必要な方につきましては、福祉避難所への問い合わせの件数というものが目安になると考えられます。これに関しましては、昨年の台風14号では市全体で1件の問い合わせのみでしたが、近年最も多かったのは令和2年7月の大雨の際で、6件ということでございました。

なお、困難な事例ということで御紹介しますと、令和3年の豪雨の際に栗谷地区にお住まいの方で紀の川への避難を検討されておられたものの、既に気象状況が悪化しておりまして車での移動をちゅうちょすることになり、農林振興センターのほうに避難をされたといったような事例がございました。

続きまして、この地域でさらに高齢化が進み、超高齢化になることによります課題でありますとか対策といった部分についてお答えします。

やはり行政のほうからの迅速な避難情報の発令だけでなく、災害発生に備えてできるだけ早く避難行動を開始することについて、市民の皆様へのますますの啓発、こちらが課題であると考えております。

また、市長答弁にもございましたように、災害時要支援者の皆様につきましては、避難支援を行っていただける方を確保するとともに、避難場所や避難経路等を明確にしまして、実効性のある個別避難計画を今後作成するとともに、災害の発生前にこの計画に基づいた実際の避難支援が実施されるような体制づくりが重要な課題であると考えているところであります。

続きまして、避難所の質問でございます。避難所の設備や環境、バリアフリーの部分と

か避難された方に対する心配り、また、プライバシーの確保についてお答えいたします。

御質問にありました第1次、第2次避難場所と指定避難所でございますが、体育館を除き全て空調が整っている状況です。バリアフリーという面でございますが、第1次、第2次避難場所の14施設のうち9施設につきましては、スロープや手すり、エレベーター等整備されておりますが、残り5施設は建物が古く、設備が整っていないというのが現状でございます。避難場所にいる職員にお声がけをいただければお手伝いすることはできますので、そのような対応を考えております。

それから、避難場所におけるプライバシーの配慮といたしましては、現在は感染症対策ということもございまして、パーティションの備蓄のほか、協定による供給を確保しているほか、できるだけ個室を確保できるように、施設管理者と事前に使用できる部屋を決めております。

福祉の関係の質問にもございましたけれども、例えば避難時にパニックになってしまったりするお子さんへの対応というケースにも、こういった個室が活用できるのではないかと考えております。

それから、要配慮者のお使いになるベッドにつきましても、現在、段ボールベッドの備蓄もございまして、これ以外に少しずつ折り畳み式の簡易ベッド、こちらも今備蓄を進めているところです。

それから、今度は自主防災組織の関係でございます。栗谷地区と川手地区の自主防災組織の現状、あるいはコミュニケーションが取れているかといったようなところとか、こちらについてお答えしますが、自主防災組織、栗谷地区、川手地区は、全ての自治会、12組織がございまして、こちらに全て自主防災組織が組織されておまして、災害時の体制づくりについては、令和4年度には12組織のうち10組織が避難の呼びかけの体制づくりの集合訓練、こちらを完了しておられます。残りの2組織につきましても、今後、研修や訓練を個別に実施するなどによりまして、体制の構築を進めてまいりたいと予定でございます。

それから、栗谷地区におきましては、先ほどの市長答弁にもございましたように、実際に自主的な避難場所の開設、要支援者へのお声がけ、それから、避難場所への誘導といった取り組みが行われております。コミュニケーションが円滑に取れているというふうと考えております。

それから、避難されてきた方で一番遠い方はどのぐらいかという把握でございますが、栗谷地区で農林振興センターの昨年の台風14号の避難者の状況を見ますと、ほとんどというか、大栗林と小栗林にお住まいの方が占めておまして、おおむね数百メートルの範囲内の方と思われます。川手地区を見ますと、小方学園に避難されたという方もおられます。災害の状況等を考えられてのことだとは思いますが、約4キロメートルの距離を車で避難されたというようなケースもございまして。

続きまして、備蓄の関係です。中山間地の孤立に備えた想定と備蓄の状況でございますけれども、確かに中山間地、そういった懸念がございまして、大規模災害に備えまして、現在、栗谷地区の避難場所、農林振興センター、それから、栗谷小学校、あと、谷和集会所のほうに、全体で合わせますと、クラッカーやアルファ化米などの保存食140食、500ミ

リリットルの保存水が96本、2リットルの保存水が732本、毛布24枚、こちらを備蓄しております。

川手地区につきましては、避難場所として指定しております木野集会所のほうに、同じくこの保存食が70食、500ミリリットル保存水が120本、2リットル保存水が24本、毛布10枚を備蓄しているという状況でございます。

保管場所の問題もございまして、あまり大量に備蓄ができておりませんが、数量については適宜見直しを行いますとともに、保存期限のあるものについては計画的な更新をしていくように努めております。

それから、これで全部だと思んですが、避難所のプライバシーといった、その他課題ということもございました。

避難所におけるプライバシーの問題解決、先ほども触れましたけれども、段ボール製のパーティションが考えられます。災害に備えた段ボール製品、ベッドであったりパーティションであったりございますが、いずれも大きさがかさばる、また、高温多湿による劣化に弱いということから、あまり多くの備蓄ができません。それで発災後に優先的に製品の供給をしていただけるよう、民間企業と協定を締結しております。

市で開設する避難場所全体で見ますと、保存食と毛布については想定上の目標値をおおむね達成しておりますけれども、保存水と非常用トイレ、これが目標値に達していません。特に非常用トイレでございますが、目標値の1割程度しか、まだ備蓄ができていませんので、今後、計画的に増やしていきたいと考えております。

また、大規模災害発生後に避難所での備蓄だけでは対応できなくなる事態も想定されます。各種民間事業者との災害時応援協定により、必要な物資の調達が円滑にできるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） たくさん質問をさせていただいたんですが、全て答えていただきましてありがとうございます。

すぐたくさん言ったんですが、高齢者の避難と、それから、障害をお持ちの方であるとか、少しお体の不自由な方とか、そういう方の避難と、それから、その避難所、それから、地域、組織というような3つに、大きく分けて質問させていただきました。

高齢者の避難に関しては、今答弁もありましたように、いろいろな避難の方法がありますので、特に台風であるとかそういうもので、事前に避難が必要であると分かっている場合ですと、やはり何か福祉避難所だけではなくて、また、通常の避難所だけではなくていろいろな避難方法があるということ、ぜひ情報提供していただきたいなというふうに思います。それが十分に今はできているような感じではありましたが、引き続きお願いいたします。

それから、障害をお持ちの方、特に児童生徒、どうしてもやっぱりその答弁にもありましたように、場所が変わったりするとパニックを起こしたりとか、いろんな子がいますので、そういうものに対応するというところで民間の事業所を使うというようなやり方も確か

によいと私も思うんですが、先ほどいろいろ、民間の事業所なので問題もあるということで御答弁いただきました。おっしゃるとおりだと思います。

なかなか難しい面はあるのかなというふうに思うんですが、また、その事業所によっても、今市内に何か所かありますので、それでは、どこにするかとかいうような問題も出てくるかなと思います。民間の事業所を使うかどうかということとはまた別としまして、何かそういう彼らが安心して、親御さんももちろんなんですけど、安心して過ごせるというような場所が提供できればいいのかなと思います。これも今後の課題なのかなというふうに感じました。

それから、避難所についてなんですけれども、古い場所だとなかなかそれが避難所になっているから、避難する人のために全部何かそれをやり替えましょうというのは、ちょっと、とてもではないですけど難しい話かなと思います。

先ほど、行政だけで取り組むべき問題ではないというふうに、介護人材の話のときにも出したんですけど、やはり行政だけが一生懸命取り組むんじゃなくて、その住民の協力とか、ふだんからコミュニケーション取られたりとか、それから、そういう地域の方とどういう状況か、例えば病気された方とか御存じなところもあると思いますので、そういうものはその行政だけに頼らず、やはり住民同士が支え合って、その避難所でいろんなお手伝いをしたりとか、できる限りそういうものをやっていくことで、全体として皆さんで協力していくことで、そういうものが安心して過ごせる避難所になるのではないかなというふうに、今答弁を聞いておって感じましたので、なかなか今そのコミュニティが不足していて、特にコロナの時期でなかなかコミュニケーションというのが取れないところもあると思うんですけれども、これは中山間地域だけに限らずふだんから声かけとか、そういうものが必要なのかなというふうに感じました。

それから、プライバシーに関しては、本当に最近私もいろんなところで防災グッズ、いろんなところで見せてもらってますけど、すごくいいものができておまして、課長が答弁でおっしゃったように、段ボールで作られたベッドであるとか、結構しっかりしたものが、段ボールというと何かちょっと柔らかい、大丈夫なのかなと思ってしまいますけど、実際座ると結構丈夫なものができておまして、これだとすごくプライバシーにも配慮されて、避難するのも、ちょっとこれなら避難してみようかなというような気になるようなものが置いてありましたので、恐らくそういうものではないかというふうに思います。そういうようなものを民間の企業と提携して行っているみたいなので、これも引き続き、特に大規模災害とかになると、どこの市町も大変だと思います。本市だけではないので大変だと思うんですけど、平時からそういうものを準備しておく、提携しておくのはすごく大事なことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、自主防災組織と防災グッズについてちょっとお伺ひしたいと思います。

自主防災組織と防災グッズ、それから、自主防災アドバイザー研修と備蓄食料の処分について、これは中山間地域に限らず、少し大きな枠組みでお聞きしたいと思います。

まず、自主防災組織と防災グッズについてなんですけど、自主防災組織、私も全部把握しているわけでもありませんし、それほど、ここで皆さんが質問されているような方々のよ

うに、実際そういう場所で働いているわけでもありませんので詳しくは分からないんですが、女性の視点というか目線というかそういうものがあると、すごくそういう避難所なんかで皆さんが、ちょっと男性では気づきにくいところなんか気づいていただいたりとかして、そういう意味で配慮があつていいのかなと思うんですけど、そういう自主防災組織の中に女性がどれぐらいいらっしゃるのかなというのがもし分かれば、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

炊き出しとかそういうものもあつたりもするんでしょうから、やっぱりそういうときに女性の力というのはすごく大きいのではないかなというふうに思います。そのあたり分かれば教えてください。

それから、これは看護師の話なんですけど、看護師の資格を持った方が自主防災組織にいますと、ちょっとした手当であるとか服薬の管理であるとか、例えば高齢な方で病気を抱えていらっしゃる方とか、そういう方々、短い時間なんですけれども、そういう短い時間でも安心して過ごすことができるのかなというふうに思ったりもしますが、そのような看護師であるとかそういう方が、自主防災組織の中、女性も含めてなんですけど、もし把握しているようだったら教えていただきたいなというふうに思います。

それから、防災グッズなんですけど、車で避難される方が結構最近増えていると思います。そういう方、よく報道なんかでもあるんですけど、いわゆるエコノミークラス症候群というのは非常に大きな、もう大敵なのではないかというふうに思います。特に長期の避難ということになりますと、そういうものが結構課題として挙げられるのではないかなと思うんですが、そういう予防するものとして、最近血栓予防の靴下とか弾性ストッキングっていうものがありまして、これは全ての人に合うのかどうか私もよく分からないんですが、ただ、その少なくとも血栓予防であるとかそういうものについては効果があるというふうに思います。

そういう、このような血栓予防の靴下であるとか弾性ストッキングというものは、個別の防災グッズと、車で避難される方の防災グッズの中に入れてもよいのではないかなと思うのですが、その辺りいかがお考えでしょうか。

それと関連して、医療との連携というのも必要なのではないかというふうに思うんですが、もしそういうものがあれば教えてください。

2番目が、自主防災アドバイザー研修と備蓄食料の処分なんですけど、この自主防災アドバイザー研修というものの5年間の派遣実績を見せていただきましたけれども、ちょっとお一人の先生にその派遣依頼が集中しているようで、48回の実績があつたんですけど、そのうち37回の依頼が、1人の先生に集中しております。これは何か理由があるのでしょうか。

それから、備蓄食料の処分についてなんですけれども、処分先を決める基準や選考方法、使用目的などを明確に示すものはないと聞いたのですが、期限超過直前に啓発活動や炊き出し訓練等で活用している例というのは、どのような基準だったり選考方法だったりということで相手先を決めているのでしょうか。また、どのような目的で使用されたかということを最後まで確認をされていますでしょうか。

最後に、小方地区の避難所についてなんですけど、市役所に避難されてきた小方地区の方の中で、一番遠くから来られた方、どのぐらいの距離だったか、もし把握されているようでしたら教えてください。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 大きく5点になろうかと思えます。

まず、自主防災組織におけます女性あるいは看護師の方の参画状況でございますけれども、自主防災組織内にどのくらい女性がいるか、また、看護師の資格を持った方がいるかという実数把握、こちらは行ったことがございません。しかしながら、自主防災組織を対象としました研修を開催いたしますと、やはり女性の参加者はまだまだ少ないという状況です。議員御指摘のとおり、女性の参画の必要はとても感じているところです。

それから、今後、自主防災組織の育成を進めていく中で、女性のみならず若年層の方の参加についても必要だと考えております。こちら拡大していくような啓発を行っていくことが必要だと感じております。

続きまして、車中避難の方の防災グッズということで、血栓防止靴下でありますとか弾性ストッキングということでございますけれども、車中泊を希望される避難者の方、コロナ禍以降本市でも散見されておりますが、大体は1泊程度でございます。エコノミークラス症候群としての対策というのを、市として今まで講じたことはございません。

御質問の中にもありました、血栓予防靴下とか弾性ストッキングですね。市としてこれまで調達、購入したことはございませんが、県を通じて確保したものが若干ございます程度で、全市的に配付できるほどの在庫数はございません。

また、こうしたもので、どうしても血流が悪くなるので車中泊には必要だというような個人の避難行動に必要なものは、やはり個人の非常用持ち出しに準備しておくようにしましょうというような啓発は必要だと考えておりますし、これを準備するのも大切かもしれませんが、車中泊避難のときのエコノミークラス症候群にならないための体操、同じ姿勢でずっと寝ていると腰にも悪いというのもあります。こういったものを必要に応じて啓発をしていくことが必要かと考えているところです。

それから、3点目、自主防災アドバイザー研修というのは、自主防災アドバイザーを派遣しての自主防災組織であったり、防災リーダー研修のことと解してお答えいたします。

講師の派遣回数に差はございますけれども、広島県の消防保安課、こちらを通じまして、これまでにこういった研修に大竹市に派遣された自主防災アドバイザーの方、合計7名おられます。この自主防災アドバイザーの選定と調整は広島県に都度依頼をしているところです。

県には自主防災アドバイザー、現在、200名余り登録されているということで、その中で講師として活躍しておられるのは1割程度ということですので。経験値、専門知識、それから、講話の能力、一番大事ですが意欲だったり、これは個々に異なりますし、登録されている方なら誰でも同じということではないと考えております。

大竹市では市内在住者の登録がございませんので、必然的に他市町に在住の自主防災ア

アドバイザーに頼ることになりますけれども、講師として指導していただくためには、大竹市の地理的な特性、それから、自主防災組織の育成の現状、問題点、こういったことについて事前に受講者以上の学習をした上で臨んでいただく必要があります。こういった条件も考慮して広島県に選定を依頼した結果、同じ方の派遣の件数が多いという結果になっております。

それから、備蓄食料の処分のことについてお答えします。

御質問の中にもありましたように、防災リーダーや自治会、それから、公的な施設で防災の啓発活動を目的とした活動をする際に、防災食を認知してもらおうとか興味を持ってもらう、備蓄について興味を持ってもらう、こういった一環として適切な量を添えてもらうように考えておりました、配付すること自体が目的ではございません。そういった団体の方から申し出があった際に、おおむね1カ月から3カ月先で期限が切れるようなものがございまして、かつ市で活動等で使用する予定がない場合に限りまして、配付が完了できる見込みの数を渡しております。

ただし、これはあくまでも非常用の備蓄ですので、申し出に対して必ず渡せるということを確認するものではございません、有事の際には使わないといけませんので。

配付の関連につきましては、正式な書面で報告してくださいということは求めておりませんが、どのぐらいで配付が完了したとか、イベントでどんな反応だったとか、そういったところを口頭などで報告を受けております。

それから、配付の希望がない食品、そのまま期限を迎えてしまうものの中にはあるんですけども、こういったものにつきましては、適正な時期にフードバンクにも提供しているところですよ。

最後に、小方地区の市役所に避難されてきた方の状況ということで、昨年9月の台風14号を例に取りますと、あまり参考にはならないんですが、一番遠い方が広島市の方でございまして、恐らく移動途中に、ちょうど越波で2号線が止まってましたので、その関係で足止めを食らったんじゃないかと想定されます。

それ以外の大竹市内の方ということであれば、南栄の在住の方一番遠い方で、約3.4キロメートルになっておりました。想定しております小方の地区内ということであれば、三ツ石にお住まいの方で、これが大体1.7キロメートルぐらいの距離ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） 自主防災アドバイザーの件は理由は分かったんですけども、1割程度ではあっても何人かいらっしゃるということだと思あるので、別に同じ方がいけないということではないんですが、私もいろいろその自主防災アドバイザーについてお聞きしたら、やっぱりその知識や経験であるとか、それから、持っている経歴や実績であるとか、それから、持っていらっしゃる経験、そういうことがあったとか、そういうものが結構いろいろ違うということなので、そういう防災についてといっても、恐らくかなり幅が広いのではないかというふうに思いますので、できるだけいろいろな講師の方に来ていただいて、



研修をしていただいたほうが、その知識であるとかそういうのが深まるのではないかと  
いうふうに思います。

県に依頼されているときにどういうふうな形で依頼されているのか、ちょっと分からな  
いんですけども、その一番多く来られている方が何かありましたっていうときには、な  
かなか代わりの方っていても、先ほど課長がおっしゃったように、やっぱり大竹市のそ  
の地域、土地がどういうものであるとか、どういう危険があるとかっていうことを分か  
っていらっしゃらないと、なかなか難しい。ぽっと来てぽっとできるものではないとい  
うふうな感じで受け止めましたので、そのあたり、やっぱり何人かそういう方を確保してお  
くというのは1つ、必要なのではないかと。

なおかつ大竹市内の在住者で自主防災アドバイザーという方がいらっしゃると、さらに  
いいかなと。そういう方がいらっしゃると、いろんな、その方も恐らく県内、いろんなと  
ころにアドバイザーとして行かれたりとかすることが例えばあったとすると、自分のとこ  
ろの地域だけではなくてよその地域、よその市町の状況も見て取れると、そういうことが  
何かそのいろんな知識とか経験とかの上積みになるのかなと思いますので、私はその市内  
の自主防災アドバイザーになりたいという方もいらっしゃるといふふうにちょっと聞いた  
ので、もしそういう方がいらっしゃるであれば積極的になってもらえるように、行政側  
もちょっとお手伝いしてもらいたいなというふうに思います。

それから、備蓄食料についてなんですが、ちょっと1つお伺いしたいのが、その備蓄食  
料がありますと、それをどのように周知されているのか。全ての防災組織であるとか、例  
えばこの実績を見ると学校とか郵便局とかも書いてあったと思うんですけど、きちっと公  
平にこういうものがありますよと、ちょっと確約はできませんが使えますよというよう  
なことを、どのような形で周知されているのかなと、お知らせしているのかなということが  
ちょっと気になったので、そのあたりを教えてもらいたいなというふうに思います。こ  
こまでにしときます。

では、その備蓄食料が先々使用できるんだよということを、どのような方法でお知らせ  
しているのかということ、ちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 備蓄食料に関しまして周知の方法ということですが、積極的  
な周知をしているわけではございません。あくまでも備蓄食料は備蓄でございます。非常  
時に備えて置いてあるものですが、いかんせん賞味期限というものがございまして、そ  
れが切れそうなものについては当然、切れるものもですが、更新をしていくことは必要で  
すが、そういったタイミングでもし、申し出があったら、先ほど答弁の中で申し上げたよ  
うな啓発の活動目的としてこういうことで使いたいということがあれば、どのぐらい要る  
のかということをお聞きして、応えられる状況であれば必要数をお渡ししているとい  
うもので、これだけ余っているからどうぞというような周知は、現在のところしていない  
という状況です。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。5回目です。

○4番(原田孝徳) 以前、職員の方が一部の自主防災組織の方々とグループLINEをされていたかというふうな例がありました。今回の備蓄の件に関しても、少し、ちょっと私は公平性に欠けるのかなと思うところがあります。やるのならみんなでやる、みんなにお知らせすると。グループLINEも決して悪いということではない、結構それは情報を共有するという意味ではいいのかも分かりませんが、それだったら全員にやると、全員に周知して全員で、もちろん希望者がいると思うんですけど、少なくとも全員にやっぱり周知して、全員にお知らせして、それでやるというような形にしないと、少し公平性に欠けるのかなというふうに思います。その辺りちょっとお考えになってやっていただければなと思います。

ちょっと1つ質問し忘れたんですけども、先ほどの小方地区の方が避難するのに、今、市役所のほうに避難されていると思うんですが、やっぱり高齢の方にとって結構小方地区、小方地区といってもいろいろありますけど、例えばこの市役所周辺から考えたときに、一番端のほうといったら失礼かも知れませんが、市役所から一番遠いところでも結構な距離があると思うんですけど、そういう距離を高齢の方が移動されて避難されるというのは非常に大変なんじゃないかというふうに思うんですが、これを何とかおがたピアを第2次避難所に、議会報告会の中でもそういう声があったんですけど、避難所になれば助かるんですけどねということだったんですが、おがたピアが第2次避難所にならないというのは、何か理由があるのでしょうか。

それを最後にちょっとお聞かせいただきたいのと、最後になりますので、冒頭のほうでも述べたんですけども、気象の変化というものが、年々その姿を変えていくように感じております。冒頭でも言いましたように、やっぱり100年に1度だとか10年に1度だとかっていうふうな災害が頻発しているような傾向にあると思いますので、本当に先々をなかなか予測するのは難しいかも知れませんが、可能性をできるだけ排除せずに、常に最悪の事態を、もちろん想定されていると思うんですが、そういう日々大変な業務の中、そういうものを考えていらっしゃると思うんですが、さらにそういうものをいろんな事態を想定して、今後、防災について考えていただきたいなというふうに思います。

一昔前のように何でもかんでも、もう避難所に逃げるんだというような時代というものではないかなというふうには思います。しかし、先ほどからちょっとお話しさせていただいているように、やっぱりこの避難所にどうしても避難しなければならないという高齢者や障害をお持ちの方とか、病気の方とか足の悪い方とか、たくさんいらっしゃると思います。むしろそういう方のほうが多いんじゃないかなと思ったりもするんですけども、やっぱりそういう方が少しでも不安であったり病気のことを、少しでも気持ちを和らげてもらうような場所にするということが望ましいかなと思います。

先ほど申し上げたように、行政だけが努力する問題でもありません。住民の方も一緒になって、そういう方々を支えていかなければならないというようなことも必要なかなというふうに思いますので、ぜひ市の、行政側からすると、やはり防災の今すぐ専門知識を持った方、この質問の中でもたくさん、私もなるほどっていうふうに聞きましたが、そういう専門知識をすごく有した方がたくさんいらっしゃいますので、そういう一人一人の

知識や経験というものがより発揮されるように、担当課のほうにはこれからもそういうまとめ役として頑張っていたきたいなというふうなことをお願いして、また、期待もしまして質問のほうを終わりたいと思いますが、先ほどの1点だけ、御答弁お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） おがたピアを第2次避難場所にできないかというところがございますけれども、ちょっと経緯から説明すると長くなるんですが、平成30年7月豪雨、御存じかと思います。広島県内でも甚大な被害が出ました。このとき大竹市でも被害が市内全域で発生している状況で、担当の支部だけでは人役が不足しまして、現場の対応が後手後手に回るといった状況が生じまして、他の支部から応援に行けるのかという、またこれも難しいというような課題が浮き彫りになりました。

こういった事態に対応するために、沿岸のエリアの災害対応、例えば現場の対応でありますとか物資の運搬等、いろいろな業務がございます。こういったものを受け持つグループを新たに新設しようという見直しを行いました。

また、これまでの体制では、避難場所を一度に開設いたしますと各避難場所に職員が分散されて、支部の職員が手薄になります。先ほども申し上げたような災害対応が困難になる場合があるために、地区内で密集している避難場所についてはある程度集約して、人員を整理して配置することで効率的な運用を可能とするために、従前は第1次避難場所、第2次避難場所と2つだったんですけれども、この第2次避難場所の一部をより広域的な災害時のみ、大規模な地震であるとかそういったものを想定したのですが、こういったものときに開設する第3次避難場所ということで編成するように見直しを行いました。令和元年度以降、こういった形での災害対応を行っておりまして、現在、おがたピアについては第3次避難場所という格好になっております。

地元の自治会の自主防災組織の皆様から要望をいただいている内容ではございますけれども、これに対しましてもこういった状況について経緯を説明した上で、せっかく地元の自治会のほうで自主防災組織を立ち上げられて、活動を積極的にやっておられるということで、危機管理課のほうからは、おがたピアでそちらの自主防災組織で自主的に避難場所を開設、運営してみたいかというような提案を差し上げたところでございます。

実際に地元の集会所を自主的に開けて避難者を誘導したりしている事例も、今日、答弁の中でいろいろ御説明もしたんですが、同じような格好でやってはどうでしょうか。確かに議員も御承知のとおり、おがたピア、指定管理施設でもございますし、いろいろ調整も必要ではございますが、その部分、間に入りましていろいろマニュアルをつくったりという部分についても一緒に考えることもできますといった協議もしたんですが、なかなかこれが進んでいないと。

やはり自主的に開設する避難場所というのは、今後やはりどんどん増やしていく必要があるんじゃないかと考えております。現状ではまだ第2次避難場所として開設しようという結論には至っておりませんが、現在のところはそのように考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続いて、5番、小中真樹雄議員。

〔5番 小中真樹雄議員 登壇〕

○5番（小中真樹雄） 1人会派、樹の会の小中です。

昨年6月議会でも一度取り上げたんですけども、スポーツ庁と文化庁の方針転換というのを受けて、部活の地域移行について再度問うと題して質問させていただきたいと思います。

最初に、私の結論を申し述べさせていただきたいと思います。小学校も中学校の先生も、本当に給与の4%の時間外手当しかつかないのに、ひどい人は100時間を超える時間外労働をやっているという厳しい勤務実態があります。

部活の地域移行には、少子化対応の面と教員の過重な労働の是正という2つの面があると思いますが、私は特に、特にというか、もう教員の負担軽減についての点から論を展開させていただきたいと思います。

私の結論は、もう学校の先生も土日はしっかり休んでいただきたいと、そして、月曜日からリフレッシュした状態でしっかり教えていただきたいと、そのように思います。

スポーツ庁と文化庁は昨年12月27日、かねて実施を表明していた公立中学校のクラブ活動の地域移行について、2023年度から3年間としていた当初の目標達成時期を見直し、可能な限り早期の実現を目指すことと改めました。報道によれば、自治体関係者からすぐにはできないとの声が多く聞かれたため、明確な期限を求めないことになったということですが、私にはよく理解できません。

2月上旬の朝日新聞に、部活動顧問の苦悩が3回にわたり連載されています。まあ、もう見出しを見たら非常にショッキングな見出しで、まず、第1回が、顧問辞めたい、いづらくなっても、部活動指導、重荷と重み、顧問辞めて授業注力、地域移行唯一の希望、生徒の成長手応え、教師の根幹養ってくれた、これが唯一肯定的な見出しですが、あと、教員駄目、交際の余力もなく、精神疾患で休職最多に、そして、最後に、地域移行の前に根本的縮小を、このような見出しがつけられています。

この連載によると20代の中学男性教諭は、ハードな部活動顧問が辛く何度も退職を考えたといい、地域移行は教員を続けていく唯一の希望なんですと語っております。また、交際相手を探していた公立高女性教諭が、教諭は駄目なんですと断られた理由も紹介されています。これはもう、本当に大変な話ですよ。また、これは山口県の例なんです。山口県教委は、先行して公立中学校の35人学級を導入していましたが、2023年度は公立中学2年、中学3年の1学級の上限を、35人から38人に増やすことにしています。教員不足によって授業を受けられなくなる事態を避けるための、苦渋の決断だとしています。

中学校の2023年度教員試験志願者数は、2001年度以降で最小の296人、倍率は最も低い3.0倍といます。長時間勤務の常態化が教員不足を招いていると言っていいでしょう。

内田良名古屋大学教授は、部活動をしたくて教員になったという人が一定数いることを踏まえた上で、希望しない教員がただ働きに近い状況で授業準備などの時間を犠牲にしてまで担うほどの理由はないとし、部活の地域移行は重要と指摘しています。

さらに、金も専門家も不在なまま肥大化した部活動をそのまま地域に移すのは不可能と

し、根本的な縮小を提唱。活動は週3日を上限とする愛知県豊橋市の例を挙げています。

さらにこれは教員の働き方改革の一例として、宇部市教育委員会の取り組みを紹介したいと思います。これは、KRY山口放送がヤフーニュースにアップしたものです。宇部市は教職員の業務量や時間外活動の削減を図ろうと、教員が授業の準備を行う時間を確保するなどの、市独自の働き方改革に新年度以降から取り組むことにした。

宇部市教育委員会によると、小学校では1日の時間割を変更し、児童の下校時間を繰り上げ、教職員の勤務時間が終わるまでに教員が授業の準備などを行う時間を90分確保するという。どのように時間を捻出するかは学校ごとに異なるが、毎日数10分行っている朝学、学活とかホームルームや、お昼の掃除を1日ごとに行ったり、教員の打ち合わせを端末上で行ったりすることなどが想定されるという。

児童の授業時間数が減ることはなく、再来年度までには全ての小学校で行う方針。また、中学校では平日の部活動を、原則教職員の勤務時間内で終了し、大会などの前は校長の裁量により部活動の時間を変更できるとしている。

このほか小中学校共通で保護者などからの学校への電話の受付は、緊急を除き原則午後6時までとする方針。これらの働き方改革は、去年夏頃から宇部市教育委員会と小中学校の校長会が協議を重ね決定したもの。宇部市教育委員会では勤務時間の適正化を進め、教職員の長時間勤務の解決を図りたいとしていると報じております。

そこで、大竹市教育委員会に問います。今回の設定期限の緩和により、改革の進み具合に地域ごとの差が出てしまうとの懸念が出ています。部活の地域移行への取り組み方は変わりますか。実現への工程表はできていますか。地域移行する上で何が一番大事だと考えていますか。障害は何ですか。教員の長時間労働を解消する上で、部活の地域移行以外に何か方策があると考えられますか。

この新聞記事では、部活中心の職員室の雰囲気がおかしいと感じていた。ずっと顧問を辞めたかったが怖くて言い出せなかったと、さきの男性教員が語っていますが、このようなことがくれぐれもないようにお願いします。

壇上での質問は以上で終わります。答弁よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、部活動の地域移行についての方針が変更となり、国は一律に達成時期を定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとし、地域移行についての明確な期限を設けないこととしました。しかし、これにより、大竹市教育委員会の取り組み方が大きく変わることはありません。部活動の地域移行を実現するための、現段階での考えを御説明します。

まず、生徒、保護者、学校から部活動の地域移行に係る意見を聴き、実態把握をした上でモデル事業を行い、その成果及び課題を整理しながら実現に向けての方向性を再確認した上で全中学校での実施を目指すというもので、段階的に取り組みを進めていきたいと考えています。

次に、地域移行する上で一番大切なことですが、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識のもと、部活動の教育的意義や役割を地域移行後においても継承、発展させ、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流などを通じ、生徒の望ましい成長を保障できるようにすることと考えています。

次に、地域移行する際の課題として考えていること2点についてお答えをします。

1点目は、指導者の確保です。指導者は、部活動を通して人間形成を促すという教育的価値を踏まえた指導のできる者でなければなりません。また、市内3中学校には20もの部活動があり、これらの部活動を指導できる指導者を確保することが必要です。こうした指導者の質及び量を確保できるかが、大きな課題であると考えています。

2点目は、外部に委託した際の費用です。民間委託とした場合、生徒側の負担増が想定され、誰がどの程度負担するのか、経済的に苦しい家庭への支援についてどうするのかも課題であると考えています。

最後に、教員の長時間労働を解消する上で、部活動の地域移行以外の方策として考えられるものについてお答えをします。

まず、部活動における取り組みについてです。本市では、スポーツ庁、文化庁のガイドラインを受けて、運動部、文化部の活動方針を平成31年に策定をしています。その中で休養日は週当たり2日以上、平日1日と休日1日は少なくとも休養日とすることとしています。市内3中学校は、こうした活動方針を遵守して部活動を行っています。

また、平日の休養日は、定時退庁日としており、教員ができるだけ早く退庁できるようにし、長時間勤務の削減を図るようにしております。さらに部活動顧問について教員の2人体制を組んだり、外部指導者に依頼したりするなど、負担軽減を行っています。

次に、部活動以外での取り組みについてです。令和元年6月に大竹市教育委員会は県の方針を受けて、学校における働き方改革取組方針を策定をいたしました。この方針に基づく取り組みを進めることで職員の意識改革などを図り、長時間労働の縮減に努めているところです。今年度、教職員を対象にストレスチェックを実施したところ、全体的な傾向として、仕事に負担を感じている面があるものの、上司や同僚の支援を得ながら働きがいを感じているという傾向も見られました。今後とも大竹市教育目標「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成を目指していくとともに、教職員も笑顔・元気で輝けるような風通しのよい職場、そして、学校を目指し、取り組みを進めてまいります。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 分かりました。

段階的な取り組みということですが、その指導者の確保とか貧困世帯支援とかを考えると、すぐできないのは私にも容易に理解できますし、以前から地域移行の問題点と指摘されていたことですが、この教員の長時間労働というのは、もうこのままにしては絶対いけないことだと、私は思っております。だから、その地域移行がすぐできないのであれば、何らかの移行措置として対策を講じる必要があると思います。

私は、先ほども申しましたように、私は地域移行を絶対しろとか、そう思っているわけ

ではなくて、とにかく土日ぐらい普通の人と同じ、普通の人と言ったら言い方がちょっとおかしいんですが、皆さんお休みに、土日休みじゃない人もいるから今のはちょっとまずかったんですが、土日休みの人と同じように休んで、十分リフレッシュして月曜からの授業に臨んでいただきたいということを強調しましたが、そのためのシステムというか体制をつくることはできないのか、その何とかいろいろ工面してそういう体制をつくることができるのではないかと、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 部活動指導の教員の負担軽減に向けて何かしら取り組みができないかというような御質問だったと思います。

部活動指導の教員の負担軽減については、運動部活動の方針、そして、文化部活動の方針を踏まえた学校における活動方針を決定すること。そして、外部人材を活用した取り組み等について進めております。

また、以前御質問いただいたときにお答えをしましたが、その部活動について、1人体制ではなくて、できるだけ2人体制で部活を指導することによって、都合の悪いときには代わりの者が出たり、お互いに協力をしながら、都合をつけ合いながら勤務に当たれるように工夫をしているところです。

この部活動の基本方針においては、休日必ずどちらか1日は休みを取ること、また、平日の中でも1日部活動の休養日を設けることというようなことを決めておりますので、そういったところを遵守しながら、教員が仕事に向き合う時間をしっかり取る中で、働き方改革を進めているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） それは分かるんですけども、本当にその教員の長時間労働っていうか、例えば教員の方って、土日休みでも、次の週の授業の準備をしなきゃいけないとか、そういうことは多々あると思うんですよ。

この朝日新聞の連載ではないけど、続きものの中で、私ら子供のときに、学校の先生は夏休みがあるからいいなとか思ってたんですが、記事読むと、私は8月に1日も休みがなかったとか、そういう人がいるわけですね。だから根本的に今、野球なんかでも投球制限というのがありますよね。だから、もう時間外制限という、教員の方の場合は時間外制限というのを設けてもいいのではないかと思うぐらいなわけですね。

それはもう、何かその上その先生にこの指導がどうのこうのと言われたら、私は、先生はたまらんとしますよ、本当。だから、何らかのその決断っていうか、もうここは、だから何が一番大事かっていうことは、先生方がもし倒れたりして、だからそういうことがない、いわゆるフェールセーフっていうか、そういうことを起こさせないためにはきっちりした休養を取っていただくと、それが私は必要不可欠だと思います。

だから、どんなことでもいいから、とにかく何とかしてその土日を休みにするような時間の捻出の仕方っていうか、その創意工夫というのは、私はもう今の時代、必要不可欠だと感じております。何か解決の手段はないのかなど。何かあればというのか、何かあればで

はなくて、これは今現実にあるわけで、これをほっておいたら絶対あかんと思うんですよ。それを、こういう現実がありながらそのままにしておくというのは、もう不作為責任と私は思います。

それに何度も申しますが、基本給の4%やったかな。要するに実質時間外労働を払われずに、最高100時間以上時間外をさせられているのか、しているのかというか、させられているんでしょうね。こんなのあり得ないことだと思いますよね。

だから、とにかくその何かが起こる前に、事前に予防策っていうのを講じておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） 小中議員の御提案というか御指摘、話を聞きながら、私自身も大変心が痛んでおります。教職員の時間外というのは本市の大きな課題でもございます。

教師の姿というのは、やっぱり子供に映ってくるというふうに思っています。子供はやはり教師の鏡であるというふうにも思いますし、元気で教育愛にあふれた笑顔の教師が子供の前にいるということで、子供たちをしっかりと育てていく1つの大きな軸になるというふうにも考えております。

そういう中で、やはり子供たちが大好きで学校が大好きで、そういう教師のそういう仕事を、心のゆとりを持てるような、そのあたりを、今お話を聞かせていただきながら思っております。いろいろと、例えば時間外45時間以上はしないようにというような、こちらのほうからも指導はしておりますし、80時間以上を超えればそのあたりについては校長のほうから、例えば管理医のほうに行ってお話を聞いていただくとか、そういう指導も行っておりますが、ただそれだけじゃないような気もしております。

意識改革も必要でしょうし、実際に土日の部活動についても、例えば休日にするとか、今部活の地域移行を進めていますけれども、そういう形を何か取れたらいいなと思っております。そのような形でどうにか進めてまいりたいとは思っているんですが、なかなか思うようにいかないのが現実でございます。

教師というのはやっぱり子供が一番なんですよね。そして、部活っていうのも教師にとって非常に生きがいでもあるし、指導していく上で必要なものでもあるという教師もたくさんおりますので、一概に部活を土日はしないでというようなことにはならないんです。その辺りの調整が非常に難しいというところでございます。御理解いただき、ただ、地域移行についてはしっかりと着実に進めてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 理解できないことはないんですが、例えば現状で、大会への引率とか、そういうときはあっていると思うんですが、やっぱりできるだけ土日は休むようにするというシステムを構築することが、私はぜひ必要だと訴えたいと思います。

先生方が子供第一に考えるっていうのはよく分かりますが、でも、その厳然たる、要するに教員試験の志願者が明らかに減っているという、その厳然たる事実はあるわけですよ。それはやっぱり何かというと、長時間労働に対する危機感が大半を占めているんだと



思われますよね。教員だからと交際を断られるのも、そういうことに付随しているのではないかと思われるわけですよね。

やっぱり学校の先生も人の子ですからね。学校の先生にもちゃんとした自分の御家庭もあって、いろいろやらないといけないこともあって、その中で授業の準備もしないといけない、いろいろあるわけだから、これは私のお願いとして、できるだけ早期にその学校の先生が土日は安心して休めるようなシステムを構築していただきたいなと思います。

私はさらにもう1つ、長時間労働とは関係ないんですが、学校の先生が子供たちの、学問というか勉強にしてもスポーツにしても、優劣だけ、成果だけを捉えるのではなく、学校の先生にはその勉強というか、学問ってこんなに楽しいんだよと、スポーツってこんなに楽しいんだよと、そういうことを教えていただきたいと思います。単にその成果だけを求めるのではなく、現在は、その新自由主義というか、私の一番大嫌いな新自由主義っていうものようで、学校の先生には本当に子供たちに勉強の楽しさ、できる、できないだけじゃなくて、勉強の楽しさとか運動の楽しさ、それを教えていただきたいとお願いして、質問を終わります。どうかできるだけ早期に、そういうシステム構築をお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

一般質問及び総括質疑の途中ではございますが、本日はこの程度にとどめ、3月9日の本会議に継続したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月9日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

3月9日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時38分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 日城 究

大竹市議会議員 細川 雅子

令和5年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年3月9日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名   | 付 記                    |                |
|-----|--------|---|------------------------|----------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                      |                        |                |
| 第 2 | 議案第 5号 | 令和5年度大竹市一般会計予算                                  | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一括) |                |
| 第 3 | 議案第 6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算                            |                        |                |
| 第 4 | 議案第 7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                            |                        |                |
| 第 5 | 議案第 8号 | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算                            |                        |                |
| 第 6 | 議案第 9号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                          |                        |                |
| 第 7 | 議案第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算                              |                        |                |
| 第 8 | 議案第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算                              |                        | 予算特別委<br>設置・付託 |
| 第 9 | 議案第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                           |                        |                |
| 第10 | 議案第13号 | 令和5年度大竹市水道事業会計予算                                |                        |                |
| 第11 | 議案第14号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算                             |                        |                |
| 第12 | 議案第15号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算                             | (原案可決)                 |                |
| 第13 | 議案第19号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について             |                        |                |
| 第14 | 議案第21号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について           |                        |                |
| 第15 | 議案第22号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について             |                        | 総務文教           |
| 第16 | 議案第27号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |                        |                |
| 第17 | 議案第28号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                        |                        |                |
| 第18 | 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                           |                        |                |
| 第19 | 議案第33号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）                           |                        |                |
| 第20 | 議案第18号 | 大竹市子ども医療費助成条例の制定について                            |                        |                |
| 第21 | 議案第20号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について                        |                        |                |
| 第22 | 議案第23号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | (原案可決)                 |                |
| 第23 | 議案第24号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (原案可決)                 |                |
| 第24 | 議案第25号 | 大竹市認定こども園設置条例の一部改正について                          | (原案可決)                 |                |

|     |                                   |                |
|-----|-----------------------------------|----------------|
|     | て                                 |                |
| 第25 | 議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について       | (原案可決)         |
| 第26 | 議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について  | 生活環境<br>(原案可決) |
| 第27 | 議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について      | (原案可決)         |
| 第28 | 議案第32号 市道路線の廃止及び認定について            | (原案可決)         |
| 第29 | 議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)    | (原案可決)         |
| 第30 | 議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号) | (原案可決)         |
| 第31 | 議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号) | (原案可決)         |
| 第32 | 議案第37号 権利の放棄について                  | (原案可決)         |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第5号から日程第12 議案第15号(一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第13 議案第19号から日程第19 議案第33号(報告・表決)
- 日程第20 議案第18号から日程第32 議案第37号(報告・表決)

○出席議員(16人)

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 賀屋幸治  | 2番 末広天佑  |
| 3番 藤川和弘  | 4番 原田孝徳  |
| 5番 小中真樹雄 | 6番 中川智之  |
| 7番 小田上尚典 | 8番 北地範久  |
| 9番 西村一啓  | 10番 和田芳弘 |
| 11番 網谷芳孝 | 12番 児玉朋也 |
| 13番 山崎年一 | 14番 日域 究 |
| 15番 細川雅子 | 16番 寺岡公章 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

|               |      |
|---------------|------|
| 市 長           | 入山欣郎 |
| 副 市長          | 太田勲男 |
| 教 育 長         | 小西啓二 |
| 総 務 部 長       | 佐伯和規 |
| 市 民 生 活 部 長   | 中村一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原尚美 |
| 建 設 部 長       | 山本茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長   | 小田健治 |

上 下 水 道 局 長  
消 防 局 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
自 治 振 興 課 長

古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
前 田 新 吾  
神 代 亨

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第88条の規定により議長において、16番、寺岡公章議員、2番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算

議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算

議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第15号令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月7日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

15番、細川雅子議員。

〔15番 細川雅子議員 登壇〕

○15番（細川雅子） おはようございます。15番、清誠クラブの細川雅子でございます。

今回の一般質問は、みんなでつくるまちづくりの現状と課題についてをテーマといたしました。

私たち議員にとって、3月議会は新年度予算の審査を通してまちづくりの現状と課題に向き合う、いつも以上に緊張感のある議会です。一昨日の一般質問では、先輩議員、同僚議員から、市民自治や自分ごととして向き合うといったフレーズで、これからのまちづくりにおける議論がなされました。今日の私の質問も同じ方向を向いていると思っております。

す。どうぞよろしくお願いします。

私たちが、「笑顔・元気♥かがやく大竹」をキャッチフレーズにして、幸せあふれるまちをみんなでつくと決意したのは2年前です。最近になって、みんなでつくるの精神がちゃんと生きているのか心配になる出来事があり、もしかしたらみんなでつくるのは掛け声だけではなかったのかと心配になってまいりました。

今回の質問では、まちづくりの基本構想にある、みんなでの到達点や課題、これからについてお尋ねしたいと思います。みんなではいいましても、赤信号、みんなで渡れば怖くないといった意味のものとは全く違いますので、誤解のないようお願いいたします。

お尋ねしたいことを7つに整理しました。

最初に、まちづくり基本構想の再確認です。まちづくり基本構想は、私たちが実現したいまちの姿です。第5次総合計画までは10年を目標単位にしておりましたが、今回は目標期間を定めておりません。そして、実現したい姿を具体的にするために、8つの幸せを示しました。豊かな自然と共存できる幸せとか、子どもが健やかに育つ幸せなど、どれを見てもこんなふうに幸せあふれるまちになればいいなというものです。そして、この夢をかなえていく力になるのがみんなの力です。さて、ここで主体となってくるみんなとは、誰のことを言っているのでしょうか。市長のお考えを確認したいと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

2点目です。みんなでつくる、の到達点です。基本計画の施策体系を見ますと、6-1、市民と行政の協働による地域づくりのページがありまして、自治活動やコミュニティ活動の活性化が施策として挙げられておりますが、これも狭い意味でのみんなでつくるだと思っております。施策全体で市民との協働はどのようになされているのでしょうか。基本計画、実施計画、4年間の中間点に立って、現状の評価と次の2年に向けての課題などについてお尋ねいたします。

3点目が、市民力です。基本計画の中で、市民力という言葉が何度も出てまいります。自分たちのことは自分たちでやろうとする力といった解説があります。みんなでつくる力とも言い換えることができると思いますが、市民力がついたとか市民力が高まったとか実感するのはどういったときでしょうか。具体的に教えてください。

4点目です。行政と市民との関係です。みんなでつくるまちづくりで、行政と市民との関係はどのような形になっているのでしょうか。それぞれの役割があるのでしょうか。行政としたら何ができるのか、市民に対してどのようなことを期待しているのか、そして、行政と市民はどのような関係でありたいのか、市長のお考えをお聞かせください。

5点目です。最近、コロナの感染も若干落ち着いてまいりまして、私どもも市民の皆様と対話する機会が増えてまいりました。その中で肌で感じたことがあります。地域の皆様から、市は何もやってくれない、何も提案してくれない、地域に来てくれない、これは議会も同じだといったお言葉を聞く機会が増えたような気がいたします。以前からこの類いの発言はなかったわけではございません。ですが、このたびコミュニティ活動の要の方々から聞いた言葉には、少なからず衝撃を受けました。

市と市民との関係は、市ができること、市民が得意なことをお互いに理解を深めながら



一緒に考えて行動することができる関係の構築、これらを目指してきたと思っていたのですが、私の勘違いだったのでしょうか。これらは高齢化も原因の1つにあるのかもしれませんが、市民は要望して行政がやる人といった、市民と行政との構図が再び強固になってしまっているのではないかと、市と市民との溝が深くなってきているのではないかと危惧しております。実際のところ、市長はどのように感じておられますでしょうか。

6つ目です。それでは、何で溝が深まってしまったのかを考えてみました。これは、1つには行政側と市民との接し方にも原因があるのかもしれませんが、事業を実施する際に、みんなで作るの視点をどのように入れておられますでしょうか。みんなで作るの視点から事業評価をしていただけるのでしょうか。これらの視点を入れることで現場の意識が変わって、市民との接し方も変わってくるのではないかと思います。

以前つくった第5次総合計画・基本計画には、市民が担うこと、市が担うことが分かりやすく表記されていました。これからはこの部分を少し発展させ、意識づけのために評価の項目を追加することは可能ではないでしょうか。その点、考えていただけますでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

最後に、少し明るい兆しにも目を向けたいと思います。

私が知っている数少ない例ではございますが、例えば介護予防の点では、地域の中で百歳体操などの会とか地域サロンの会がたくさんできていると聞いています。また、障害者福祉に関することでは、自立支援協議会を立ち上げまして、それぞれの部会の中で特に、当事者団体が中心の動きが活発になっていると聞いております。また、公民館を拠点とした社会教育の成果である自主的な活動もございますし、地域における共助としての自主防災組織の活動、こちらは一昨日の同僚議員による一般質問でもたくさん紹介されました。

そして、私が一番うれしいと思うのは、女性たちが軸になっている起業とか、公民館を使ってカフェを開いて生き生きと活動しているのが大変うれしく思っております。これらのことは私以上に、行政現場ではそれぞれの部署とかで多くの気づきがあると思います。ぜひ紹介していただければと思います。そして、こういった市民の活動、これらと今後どのように関わっていこうと考えているのか教えてください。

以上7点、1点目、幸せづくり未来宣言の、みんなで作るについて。2点目、みんなで作る現状の評価と課題。3点目、市民力について具体的にお願いしたい。4点目、行政と市民との関係、役割。5点目、市民と市との間にある溝について。6点目、評価項目に新たにみんなでの視点を追加しないかどうか。7点目、市民の中にある新たな息吹と今後の市と市民との関わり方についてお尋ねしました。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 幸せの感じ方やよいまちの定義は、人それぞれでございます。市民の皆様方の力を最大限にいただいて行政も頑張り、大竹市がよいまちだ、大竹市が大好きだと何十年先でも皆様に自信を持ってそう言っていただけるまちにしていきたいとの思いを込めまして、皆さんとともに大竹市まちづくり基本構想を策定させていただきました。御

質問ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

大竹市まちづくり基本構想とは、議員御承知のとおり、おおむね30年後を想定しつつ、期間を定めずに将来にわたって実現したいまちの幸せを描き、その実現に向けて市民の行動規範である大竹市民憲章も踏まえた幸せづくりの未来宣言をすることで、まちづくりの将来像を示すものでございます。

その前提として、市民の皆様がさまざまな場面でまちに愛着心を持ってくださることで、まちをよくしたい、まちづくりの力になりたいという思いが生まれることがキャッチフレーズの、「笑顔・元気♥かがやく大竹」の実現につながると考えています。

そのため、基本構想を実現するための中期計画である第1期大竹市まちづくり基本計画では、基本構想で示した8つの幸せにつながる施策を6つの分野ごとに定め、それぞれの施策に成果指標を定めるとともに、毎年度更新する実施計画では、基本計画の各施策の取り組みの方針に沿った事業内容となっているかを検証、評価し、次期実施計画の策定と予算編成につなげていくというPDCAサイクルで取り組んでいます。

現在、4年間の計画期間である第1期基本計画の2年目を終えようとしていますが、現在の課題などを踏まえて、令和7年度からの次期基本計画において、重点施策などをどのように設定し、どのような生活指標を設定するかを検討しているところです。

第1期基本計画では、まちづくりの原動力としての市民力を挙げています。冒頭にも少し触れましたが、子供世代、若者世代、大人世代、それぞれの年齢段階でまちへの愛着心を持ってもらい、その愛着心が循環していくことが市民力の向上を生み、よりよいまちづくりにつながっていくという考えによるものです。

その中には市民自身による行動、行政との協働の視点なども含まれますし、何よりもまず、行政が基本構想が目指す姿を実現していくための施策をしっかりと実行し、市民の皆様が愛着心を持てるようなまちにしていくことが重要と考えています。

先ほど述べた施策、事業のPDCAサイクルによる検証、評価には、そのような取り組みになっているかを精査する意味もあります。平成23年3月に策定した第5次大竹市総合計画わがまちプランでは、市民主体のまちづくりをよいまちの実現のための重点取り組みに位置づけ、定着を図りました。現在の基本構想・基本計画においても、その理念は踏襲しており、市民の皆様のご努力、協力が大きな力になっていると感じています。

特に第1期基本計画では、市民と行政の協働による地域づくりの施策の成果指標として、自分もできれば何か地域の役に立つようなことをやってみたいと答えた人の割合や、市民力の基盤となる大竹市に愛着や誇りを持つ人の割合を挙げています。

今年度実施した幸せ実感大竹まちづくりアンケートでは、何か地域のためになる活動をしている、または現在はしていないが、今後、地域の役に立てるようなことをやってみたいと答えた人の割合は65%近くに上り、市民の皆様のご意識の高さが伺える結果となりました。市民の皆様との協働の視点から、市民の皆様のご意見を直接伺うことは重要であり、アンケートの実施や地域に出向いての意見交換、さらに自治会や社会福祉協議会、商工会議所など、市民の皆様にご身近な各種団体とも連携しながら、市民ニーズの把握、反映に努

める必要があると考えています。

一方で、限られた人員の中で日頃から職員が地域に出向いて市民の皆様の声を直接伺うことが難しく、また、一人一人異なる御意見や御要望を集約することが困難とも聞いています。高齢化などで地域コミュニティの維持が大きな課題となる中で、市民の皆様との協働のあり方、行政の役割などをどのように捉えて行政運営を行っていくべきか、まさにみんなで作るまちづくりのあり方についてしっかりと考えていき、次期基本計画にも反映していきたいと思ひますし、行政自らが市民の皆様働きかけていくことについても、それぞれの部署において基本構想や基本計画の理念を踏まえ、必要に応じて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、市民力とは全ての世代の力の集合体ですが、その中でも若い力はいつの時代もまちを動かす大きな要素です。若い世代が仕事や活動などを自由にやりがいを持ってできるようなまち、チャンスの多い魅力あるまちになるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 市長、ありがとうございます。

市長の御答弁を要約させていただくと、現在、4年間の基本計画・実施計画の中間点に立っているのので、2年後に向けて、例えば評価指標あたりの見直しとか今後の事業にどのように入れていくかを、次の第2次基本計画に向けてしっかりと精査し、考えていきたいというふうに要約できたかと思ひますが、違ったらまたお願いします。

それでちょっとばつくりと、あまり具体的な中身に踏み込んでいただけていなかったのので、例えば市長がいろいろと市民の皆様と接するときに、例えば市民の皆さんの市民力の向上とか、若い方が市に愛着を感じてくれて活動していただけるあたりで、何か気づきとかそういうようなものを感じておられて、それを職員の皆さんと共有できるような、そういった工夫というのをされていたら紹介していただきたいんですが、これを1つお願いします。

それと指標の中で、現在何か役に立つことをしてみたいと、市民の皆さんの中で、そういう方が65%いると御紹介がございました。これは以前から大竹市民ってすごくボランティア精神に富んでいるとか、やっぱり何か小さなことでもいいのでお役に立つようなことが自分にもできたら、それをしてみたいという方が思ひのほかたくさんいらっしゃるなという印象は持っておりますが、それが現実に、その一人一人の思ひが何かの形につながって実際の行動に結びついているみたいな、そういうところについてはどのように評価しているのか、この2点を教えてください。

○議長（賀屋幸治） 執行部の皆さんにちょっと確認したいんですが、今、細川議員の質問は非常に分かりやすく1番から7番まで具体的な質問をされたんですが、その1番から7番までの具体的な分かりやすい答弁というのはできないんでしょうか。

企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 1点目は、市長が感じた市民力の具体例ということでござい

ましたが、ヒアリングを受けまして、その後、企画財政課長として市民力を感じた事例をちょっと挙げてみましたので、紹介したいと思います。

非常にたくさんあったと思います。例えば、三倉岳に愛着心を持ったボルダリングの愛好家の方々が自主的に集まって新たなイベントの開催やガイドブックの発行をし、さらに皆さんで清掃活動を行われたと聞いております。また、大竹、小方、玖波などの伝統的な地域の秋祭り、また、先日はひな流し行事というのも行われていたと思います。そして、歴史研究会、手すき和紙保存会、谷和神楽団、子供食堂や健康マイスターの健康づくりの取り組み、各種の地域ボランティア活動、市内の企業や学校の取り組み、防災の取り組みなど、私が思いつく以上にさまざまなことがあると思いますし、こういった行事に市長が出席されれば、毎回庁議の場で訓示として皆さんに伝えていただいております。

2点目は、市民の声をどう施策につなげるかというところだったと思います。

一昨日の寺岡議員の質問に対して市長が答弁されたことと少し重なるところもあるんですが、これまで活気ある地域では、まさに愛着心があるキーパーソンがおられて、その方がたくさんの人とつながって1つの輪をつくって、人と人のつながりが市民力を高めて、そして、自分たちのまちは自分たちでつくるという気持ちでもって、魅力ある地域をつくり上げていただろうというふうに思います。

残念ながら人口減少、高齢化、定年延長などでそのキーパーソンとなり得る人が少なくなって、それに加えて新型コロナウイルスによって人と人のつながりまで寸断されてしまったように思います。

このことは本市だけのことでなくて、全国的な地域課題であるというふうに我々も受け止めております。ただ、これ大分収束しております。これから、各課においても、イベントや介護など地域の方々と直接お会いして接する機会も増えると思います。そういうところで吸い上げながら、行政としてどういったことの支援ができるのか、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 1点目の、市長がいろいろと感じられたことは庁議の中で共有していらっしゃるということなので、できるだけ全市的に、行政の中でも共有していただくことができているかなと思いました。

ただ、今度は逆方向ですよ。市長が感じてみんなに共有する。あとはやっぱり現場で実施に市民の皆さんといろいろ苦労しながらいろんな事業をしていらっしゃる方が、その市民との間で得た学びとか体験とかいうのを、自分のところの担当のところだけにとどめるのではなくて、それはもうちょっと全体に共有できるような場があると、みんなでよりよい体験が共有化されていくのかなというふうに思います。

それがちょっと私、さっき評価の基準に、みんなでつくるを入れていって見たらどうかというような提案をさせていただいたんですけれどもね。つつい皆様、自分の仕事が大変だとか、いいことはあっても仕事に追われたりとかして共有化できるという作業がしにくいのかなというふうに思ったものですから、これは意識してやらないとできないと思

っておりますので、第2期基本計画、実施計画に向けてはいろいろとその辺も考えていただくという御答弁だったというふうに受け止めておりますので、しっかりとお願いいたします。

それで、これ私自身もボランティア活動に、自分自身も団体に入ってみたりとか、また、同じようにやってくださっている方の友達がいたりとかしてるんですけど、先ほど、市民の中にキーパーソンとなって、それを横に広げて時間も広げてというような御紹介もいただいたんですけど、1つ1つが孤立していると、その団体の個別事情がありますので、うまくいかなくなると、どっちかという活動が終息する方向に行ってしまうたりとか、それがほかに同じような思いを持っている方につながらないとか、そういうこともあると思いますので、そこをどう行政が踏み込んで支援をしていただけるかということだと思っております。

実は去年の一般質問のときにも、コロナによってまちの中の市民活動が非常に厳しい状態になっているところをどうしていくのかといったような趣旨の質問をさせていただいているんですけども、そのときに言われて気がついたのが、ずっと市民の思いのある方たちに働きかけをしてアドバイスをしたりとか、応援をしたりとか、そういう形で行政サイド、社協であったりとか商工会議所であったりとかいろいろあると思うんですけど、そういう働きかけをしているところは、コロナの中でもそんなにしぼんでないというのが私の印象だったんですよ。

もう激減してるかと思って、特に高齢者関係のところは、そう思ったら意外とそうでもない。要するに働きかけかなと。同じように社会教育のところでも、もうみんな集まれないから、もうどどんしぼんでいってしまっているのかなと思ったら、そうでもない。コロナの中でも公民館に集まっている方たちが公民館のお祭りをしようとか、そういう動きが、元気があるところもある。

やっぱり働きかけの問題かなと思っておりますので、その辺についてどのように働きかけをしていくか、そこをしっかりとさせていただきたいんですけど、ちょっとそれで実は気になるところがあるんですけども、令和5年度はいろんな計画づくりがあるとの、先ほど紹介がございました。障害者福祉計画とか介護保険計画の第9期ですかね、それとか健康21、健康増進計画ですか。ほかにもいろいろと計画づくりをして、行政を計画的に進める中で計画をつくるんですけども、委託をほとんどのところがするのではないかと思っておりますよ。そのときに、皆さんはみんな、例えば計画の中に市民の声をどう入れていくのかとかいうのが分かっているけども、委託先まではなかなかそれが伝わらないのではないかと、そういう心配があるんですけど、その辺は委託をする際にどういった点を注視して委託をするのかというお考えがあったらお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 何点か福祉関係の計画を挙げていただきましたので、お答えをいたします。

具体的にということなんですが、これは計画を発注する際に仕様書というものをつくりまします。そして、入札をしてもらうということになりますので、具体的にこういうアン

ケートをしてくださいであるとか、こういう方々から御意見をいただいくださいというの  
 のは仕様書の段階でもう固めておりますので、そのあたりをできると思われた業者の方が  
 手を挙げてくださいます。実際に契約をするという段階になりましたら、具体的にどうい  
 うところとお話をしていくんだということもちゃんと話していきますので、そのことはき  
 ちんと伝わっていけると思っております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） しっかりと、みんなで作るの視点を入れながら計画もつくっていた  
 だけるところに委託をしていただきたいし、つくっている途中でもしっかり相談に  
 乗りながらいい計画をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はざっくりと基本構想、まちづくり計画について市長にお話を伺いました。なか  
 なか難しい視点で、具体的にどうなっているのかと言っても難しいとは思いますが、  
 ただ、このたびちょっと、やっぱりまちづくりしようよ、が掛け声だけになってないか  
 というのがとても気になりました。

頭の中では分かっているけれども、それを実際の行動の中でどうしていったらいいのか  
 というのを、多分現場の皆さんはいろいろ工夫をしたりとか、お互いに相談をしたりして  
 やっているとは思いますが、やったことがやっぱり目に見える形でみんなと共有  
 されないとそこだけの努力に終わってしまうので、市長の思いを皆さんにも共有されて  
 いるということですが、現場の思いも逆にみんなと共有できるような、そういうふうな仕組  
 みづくりをやっていただきたいと思います。

ちゃんと仕組みができれば、仕組みつくって回すまでは大変かと思いますが、その後の  
 作業はしっかりと仕組みに乗ってみんなが考えて、そこに中身を入れていけばいいこと  
 ですので、進んでいくと思います。やっぱり一番残念なのは、いろいろと市民の皆様は思  
 いがあったり発想があったり努力をしたりして、全部が全部ボランティア精神だけではなく  
 て自己実現のための活動もたくさんあるとは思いますが、何かをやりたいけど一歩踏み出  
 せない人のためには、ほかの人がやっているということが参考になるというか、勇気づけ  
 になると思います。

ちょっとさっき、女性で起業していらっしゃる方がいろいろと、とても増えているよう  
 な気がしてうれしいという話をしたんですけど、すごいそういう方たち、自分のネッ  
 トワークをたくさん持っていらっしゃるようで、一人でとか二人ぐらいでいろいろと楽し  
 そうにやっていたら、何でこんなことができるのって聞いたら、いやいや、もう人生短  
 いから今やらなくてはできなくなるといったという感じで、そういうのをその自  
 分のネットワークの中でいろいろ話を聞いて、それでまた自分もやってみよう。困った  
 ときにはそういう人に手伝ってもらってという感じで、すごくその網が広がっている  
 いうか、すごいなど。こういうのをもうちょっと行政も真似するというか、できていた  
 らもっと市民活動は広がっていくんじゃないかというふうに思っております。とても学  
 ぶことが多いです。だからそういった人にももっとまめに行政も学んでいただきたいな  
 というような思いがあって、今回この質問にいたしました。

いろいろと現場は大変かと思いますが、その先にはみんなの幸せが待っているというふ

うに思って頑張っていたきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、4番、原田孝徳議員、6番、中川智之議員、8番、北地範久議員、9番、西村一啓議員、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員、14番、日域究議員、15番、細川雅子議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第19〔一括上程〕

議案第19号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第33号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年2月27日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                                        | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------------|-------|
| 議案第19号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について        | 原案可決  |
| 議案第21号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について      | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について        | 原案可決  |
| 議案第27号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第28号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                   | 原案可決  |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                      | 原案可決  |
| 議案第33号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）                      | 原案可決  |

令和5年2月27日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○総務文教委員長（児玉 朋也） それでは、2月27日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、同日委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「予防接種健康被害調査委員会の委嘱の状況と活動内容について伺う。また、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種で後遺症はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「予防接種健康被害調査委員会の構成員は、広島県が推薦する医師と保健所長及び大竹市医師会から推薦を受けた医師で、現在、3名の方に委嘱している。今回は新型コロナウイルスワクチンに関して申請が2件出ており、その申請を審査して、現在は県を通して国に申請している状況である。今後、予防接種健康被害調査委員会で国が適用の認定をした場合は、申請者の状況に応じて今までの医療費



などの手当について国から通知があるので、大竹市が手当をしていく流れになる。また、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種について健康被害の報告はない」との答弁がございました。他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「期末手当支給割合が、1.2月から1.225月、年間2.4月から2.45月に引き上がるが、この引き上げは来年度からなるのか伺う」との質疑に対しまして、「会計年度任用職員の任期は1年度単位であることから、給与の改定があった場合、翌年度において反映することとしており、今回の期末手当の引き上げについては来年度からとなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本件では、「公共的施設の整備を必要とする事情の消防・災害対策の中で、第8分団の消防ポンプ積載車を更新整備するとあるが、この整備による他の分団の車両更新の整備の影響について伺う」との質疑に対しまして、「川手地区の車両の整備を令和6年度に予定していたが、令和5年度に整備する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）でございますが、本件では、まず、「債務負担行為の補正でマイナンバーカード交付円滑化に要する経費があるが、現在の交付率について伺う」との質疑に対しまして、「1月31日時点の交付率は、全国が60.1%で、大竹市が66.2%である。また、大竹市の申請率については1月31日時点で77.6%である」との答弁がございました。

次に、「債務負担行為の補正の変更で、地域公共交通整備に要する経費が214万円増額している理由について伺う」との質疑に対しまして、「こいこいバス等の老朽化による修繕費の増額などが理由である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

#### 日程第20～日程第32〔一括上程〕

議案第18号 大竹市子ども医療費助成条例の制定について

議案第20号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について

議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第37号 権利の放棄について

○議長（賀屋幸治） 日程第20、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてから、日程第32、議案第37号権利の放棄についてに至る13件を一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究委員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年2月27日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第18号 | 大竹市子ども医療費助成条例の制定について                            | 原案可決  |
| 議案第20号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第25号 | 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第26号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第29号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                       | 原案可決  |
| 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                           | 原案可決  |
| 議案第32号 | 市道路線の廃止及び認定について                                 | 原案可決  |
| 議案第34号 | 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）                         | 原案可決  |
| 議案第35号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）                      | 原案可決  |
| 議案第36号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）                      | 原案可決  |

|        |           |      |
|--------|-----------|------|
| 議案第37号 | 権利の放棄について | 原案可決 |
|--------|-----------|------|

令和5年3月1日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究議員 登壇〕

○生活環境委員長（日域 究） それでは、2月27日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案13件につきまして、3月1日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてでございますが、本件では、「一部負担金の500円について他市町の状況を伺う」との質疑に対しまして、「県内市町の一部負担金については、500円の負担としている市町が大多数であるが、一部の市町で初診時に500円ではない金額を求めている」との答弁がございました。

また、「今後の財源の考え方を伺う」との質疑に対しまして、「財源であるにここに子ども基金については、年齢要件を拡充せず基金の積み増しをしない場合、令和13年度まで運用できるとしていたが、年齢要件を拡充したことにより運用できる期間が令和10年度までになる見込みである。その後は、例えば空母艦載機交付金を新たに基金に積み増しすることも考える必要がある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「出産育児一時金を総額50万円に増額することのことだが、出産にかかる平均的経費は幾らか伺う。また、休日や夜間に出産した場合、料金が上がるが、加算措置はないのか伺う」との質疑に対しまして、「令和5年1月16日に開催された社会保障審議会医療保険部会で使用された資料によると、48万円が令和4年度の全施設平均出産費用の推計額とされている。また、夜間や時間外で加算された部分は医療機関の自由診療の部分となっており、各医療機関で異なるため、追加の支給は考えていない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号権利の放棄についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正についてでございますが、本件では、「設備の改善について確認をどのように行うのか。また、罰則規定はないのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市児童福祉施設指導監査実施要綱に基づく指導監査または大竹市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく報告や立ち入り調査によって確認をすることになる。なお、改善に問題があれば指導等もできることになっている。罰則については、児童福祉法に基づき市が定期的に行う施設の指導監査などを行い、基準に達していない場合には、まず、文書による指摘を行い、改善報告書の提出を求める。報告書が提出されない場合、あるいは改善の意思が見られない場合は、改善勧告を行い、さらにそれに従わない場合は、改善命令を行う。また、基準が守られていないことが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、事業の制限または停止の命令を行うことができる。さらに重大な基準違反ということになれば、事業の認可の取り消しの対応をとることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、「特定地域型保育事業とはどのような事業か伺う」との質疑に対しまして、「子ども・子育て支援法では、特定地域型保育事業という言葉が使われているが、児童福祉法の中では、同じ事業として家庭的保育事業等という言葉が使われている。基本的に同じものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「コミュニティサロン玖波だけ指定管理者が変わるとのことだが、事業内容に変更があるか伺う」との質疑に対しまして、「議会の議決を前提としてシルバー人材センターと協議を重ねており、管理運営については、基本的にこれまでのやり方を踏襲していくということを確認している。また、現在、コミュニティサロン玖波に勤務している多くのスタッフの方がシルバー人材センターに登録することにより、引き続きコミュニティサロン玖波での就業を希望されており、利用者の方はこれまでと同様の環境で施設の利用が可能である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決してお

ります。

続きまして、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では、「農道から市道に変更する理由及び市道になることによって管理に変更があるか伺う」との質疑に対しまして、「このたび市道認定をしようとする道路は、現在、農道として管理しているが、道沿いに農地はあるものの耕作者が減少しており、レジャーや生活など一般道路として利用する割合が多くなっているため、市道として管理しようとするものである。また、農道として管理を続けると、台風や豪雨などで道路が被災しても、耕作地が少ないこともあり、災害復旧費に対して国からの補助が受けにくくなっている。今後、市道として管理しても整備や維持管理については、基本的に今までと変わることはないが、道路が被災したときには国から公共土木施設災害復旧事業費に対して補助を受けられることがある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「電気代の高騰による補正との説明があったが、具体的な金額を伺う」との質疑に対しまして、「昨年度の委託に含まれる電気代の決算額が2,900万円台であったが、今年度の決算見込みでは約4,000万円となっている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「上水道と工業用水道では年間総配水量がかなり違うが、補正額が同程度である理由を伺う」との質疑に対しまして、「上水道は、工業用水道のポンプに比べ口径は若干小さいが、三ツ石調整池へ水を送るための送水ポンプに加え、小瀬川から水をくみ上げて、ろ過池へ水を入れるための取水ポンプもある。また、上水道は、配水池が工業用水道に比べて高い位置にあることやポンプの稼働時間が長いこと、さらに三ツ石調整池に紫外線消毒装置があることなどにより、電気の使用量が多いためである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「玖波雨水排水ポンプ場事業計画に要する経費の債務負担行為の期間を延長する理由を伺う」との質疑に対しまして、「広島県が計画している県道大竹湯来線道路改築事業に伴って、玖波の雨水排水ポンプ場が支障になり、移設をする必要がある。玖波雨水排水ポンプ場は、その位置が都市計画や下水道事業計画に定められており、計画の変更が必要である。今年度、業務発注して作業を行っているが、ポンプ場の位置や規模等の検討、または関連する県道改築計画との協議、調整に時間を要しており、期間を延長したい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

○14番（日域 究） 申し訳ありません、取り下げます。

○議長（賀屋幸治） ただいま取り下げの申し出がありました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から3月23日までの14日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月23日までの14日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日11時20分から第1委員会室において、正副委員長互選のため、予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。関係者はお含みの上、御参集ください。

3月24日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

1 1 時 0 5 分 散会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月9日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 末 広 天 佑

令和5年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年3月24日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                          | 付 記               |        |
|-----|--------|------------------------------|-------------------|--------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                   |                   |        |
| 第 2 | 議案第 5号 | 令和5年度大竹市一般会計予算               | 予 算 特 別<br>(原案可決) |        |
| 第 3 | 議案第 6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算         |                   | (原案可決) |
| 第 4 | 議案第 7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算         |                   | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第 8号 | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算         |                   | (原案可決) |
| 第 6 | 議案第 9号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算       |                   | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算           |                   | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算           |                   | (原案可決) |
| 第 9 | 議案第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算        |                   | (原案可決) |
| 第10 | 議案第13号 | 令和5年度大竹市水道事業会計予算             |                   | (原案可決) |
| 第11 | 議案第14号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算          |                   | (原案可決) |
| 第12 | 議案第15号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算          | (原案可決)            |        |
| 第13 | 議案第38号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 生活環境付託            |        |
| 第14 |        | 閉会中の継続審査の申し出について             |                   |        |
| 第15 |        | 議員派遣について                     |                   |        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第5号から日程第12 議案第15号（報告・討論・表決）
- 日程第13 議案第38号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第38号（報告・表決）
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について（表決）
- 日程第15 議員派遣について（表決）

○出席議員（16人）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 賀屋幸治  | 2番 末広天佑  |
| 3番 藤川和弘  | 4番 原田孝徳  |
| 5番 小中真樹雄 | 6番 中川智之  |
| 7番 小田上尚典 | 8番 北地範久  |
| 9番 西村一啓  | 10番 和田芳弘 |
| 11番 網谷芳孝 | 12番 児玉朋也 |
| 13番 山崎年一 | 14番 日域 究 |
| 15番 細川雅子 | 16番 寺岡公章 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|      |      |      |       |      |      |      |   |   |     |
|------|------|------|-------|------|------|------|---|---|-----|
| 市    | 長    | 入山欣郎 |       |      |      |      |   |   |     |
| 副市   | 長    | 太田勲男 |       |      |      |      |   |   |     |
| 教    | 育    | 長    | 小西啓二  |      |      |      |   |   |     |
| 総務   | 部    | 長    | 佐伯和規  |      |      |      |   |   |     |
| 市民   | 生活   | 部    | 長     | 中村一誠 |      |      |   |   |     |
| 健康福祉 | 部    | 長    | 兼福祉事務 | 所    | 長    | 三原尚美 |   |   |     |
| 建設   | 部    | 長    | 山本茂広  |      |      |      |   |   |     |
| 建設部  | 地籍調査 | 担当   | 部     | 長    | 小田健治 |      |   |   |     |
| 上下   | 水道   | 局    | 長     | 古賀正則 |      |      |   |   |     |
| 消    | 防    | 長    | 小田明博  |      |      |      |   |   |     |
| 総務課  | 長    | 併任選挙 | 管理    | 委員   | 会    | 事務   | 局 | 長 | 柿本剛 |
| 企画   | 財政   | 課    | 長     | 三井佳和 |      |      |   |   |     |

○出席した事務局職員

|   |   |   |   |     |   |     |
|---|---|---|---|-----|---|-----|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局   | 長 | 三上健 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 北修治 |   |     |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、3番、藤川和弘議員、4番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算
- 議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第15号令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、細川雅子議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和5年3月9日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                   | 審査の結果 |
|-------|----------------------|-------|
| 議案第5号 | 令和5年度大竹市一般会計予算       | 原案可決  |
| 議案第6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

|        |                        |      |
|--------|------------------------|------|
| 議案第7号  | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算   | 原案可決 |
| 議案第8号  | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算   | 原案可決 |
| 議案第9号  | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算     | 原案可決 |
| 議案第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算     | 原案可決 |
| 議案第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算  | 原案可決 |
| 議案第13号 | 令和5年度大竹市水道事業会計予算       | 原案可決 |
| 議案第14号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算    | 原案可決 |
| 議案第15号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算    | 原案可決 |

令和5年3月15日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

予算特別委員長 細川 雅子

[予算特別委員長 細川雅子 登壇]

○予算特別委員長(細川雅子) 去る3月9日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました令和5年度大竹市一般会計予算ほか10件の議案につきましては、13日、14日、15日の3日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

3月9日に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、細川が委員長に、中川委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

審査の内容については、御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

まず、一般会計予算の審査における主な質疑・答弁を款ごとに御報告申し上げます。

初めに、第1款議会費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「公共交通負担金が増額している理由、また、地域公共交通活性化協議会負担金550万円を新規に計上した理由を伺う」との質疑に対しまして、「公共交通負担金の増額の主な要因は、導入から12年目になるこいこいバスの車両修繕費などの増加と、令和4年度の当初予算ではコロナ禍で減少した収入の多少の回復を見込んでいたが、令和2年度から令和4年度までほぼ横ばいの推移になっているため、令和4年度の当初予算と比較して収入見込みを下方修正したためである。また、地域公共交通活性化協議会負担金については、現在の地域公共交通網形成計画が令和5年度までとなっており、令和6年度以降の計画を策定するための費用である」との答弁がございました。

次に、「自動体外式除細動器AEDについて、保有台数及びメンテナンス状況について伺う。また、リース契約することについて考えを伺う」との質疑に対しまして、「現在、AEDは市内公共施設等に43台、救急車備付けが3台ある。令和5年度は総務費以外の費目に計上しているものも含め、17台分、370万6,000円を予算計上している。それぞれメーカーが公表している6年から8年の耐用期間経過時に更新することとしている。メンテナンスについては、消耗品のパットやバッテリーはそれぞれの使用期限内で交換している。リース契約について、リースの場合はリース料率がかかるため、通常、支払い総額は高くなると認識しているが、経費負担の平準化やメンテナンス事務の簡素化という意味では、メリットもあると考えられるため研究したい」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「成年後見等報酬助成金について、前年度と比較し487万8,000円の増額となった理由を伺う」との質疑に対しまして、「成年後見等報酬助成金は、非課税世帯や生活保護受給者などが成年後見人や保佐人を必要とする場合、成年後見人などに支払う報酬のうち、足りない金額を市が助成するものである。増額となった理由は、助成者の増加によるもので、現在、助成を受けている2名に加え、令和5年度から助成を受ける方が2名、新規で在宅・施設入所の方の2名、合計6名分の助成を見込み、増額となった」との答弁がございました。

次に、「ヤングケアラーに対する支援制度を構築するための今後の支援体制及び相談員の必要資格等について伺う」との質疑に対しまして、「現在、児童福祉相談に当たっている家庭児童相談室の職員は、会計年度任用職員2名である。ヤングケアラーに対する支援体制を構築するため、令和5年度から1名増員し、3名体制で運営していく。また、相談員の資格については、国が定めるヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱の中で2点あり、1点目が、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師、介護支援専門員、介護福祉士等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者。2点目が、介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者とあるが、あくまでも望ましい要件であるため、地域の実情に応じて本事業を適切に行うことができると認められた者を配置し、相談体制を強化していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「医療体制支援事業について、病院群輪番制病

院運営事業補助金及び地域救命救急センター運営費補助金が令和5年度新たに予算化されているが、補助金の内容について伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度までは救急医療施設運営費補助金としていたが、令和5年度から名称を変更したものである。これは二次救急・三次救急に対応する医療機関であるJA広島総合病院、広島西医療センターに対する補助金であり、救急体制の異なる二次・三次救急を明確化したものである」との答弁がございました。

次に、「環境学習事業委託料について、令和4年度は二酸化炭素排出削減促進事業委託料500万円を予算計上されているが、令和5年度は191万円と減額されている。昨年度の事業の成果と来年度の事業予定と、減額となった理由について伺う」との質疑に対しまして、「当初、放課後子ども教室等での環境学習を予定していたが、二酸化炭素排出削減促進事業補助金交付の条件の変更により補助対象外となったことから、500万円のうちの約180万円の執行となった。その内訳は、小瀬川の干潟観察会、阿多田島での環境観察会である。令和5年度も同様に、自然観察会を引き続き実施したいと考えている。あわせて、環境学習に取り組んでいる市内の小学校4年生を対象に、教育委員会や学校教諭と協議しながら、環境学習の支援を行いたい」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「水産振興事業の工事請負費に阿多田かき殻一時堆積場修築工事とあるが、修築工事の内容と玖波漁港の堆積場の修築工事予定について伺う」との質疑に対しまして、「阿多田かき殻一時堆積場修築工事は、金網や高密度ポリエチレン網を原状復帰する修繕と、周辺に80センチメートル四方のコンクリートブロックを並べ、港内へのかき殻残渣の流出を防ぐ工事を行うものである。また、玖波漁港の堆積場については、国の有利な水産関係の補助金等を活用できないか検討している段階であり、時期を示すことができないが、今後も玖波漁協と協議していきたい」との答弁がございました。

次に、「林道橋りょう長寿命化事業において、林道橋りょう補修事業とあるが、補修場所について伺う」との質疑に対しまして、「本市が管理する林道橋は11橋あり、令和2年度にその全ての点検を実施し、補修が必要と判定された三倉岳キャンプ場分かれから浅原に向かう小栗林線の3橋について、令和5年度に補修工事を予定している」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「産業振興奨励金1,152万円とあるが、奨励金の交付対象件数等について伺う」との質疑に対しまして、「産業振興奨励金は、令和3年中に新たに設備投資等を行い、固定資産税の償却資産等の課税標準額が増加した3事業者が令和4年度に指定申請を行い、その3事業者を交付対象事業者に指定したため、令和5年度に交付する予定額である。また、産業振興奨励金は、事業者数及び投資額により交付予定額の変動が生じることとなる」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は、関連がありますので、一括して審査をいたしました。

本2件の審査では、まず、「地籍再調査事業の最初に実施する地区はどこか。また、工

程や委託先について伺う」との質疑に対しまして、「場所は、平成26年度と平成27年度に法務局が2地区で、いわゆる14条地図を作成しており、この2地区の間にあり、隣接する南栄1丁目から順次広げていきたいと考えている。工程は、1年目は地籍調査実施の届出を県に行い、土地の所有者を調査し、現地調査に必要な調査図素図や地籍調査票を作成し、2年目に現地で境界立会し、3年目に地籍を測定して、地籍図と地籍簿の案を作成し、閲覧を行い、4年目に閲覧を経たものを県へ認証請求し、認証が得られれば法務局に納められるということで、4年間を考えている。委託先は、地籍調査に精通した実績のある事業者を考えている」との答弁がございました。

次に、「大規模盛土造成地安全対策事業について伺う」との質疑に対しまして、「国では、谷埋め型の場合は、盛土の面積が3,000平方メートル以上、腹付け型の場合は、勾配が20度以上かつ盛土の高さが5メートル以上の造成地を大規模盛土造成地と規定しており、広島県の調査により、大竹市では16カ所が選定されている。令和2年度に広島県が調査して、16カ所のうち11カ所について第2次スクリーニングを早期に行う対象と公表した。令和3年度に大竹市で11カ所についてさらに調査して、第2次スクリーニング優先度計画を作成し、令和5年度に御園1丁目と三ツ石町の大規模盛土造成地について、第2次スクリーニングを行うこととしている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「救急救命士養成事業について、令和4年度予算額が194万1,000円であったが、令和5年度は49万2,000円と、研修負担金が減額されている理由と、本市における救急救命士の現状について伺う」との質疑に対しまして、「救急救命士の養成については、隔年で1名を計画しており、令和5年度は予定していないことが主な減額の理由である。また、本市における救急救命士は15名、消防吏員46名に占める割合は約33%である。第2救急までの救急救命士の搭乗率100%を目指し、引き続き取り組んでまいりたい」との答弁がございました。

次に、「自主防災組織の育成について、防災リーダーの増員予定と災害時における女性の視点の必要性から女性リーダーを募集することについて伺う。また、防災士の育成に係る考えを伺う」との質疑に対しまして、「地域防災リーダー認定者については、令和5年度の増員を10名と想定している。本市における自主防災組織の女性の防災リーダー登録者はいないが、令和2年度以降、40代から50代の年齢層も見受けられるようになった。女性が参画しやすいよう、周知や募集の成功事例について研究してみたい。続いて、防災士の資格取得に経費を要することは承知しているが、予算化して取得経費を負担することについての検討に至ってはいない」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「玖波地域交流施設整備事業の進め方と、住民や施設利用者の意見の反映方法について伺う」との質疑に対しまして、「今後は、4月から5月に地元の各団体の代表者に集まっていただき、市の方向性について説明する場を用意したいと考えている。その後、基本構想、基本計画を進行しながら、業者が決まれば業者も含めたワーキングスタッフ会議のようなものをつくり、自治会連合会、民生委員などの各団体や地域ジンの代表者の方に入ってきていただき、住民やさまざまな団体の意見等を集約していくための機会を設け、公民館に次ぐ新しい地域交流施設にしたいと考えている。ま



た、施設の利用者の意見を聴ける機会を設けることも考えている」との答弁がございました。

次に、「要保護及び準要保護児童援助費が682万1,000円で、令和4年度と比べて1,111万8,000円減額している理由について伺う」との質疑に対しまして、「現在、市では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者へ援助する就学支援制度を実施している。学用品費や郊外活動費、医療費などの学校にかかる費用を援助しており、学校給食費も援助の対象となる。令和5年度より学校給食費の無償化を予定しており、学校給食費を就学援助費として支給するための予算を減額したため、令和4年度と比べて予算額が大幅に減少している。就学援助費としては減額となるが、就学援助の対象となる方については、引き続き給食にかかる費用を市が負担することになる」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「固定資産税は増加しているのに対し、都市計画税が減少している要因について伺う」との質疑に対しまして、「固定資産税の課税対象が土地、家屋、償却資産なのに対し、都市計画税は土地と家屋のみである。償却資産は固定資産税の税収のうちの4割と大きなウエートを占めている。また、固定資産税の課税区域が市域全域なのに対し、都市計画税は都市計画区域の中の市街化区域のみとなっている。さらに、これまでは固定資産税をベースとして都市計画税を算出していたが、課税対象や課税区域が異なることから誤差が出るのが分かったため、今回から都市計画税の過去の課税標準額等を参考にして、算出方法を変更したため、このような結果になった」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、「ガス料金や電気料金の値上がり分が令和5年度予算に与える影響額と、光熱費の値上がり分が基準財政需要額に入っているのか伺う」との質疑に対しまして、「一般会計の電気代は、令和4年度の1億3,800万円に対し、令和5年度は1億9,400万円で、5,600万円増加している。ガス代は、令和4年度の1,170万円に対し、令和5年度は1,440万円で、270万円増加している。令和5年度の地方財政計画では、自治体の施設の光熱費高騰への対応として、一般行政経費が700億円増額されており、普通交付税の単位費用により措置されることとなっている。具体的には、基準財政需要額の算出に含まれる包括算定経費の単位費用が増額されるため、市で試算したところ、3,000万円程度増額されるものと考えている」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑、答弁を、審査した会計順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「健康づくり事業の委託料が昨年度より増額しているが、来年度に新たな事業展開を予定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「増額の理由として、歩く人の裾野を広げることを目的とし、ノルディックチャレンジという教室を来年度から新たに開催する計画であり、約90万円の予算を計上している。また、第3期データ

ヘルス計画の策定年に当たるため、策定業務委託料を55万円計上している」との答弁がございました。

次に、「居宅サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費が増額されている理由を伺う」との理由に対しまして、「居宅サービス給付費については、令和3年度の利用件数と令和4年度の見込みの利用件数を比較すると約5%増加しているため、来年度予算においても上昇を見込んで予算を計上した。また、地域密着型介護サービス給付費については、主な理由としては、来年度から地域密着型サービス事業所が1カ所新しく開設される予定であり、その給付費が増額となったためである」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計、大竹市土地造成特別会計については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件の審査では、「水道料金の値上げ分は、どのように反映させていくのか伺う」との質疑に対しまして、「料金値上げ分については、経営戦略の投資計画に基づき、管路の年間更新率1%をめどに実施すると考えている。技術職員の不足もあり、計画どおり進められていないのが実情ではあるが、老朽化対策が進むよう努めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「下水道料金の値上げ分は、どのように反映させていくのか伺う」との質疑に対しまして、「ストックマネジメント計画などに基づいて、下水道事業を実施しており、リスク評価を踏まえた優先順位の高い施設について施設の改築更新などを進めていく。技術職員の不足もあり、優先施設以外の管渠の更新などが計画どおり進められていないのが実情ではあるが、老朽化対策が進むよう努めていきたい」との答弁がございました。

次に、「漁業集落排水の管渠施設改良工事の内容について伺う」との質疑に対しまして、「猪子島から阿多田島へ汚水をポンプで送る汚水圧送管の布設替えを予定している。現在、鑄鉄管でできている管路が潮風や海水などの影響を受けて腐食老朽化が進んでおり、予定している延長250メートルについては、腐食に強いポリエチレン管への更新を考えている」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では討論はなく、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の10件では、討論はなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われました。また、執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について十分検討されて予算執行されますように要望いたします。

終わりに、連日にわたり明確で丁寧な対応をいただきました執行部の皆様に厚く御礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより、一括質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

○14番（日域 究） 議案第13号令和5年度大竹市水道事業会計予算に賛成いたします。その上で、予算審議の中で判明した今後解決すべき課題を指摘させていただきたいと思えます。

大竹市は平成6年より広島県西部用水から上水の供給を受け始め、以後、毎年1億円余りの料金を負担してきました。これは昭和56年に、大竹市が県に対し日量1万5,000立方メートルの受水の申し込みを行ったことにより始まったことですが、調べてみると日量1万5,000立方メートルという申し込み水量は、大竹市が決めたものではないようです。その前年1年間の大竹市全体の配水量が、日量平均で1万3,000立方メートル台でした。防鹿水源がなくなるならいざ知らず、それを維持した上で新たに1万5,000立方メートルを増やすということですから2倍以上になるわけで、とんでもないことですよ。その理由を予算特別委員会の中で質問しましたが、市長の答弁は、不確かな当時の記憶だと前置きした上で、県には多々お世話になっているので、その意向を受け入れたのではないかとのことでした。

この水量は、受水申し込みの12年後、そして、受水開始の前年でもある平成5年8月に、当時の水道局長が県に対し、次のように要望書を出しています。第2期工業用水の3万立方メートルが余っているから、そのうちの1万立方メートルを上水に転用し、その分だけ西部用水に申し込んだ1万5,000立方メートルを減じ、5,000立方メートルにしてほしいと。それに対し県は、工水は広島県から大竹市への譲渡手続中だから今は上水への転換は無理である。西部用水については、廿日市市に8,000立方メートルを追加で受け入れてもらい、大竹市分を7,000立方メートルに変更するとの案を示して合意し、翌平成6年には、大竹市は基本水量日量7,000立方メートルでスタートすることになりました。

つまり、大竹市は弥栄ダムに関連して、工水についても上水である県用水についても、共に過大な負担を強いられていることがよく分かります。では、1万5,000立方メートルというそのものの申し込みがどのように決まったのでしょうか。

当時の市議会の記録を見れば、水量と料金の話が切り離されていて、将来料金がどうなるのか多くの不安が持たれるとか、当然これは料金とあわせて審議に付されるのが妥当だと考えるけれども、水量ということだけで料金については全く分からないという点に非常

に大きな問題があると思うとの、産業委員長の発言も記されています。

料金抜きで水量1万5,000立方メートルを決め、それから、12年後に7,000立方メートルに減らしてもらいましたが、その後の30年近く受水した実績を見て、最高の年でも受水量は日量3,400立方メートルに過ぎません。最近では2,000立方メートルです。数年前に基本水量が5,000立方メートルに下げられましたが、基本水量に対しては使用水量と無関係に基本料金を払い続けていますから、これは大変な負担です。

令和2年度の例で試算してみると、県用水の受水コストは1立方メートル当たり135円でした。その一方、防鹿の自己水は25円です。要するに県用水は5.4倍高いのに、水質は自己水のほうが優れていて、しかもその自己水が大竹市の全ての上水の需要を十分に賄えるだけあるのです。もったいないですよ。

工業用水については、水が売れなかったら大竹市の財政の足を引っ張りかねません。県は水の需要をつくり出すために、県事業で東栄沖を埋め立てて工業団地を造り、大竹市を支援してくれました。しかし、県用水は水道料金さえ上げれば、収支は簡単に合ってしまいます。市民負担の増加ですが、増税のような反対はなかったのでしょうか。しかも当時の大竹市の水道料金は多分日本一安かったのでしょうかから、値上げもしやすいですよ。大竹市水道局は、県用水の受水開始の3年も前から予備的に値上げをし、その後、さらに3回も値上げ。日本一安いくらいだった大竹市の水道料金は、倍近くも値上げされてしまったということを忘れてはいけません。

最後に、今後どうすべきかを述べています。過去に契約した以上、今となってはどうしようもないというものもたくさんあります。しかし、県用水は違います。大竹市は単に水を買うという立場に過ぎません。県の条例上は、将来に向かって受水を取りやめることができます。自己水の5.4倍という割高な県用水について、最低の経費で最高の効果を上げるよう定めた公営企業法から見てみれば、大竹市の水道局がこれを買いつけることに問題を感じます。

大竹市上下水道局は、いつでもやめる権利がありながらそれを行使せず、漫然と高価な水を買いつけ、それでも採算が取れる料金を設定して、それが適正な水道料金だと言って利用者に負担させ続けていることにもなるわけですから、検討の余地は大いにあるように感じます。

そもそも日量1万5,000立方メートルの根拠が大竹市側には存在せず、その後も県の都合の範囲で基本水量を減らしてもらっただけです。さらに言えば、水道局が交わす契約については地方自治法の適用がなく、市議会には契約の承認を審議するという場面はありません。予算審議があるだけです。

以上を総合して考えれば、予算に反対はできませんからそれは避けませんが、県用水についてはせめて基本水量を2,000立方メートルに下げなければ申し込み自体を取りやめるという立ち位置で、市長には企業団とタフな交渉をすることを強く要望します。このままでは、昭和55年に市議会で強く懸念した当時の議員たちに合わせる顔がありません。

以上で、討論を終わります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員、賛成討論ということでよろしいんですね。

一部、中身は要望もありましたけれども、賛成討論ということでした。  
他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を、一括採決いたします。

本11件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第38号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議案第38号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第38号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、令和3年度後期高齢者医療広域連合納付金の精算に伴い、令和4年  
度歳出予算に不足額が生じる見込みとなったため、必要な予算を追加するものでござい  
ます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ108万3,000円を追加し、予算総額を5億  
2,723万円にするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を108万3,000円計上し、歳入の  
前年度繰越金で財源調整をいたしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第38号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださ  
いますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため生活環境委員会を開催いたします。委員各位にはお含

みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時37分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第38号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 議案第38号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、議案第38号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

**生活環境委員会議案審査報告書**

令和5年3月24日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第38号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 原案可決  |

令和5年3月24日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究議員 登壇〕

○生活環境委員長（日域 究） それでは、本日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第38号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでござ

ざいますが、本件では、「補正を行わずに年度末となった場合どのような対応になるか伺う」との質疑に対し、「請求があり、不足額が判明するタイミングが議会閉会後であれば、補正予算を専決処分し、次の議会で報告することになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（賀屋幸治） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 議員派遣について

○議長（賀屋幸治） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る2月27日に開会され、本日までの間、議員の皆様におかれましては、御提案申しあげました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。令和5年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

長引くコロナ禍で続いておりましたさまざまな制限が徐々に緩和され、新型コロナウイルスとの共存という形でようやく戦いに終わりが見えてきたようでございます。しかしながら、疲弊した地域の経済状況等が回復するにはまだまだ時間がかかるものと感じています。厳しい状況に変わりはございませんが、議員の皆様、市民の皆様としっかりと連携し、皆様の力を結集して取り組みを続けてまいりたいと考えております。

なお、このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。皆様におかれましてはどうか引き続きま



しての御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時08分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月24日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和5年第1回（1月）臨時会  
令和5年第2回（3月）定例会  
令和5年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522